独立行政法人農林漁業信用基金の 令和4年度に係る業務の実績に関する評価書(案)

財務省農林水産省

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人農林漁業信用基						
評価対象事業年	年度評価	令和4年度(第4期)					
度	中期目標期間	平成30~令和4年度					

2	2. 評価の実施者に関する事項								
主務大臣		農林水産大臣							
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 宮田 龍栄					
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏					
主	務大臣	財務大臣(農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保	険事業に関する評価を農林を	水産大臣と共管)					
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 芹生 太郎					
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 阪井 聡至					

3. 評価の実施に関する事項

・7月26日:年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング

・7月31日:年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取

4	70) 他	誣	価に	関す	3	重要事項	

該当なし

様式1-1-2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定								
評定	B:中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況						
(S, A, B, C, D)		平成 30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		
		В	В	В	В	В		
評定に至った理由	項目別評定は39項目のうち、Sが1項目、Aが14項目、Bが19項目、評価の対象外が5項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。 また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づきBとした。							

2. 法人全体に対する評	[‡] ···
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算 執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されて いると評価する。
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における	3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など							
項目別評定で指摘した	該当なし							
課題、改善事項								
その他改善事項	該当なし							
主務大臣による改善命	該当なし							
令を検討すべき事項								

特になし

	中期計画(中期目標)			年度評価			項目別	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	調書No	
上に	民に対して提供するサービスその他の業務の質の向 関する目標を達成するためとるべき措置	В	В	В	В	В		
1	農業信用保険業務	В	В	В	В	В	第1-1	P 1
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 【重要度:高】	во	B〇重	B〇重	B〇重	B〇重	第1-1-(1)	Р3
	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度:高】	во	A〇重	B〇重	B〇重	B〇重	第1-1-(2)	Р6
	(3) 保険事故率の低減に向けた取組	В	В	А	А	Α	第1-1-(3)	Р9
	(4) 求償権の管理・回収の取組	В	В	А	А	Α	第1-1-(4)	P13
	(5) 利用者のニーズの反映等	В	В	В	В	В	第1-1-(5)	P16
	(6) 事務処理の適正化及び迅速化	В	В	В	А	В	第1-1-(6)	P18
2	林業信用保証業務	В	В	В	Α	Α	第1-2	P21
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	В	В	В	В	В	第1-2-(1)	P23
	(2) 適切な保証料率の設定【重要度:高】	вО	B〇重	B〇重	A〇重	A〇重	第1-2-(2)	P26
	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	В	В	В	Α	S	第1-2-(3)	P28
	(4) 求償権の管理・回収の取組	В	В	В	В	В	第1-2-(4)	P33
	(5) 利用者のニーズの反映等	В	В	В	В	Α	第1-2-(5)	P35
	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	В	В	В	Α	Α	第1-2-(6)	P37
	(7) 事務処理の適正化及び迅速化	В	В	В	В	Α	第1-2-(7)	P39
3	漁業信用保険業務	В	В	Α	В	В	第1-3	P42
	(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度:高】	вО	B〇重	A〇重	B〇重	B〇重	第1-3-(1)	P44
	(2) 保険事故率の低減に向けた取組	В	В	Α	Α	Α	第1-3-(2)	P47
	(3) 求償権の管理・回収の取組	В	В	А	А	Α	第1-3-(3)	P50
	(4) 利用者のニーズの反映等	В	В	В	В	В	第1-3-(4)	P52
	(5) 事務処理の適正化及び迅速化	В	В	В	В	В	第1-3-(5)	P54
4	農業保険関係業務	В	В	В	В	В	第1-4	P57
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	В	В	В	В	В	第1-4-(1)	P59
	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	В	В	В	_	В	第1-4-(2)	P60
5	漁業災害補償関係業務	В	В	Α	Α	Α	第1-5	P62
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	В	В	В	В	В	第1-5-(1)	P64
	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	-	-	А	А	Α	第1-5-(2)	P66

	中期計画(中期目標)		年度評価					備考
第2 業務運営の効率化に関する日煙を達成するためとるが			元年度	2年度	3年度	4年度	調書No	
第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべ き措置	В	В	В	В	Α		
	1 事業の効率化(平成29年度対比5%以上の事業費の 削減)	В	В	В	В	Α	第2-1	P 68
	2 経費支出の抑制 (平成29年度対比20%以上の一般管 理費の抑制)	В	В	В	В	Α	第2-2	P70
	3 調達方式の適正化	В	В	В	Α	Α	第2-3	P 72
	4 電子化の推進	В	В	В	В	Α	第2-4	P77
第3	財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき 措置	В	В	В	В	В		
	1 財務運営の適正化	В	В	В	В	В	第3-1	P 79
	2 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	В	В	В	В	В	第3-2	P82
	3 決算情報・セグメント情報の開示	В	В	В	В	В	第3-3	P85
	4 長期借入金の条件	-	_	-	ı	ı	第3-4	P86
	5 短期借入金の限度額	-	_	В	В	В	第3-5	P87
	6 不要財産の処分に関する計画	-	_	В	В	ı	第3-6	P88
	7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	-	_	-	-	-	第3-7	P90
	8 剰余金の使途	-	_	-	-	-	第3-8	P91
第4	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	В	В	В	В	В		
	1 施設及び設備に関する計画	-	_	-	-	-	第4-1	P 92
	2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化 に関する目標を含む。)	В	В	В	В	В	第4-2	P93
	3 積立金の処分に関する事項	В	В	В	В	В	第4-3	P 96
	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	В	В	В	Α	Α	第4-4	P97
	(1) ガバナンスの高度化	В	В	В	Α	Α	第4-4-(1)	P98
	(2) 情報セキュリティ対策	В	В	В	В	В	第4-4-(2)	P103
別	1. 令和4事業年度予算及び決算		2. 令和	4事業年度	収支計画	及び実績		
紙	3. 令和4事業年度資金計画及び実績		4. 令和	4事業年度	業務収支			

⁽注1) 評価は、「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。 「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

⁽注2) 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付している。

⁽注3) 第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、2項目でA、3項目でBとなり、重要度:高とした小項目を含む3つの中項目のうち、1項目でA、2項目でBとなったため、Bとした。

[・]第1の評定については、当該人項目を構成するうの円項目のづら、2項目でA、3項目でBとなり、重要度・高とした小項目を含む3つの円項目のづら、「項目でA、2項目でBとなうだため、Bとした。
(2項目×3点+3項目×3点+2項目×3点+2項目×3点)(「5項目×2点)(「5項目×2点)=118.75%
第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、4項目でAとなったため、Aとした。(4項目×3点)/(4項目×2点)=150%
第3の評定については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち、実績のない4項目を除き、4項目でBとなったため、Bとした。(4項目×2点)=100%
第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち実績のない4項目を除き、4項目でBとなったため、Bとした。(1項目×3点+2項目×2点)=116.7%
法人の総合評価については、大項目4つのうち、1項目でA、3項目でBとなり、重要度:高とした小項目を含む1つの大項目がBであったため、Bとした。(1項目×3点+3項目×2点+1項目×2点)/(4項目×2点)(4項目×2点)=116.7% ※評価基準に基づき算定。

第1-1 農業信用保険業務

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務	務情報及び人員に関	関する情報)						
農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1—1—(1)参照)		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)			
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-1-(2)参照) (3) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-1-(3)参照)	予算額(千円)	27, 216, 555	25, 905, 763	26, 421, 390	26, 252, 062	26, 371, 908			
(4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-1-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-1-(5)参照)	決算額(千円)	21, 652, 333	21, 755, 048	21, 563, 897	21, 682, 207	21, 457, 944			
(6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6)参照)	経常費用(千円)	3, 219, 733	3, 270, 132	8, 025, 262	3, 468, 216	2, 967, 850			
	経常収支(千円)	2, 804, 602	3, 156, 208	△3, 080, 202	1, 613, 911	1, 779, 199			
	行政コスト(注)(千円)	△2, 764, 435	3, 270, 175	8, 026, 770	3, 468, 216	2, 967, 993			
	従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	%108	※110	※111	※108			

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標中期目標中期計		年度計画	法人の業務実績	主務大臣による評価					
中州日际	中期計画	十尺司四	業務実績	自己評価					
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-1-(1)参照) (2) 適切な保険料率・貸付金利の設定(第1-1-(2)参照) (3) 保険事故率の低減に向けた取組(第1-1-(3)参照) (4) 求償権の管理・回収の取組(第1-1-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等	第1一1一(1)~ (6)を参照。	同左	同左	目は評価 評定:A 3項目についてA、3項目についてBとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。	評定 B 〈評定に至った理由〉 6つの小項目のうち、2項目でA、4項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目((1)融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利の設定)でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」につ				
(第1-1-(5)参照) (6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6)参照)					いてはB評価とする。 (2項目×3点+4項目×2点+2項目×2点)/(6項目×2点+2項目×2点)=112.5% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とし、				

		重要度が高い2項目((1)融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利の設定)については、ウエイトを2倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> -
		<その他事項> -

第1-1-(1) 農業信用保険業務-融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット(ア	ウトカム) 情報							
指標等	達成目標	(参考) (平成 29 年度 (2017 年度))	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合 等と農業信用基金協会と の保証契約締結機関数	-	のべ 252 機関 期中増 19 機関	のべ 267 機関 期中増 17 機関	のべ 272 機関 期中増7機関	のべ 275 機関 期中増 5 機関	のべ 277 機関 期中増 5 機関	のべ 280 機関 期中増3機関	
融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の 取組状況	_							
農業団体等関係機関と の意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回	7回	
銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換	(参考情報欄 に記載)	16 回	30 回	14回	2回	2回	1回	H30~R元年度の指標:年20回以上、 R2~4年度の指標:基金協会から要請 のあったもの全て

3. 各事業年度の業務に	- 係る目標、計画、業務実	績、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	生度計画	ナル 証本 と 挿	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中朔日倧	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して	第1 国民に対して	(1) 融資機関等に対	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
提供するサービス	提供するサービス	する普及推進・利	なし	○ 制度の普及推進・利用促進	評定:B	<評定に至った理由>
その他の業務の質	その他の業務の質	用促進の取組		のため、農業団体等関係機関	コロナ禍において、ウェブ会議	
の向上に関する事	の向上に関する目	信用基金及び	<その他の指標>	が主催するウェブ会議及び現	システムを活用するなどして基金	取組を適確に実施していること
項	標を達成するため	農業信用基金協	〇 銀行・信用金庫・信用	地会議に7回出席し、農業信	協会と一体となって制度の普及推	から、「B」評価が妥当であ
	とるべき措置	会の信用補完機	組合等と農業信用基金	用保証保険制度の現状説明や	進・利用促進を図るため、基金協	9.0
1 農業信用保険業	1 農業信用保険業	能の発揮に向け	協会との保証契約締結	意見交換を行った。	会からの要請を受け、融資機関等	
務	務	て、農業信用基金	機関数		に対して制度の説明を行うととも	<指摘事項、業務運営上の課題
(1) 融資機関等に対	(1) 融資機関等に対	協会と一体とな	〇 融資機関等関係機関	○ 各基金協会の融資機関等に	に、普及推進等の活動を促すため	及び改善方策>
する普及推進・利用	する普及推進・利用	って、融資機関等	に対する普及推進・利用	対する活動について、ウェブ	の助成を行ったことから、Bとす	_
促進の取組	促進の取組	関係機関への訪	促進の取組状況	会議等、現地訪問以外の手法	る。	
信用基金及び農	信用基金及び農	問等により積極	・ 農業団体等関係機関と	も積極的かつ柔軟に活用し、		<その他事項>
業信用基金協会の	業信用基金協会の	的な情報交換を	の意見交換回数:年3回	コロナ禍においても基金協会		_
信用補完機能の発	信用補完機能の発	行い、農業信用保	以上	と一体となって制度の普及推	<課題と対応>	
揮に向けて、農業信	揮に向けて、農業信	証保険制度の普	・ 銀行・信用金庫・信用	進・利用促進が図られるよう	_	
用基金協会と一体	用基金協会と一体	及推進及び利用	組合等との意見交換回	取り組み、1基金協会からの		
となって、融資機関	となって、融資機関	促進の取組を実	数:農業信用基金協会か	要請を受け、当該基金協会が		
等関係機関への訪	等関係機関への訪	施し、農業者等が	ら要請のあったもの全	主催した県下融資機関等を対		
問等により積極的	問等により積極的	融資機関からの	てについて実施	象とした現地会議に出席し、		
な情報交換を行い、	な情報交換を行い、	資金調達に際し		制度説明を行った。		
農業信用保証保険	農業信用保証保険	て本制度が幅広	<評価の視点>			

- 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数(平成28年度末までの実績:のべ234機関)

<想定される外部要 因>

・・信保基をで用結る関係をはいるとに対している。
・・信保基をで用になるとに対します。
・・信保基をで用にいる。
・・信保基をで用にいる。
・・信保基をで用にいる。
・・信保基をで用がの信にがる。
・・信保基をで用がの信がる。
・・信保基をで用がの信がる。
・・信保基をで用がの信がる。
・・信保基をで用がの信がる。
・・信保基をで用がの信がる。
・・信保基をで用がる。
・・信保基をで用がるをで用がる。
・・信保基をで用がる。
・・信保基をで用がるをで用がる。
・・信保をで用がるをで用がるをで用がる。
・・信保基をで用がる。
・・信保基をで用がる。
・・信保基をで用がる。
・・信保基をで用がるをで用がるをで用がる。
・・信保基をで

取組に際しては、信用金庫、信用金庫、信用金庫、信用金庫、積極的し、積極的し、信用金庫、行、信用金庫、信用金庫、信用金融金融の拡大にする場合のはあります。 【指標】

- 銀行・信用金 庫・信用組合等と 農業信用基金協 会との保証契約 締結機関数
- 融資機関等関係機関に対する ・ 一部では、 ・ 一では、 には、 には、
- ・ 農業団体等関係 機関との意見交 換回数:年3回以 上
- ・ 銀行・信用金庫・ 信用組合等との 意見交換回数

く利用可能となるよう環境の整備を推進する。

農業信用保証保険制度の

普及推進及び利用促進の

取組を実施し、農業者等が

融資機関からの資金調達

に際して本制度が幅広く

利用可能となるよう環境

の整備を推進しているか

また、融資機関の情って、機関に、機関に、機関に、関係交は、現法、現法、明活及相が、手し、等のが、手し、等のの向関係強化を図る。

【指標】

- 銀行・信用金 庫・信用組合等と 農業信用基金協 会との保証契約 締結機関数
- 融資機関等関係機関に対する 音及推進・利用促進の取組状況
- ・農業団体等関係 機関との意見交 換回数:年3回以 上
- ・ 銀行・信用金庫・ 信用組合等との 意見交換回数: 農 業信用基金協会 から要請のあっ たもの全てにつ

- 上記の取組に加え、基金協会の創意工夫による普及推進活動を促進するため、各基金協会に対して助成を行った。
- 保証契約の締結状況については、4年度には、2基金協会において、新たに3融資機関と保証契約を締結したところ。(令和4年度末時点でのべ280融資機関と契約。)

取組方針によっ	いて実施			
ては契約に至ら				
ない融資機関も				
存在することか				
ら、評価において				
考慮するものと				
する。				
【重要度:高】				
・ 法人経営体の増				
加や他産業から				
の参入などによ				
り、農業者等の資				
金調達について、				
多様な融資機関				
が利用されるよ				
うになっている				
ことから、農業者				
等が選択した融				
資機関の業態に				
関わらず同等・同				
質の保証を円滑				
かつ適切に提供				
することが必要				
となっている。信				
用基金・農業信用				
基金協会がそれ				
ぞれの役割を踏				
まえつつ、農業信				
用保証保険制度				
の保険業務を行				
う全国組織であ				
る信用基金が、農				
業信用基金協会				
と一体となって、				
銀行、信用金庫、				
信用組合等に対				
する農業信用保				
証保険制度の普				
及推進・利用促進				
の取組を行い、上				
記の保証契約の				
拡大等を図るこ				
とが重要である				
ため。				
,2::0				
		1	1	1

第1-1-(2) 農業信用保険業務-適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主な経年データ

~· -	_ 0.11 / /								
主要	要なアウトプット(ア	ウトカム)情報							
指標等 達成目標		(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報	
主な資	『金の保険料率(保証 [・]	保険)							
特定資金	農業経営改善資金	_	年 0.06%又は 年 0.18%	年 0.06%又は 年 0.18%	年 0.06%又は 年 0.18%	年 0.06%、 年 0.13%又は 年 0.18%	年 0.06%、 年 0.13%又は 年 0.18%	年 0.06%、 年 0.13%又は 年 0.18%	
貝立	農業経営維持資金	_	年 0.18%又は 年 0.34%	年 0.18%又は 年 0.34%	年 0.18%又は 年 0.34%	年 0.34%	年 0.34%	年 0.34%	
農業旅	起資金	_	年 0.16%又は 年 0.28%	年 0.16%又は 年 0.28%	年 0.16%又は 年 0.22%	年 0.18%	年 0.18%	年 0.18%	
農業選	巨転資金	_	年 0.14%又は 年 0.26%	年 0.14%又は 年 0.26%	年 0.14%又は 年 0.26%	年 0.18%又は 年 0.23%	年 0.18%又は 年 0.23%	年 0.18%又は 年 0.23%	
農家経	Z済安定施設資金	_	年 0.11%	年0.11%	年 0.09%	年 0.09%	年 0.09%	年 0.09%	
農家生	E活改善資金	_	年 0.26%	年 0.26%	年 0.21%	年 0.21%	年 0.21%	年 0.21%	

(注)上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 各事業年度の業務に係る	る目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価		西		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
中朔日信	中期計画	平 反司四	土は計画指標	業務実績	自己評価	
(2) 適切な保険料率・貸付	(2) 適切な保険料率・	(2) 適切な保険料率・	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
金利の設定	貸付金利の設定	貸付金利の設定	なし	ア 適切な水準の保険料率の設定	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由
ア 保険料率について	ア 保険料率につ	ア 保険料率につ		○ 下記のとおり、業務収支の状況や保険事故の発生状況の	保険料率算	>
は、適正な業務運営を	いては、適正な業	いては、適正な業	<その他の指標>	実態を踏まえ料率算定委員会等における点検等を行い、リ	定委員会等に	中期目標及び中期計
行うことを前提とし	務運営を行うこ	務運営を行うこ	なし	スクを勘案した適切な水準の保険料率を設定した。	おいて、保険料	画に基づく取組を適
て、農業の特性を踏ま	とを前提として、	とを前提として、		i) 令和4年12月に料率算定委員会を開催し、	率が適当か点	確に実施しているこ
えつつ、リスクを勘案	農業の特性を踏	農業の特性を踏	<評価の視点>	・ 例年実施することとされている保険料率の点検につい	検等を行った。	とから、「B」評価
した適切な水準に設	まえつつ、リスク	まえつつ、リスク	業務収支の状況や保	ては、資金全体の現行保険料率と、収支均衡が見通され	また、令和2年	が妥当である。
定する。	を勘案した適切	を勘案した適切	険事故の発生状況の	る理論値がほぼ一致していることから、現行保険料率で	度から導入し	
その際、収支均衡に	な水準に設定す	な水準に設定す	実態等を踏まえ、料	据え置くことが適当としたが、毎年度の理論値を踏まえ	た信用リスク	<指摘事項、業務運
向けて、業務収支の状	る。	る。	率の点検は行われて	た保険料率見直しにとどまらず、保険料率体系全般を見	に応じた保証・	営上の課題及び改善
況や保険事故の発生	その際、収支均	その際、収支均	いるか	直すことが必要と整理した。	保険料率につ	方策>
状況の実態等を踏ま	衡に向けて、業務	衡に向けて、業務	信用リスク評価の精	・ 今後の課題として整理した事項	いて、令和4年	_
え、毎年度、料率算定	収支の状況や保	収支の状況や保	緻化による保証・保	主務省から4年8月に示された「独立行政法人農林漁	度に引き受け	
委員会において保険	険事故の発生状	険事故の発生状	険料率の導入に向け	業信用基金の業務・組織全般の見直し」の内容が次期中	た全ての案件	<その他事項>
料率水準の点検を実	況の実態等を踏	況の実態等を踏	た取組は行われてい	期目標に盛り込まれるものと想定し、保険料率体系全体	に適用した。	_
施し、必要に応じて、	まえ、毎年度、料	まえ、料率算定委	るか	の見直しとなることから、基金協会の理解を得るだけで	これらに加	
保険料率の見直しを	率算定委員会に	員会において保	基金協会に対する貸	なく、主務省との十分な協議が必要となり、また、経過	え、 <mark>次期中期目</mark>	
行う。	おいて保険料率	険料率水準の点	付金利は、適切な水	措置期間が必要となる可能性があることも想定し、早期	<mark>標期間で資金</mark>	

- <目標水準の考え方>
 - ・ 保険料率について は、収支相等の原則 に基づいて設定して ことを基本として、 保険料率水準の点ると を毎年度実施すると ともに、必要にが 適 当。

【重要度:高】

- ・ 保険料は、保険事業 を継続的・安定的に実 施するための不可欠 の要素であり、業務収 支の均衡に向けてそ の水準について不断 の見直しを行うこと が重要であるため。
- イ 信用リスクに応じ た保証・保険料率につ いて、農業の事業の特 性を踏まえつつ、借入 者の信用リスク評価 の精緻化(デフォルト 率の算定)による保 証・保険料率の導入に 向けて検討を進める。 検討に当たっては、 蓄積した借入者の与 信データを分析して、 農業信用基金協会と 連携を図りつつ、中期 目標期間の最終年度 までに、システム構築 を計画的に行う。

<目標水準の考え方>

・ デフォルト率の算 定に当たっては、一定 のデータ(財務データ タ、デフォルトデータ 等)の蓄積が必要であ り、取組を開始した平 成 27 年度から蓄積さ れたデータを基に、計 画的なシステム構築

- 水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

ウ 農業信用基金 協会に対していい、 は、貸付目的、考 中金利等を水 した適切な。 に設定する。

- 検を実施し、必要 に応じて、保険料 率の見直しを行 う。
- イ 信用リスクに 応じた保証・保険 料率について、農 業近代化資金、日 本政策金融公庫 資金及び沖縄振 興開発金融公庫 資金(青年等就農 資金及び農業改 良資金を除く。) 並びに農業経営 改善促進資金に ついて、借入者の デフォルト率に 基づく保証・保険 料率の円滑な滴 用に努める。
- ウ 農業信用基金 協会に対すつい、 は、貸付目的、市 中金利等を水 した設定する。

準に設定されている

に検討が開始できるよう、その検討を行うに当たって議論の素材となる論点を整理する必要があると考え、令和4年度中に論点を整理した。

具体的には、従来の保険料率体系の分析を行った結果、資金全体での収支は取れているものの、「生活資金 (農外事業資金を含む)、農業資金を合わせた資金全体で収支均衡を図っており、資金間の収支バランスが崩れている」ことなど、課題があることを認識した。

洗い出された従来の保険料率体系の課題に対し、早期 に検討が進められるよう、①考えられるより望ましい保 険料率体系の方向性及び②検討に当たって留意すべきと 考えられる点を整理した。

・ 銀行等案件の事故率に係る検証

4年度に事故率データの分析、検証を行うとともに、 基金協会(6協会)にヒアリングを行った。

今後は銀行等案件について保険事故率の低減を図るために有益な取組を基金協会に情報提供を行っていくことが必要。

・ 災害特例保険料率に係る検証

災害特例保険料率については、第4期中期目標期間に 各基金協会に浸透してきたものと考えられるが、基金協 会の活用状況のバラつき等の課題を踏まえ、次期中期目 標期間において、より適確な運用となるよう制度を改 善。

ii) 上記の料率算定委員会の結果については、令和5年2月 に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意 見交換を行い、賛意が得られた。

その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkainou.html

- イ 信用リスクに応じた保証・保険料率
- 令和2年度から導入した借入者のデフォルト率に基づく 信用リスクに応じた保険料率については、令和4年度に引 き受けた農業近代化資金等3資金*の全案件に適用した。
- ※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振 興開発金融公庫資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く)並びに農業経営改善促進資金の3資金。
- ウ 適切な水準の貸付金利の設定

日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。

<課題と対応

>

及び精緻化モデルの			
試行期間を踏まえる			
と、最終年度までの導			
入が適当。			
<想定される外部要因>	1		
・ 借入者のデフォル			
トは、経済情勢、国際			
環境の変化、災害の発			
生、法令の変更等の影			
響を受けるものであ			
るため、借入者の信用			
リスク評価の精緻化			
を行うために必要な			
デフォルトデータの			
蓄積が進まないこと			
も想定されるため、評			
価において考慮する			
ものとする。			
【重要度:高】			
・ 信用リスク評価の			
精緻化による保証・保			
険料率の設定の取組			
は、農業者等の経営努			
力を保証・保険料に反			
映するためのもので			
あり、農業者等の自主			
性と創意工夫を活か			
した経営改善の取組			
を支援する重要なも			
のであるため。			
ウ 農業信用基金協会			
に対する貸付金利に			
ついては、貸付目的、			
市中金利等を考慮し			
た適切な水準に設定			
する。			

第1-1-(3) 農業信用保険業務-保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ

2 · 1 · · · · ·										
主要なアウトプット(アウトカム)情報										
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
今期保険引受累計額① (百万円)	_	1, 755, 368	402, 440	820, 102	1, 212, 829	1, 593, 063	1, 974, 054			
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	-	668	3	60	289	594	1, 266			
保険事故率(②÷(①× 保険てん補率))	中期目標期間中 の保険事故率: 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%	<mark>0. 09%</mark>			

3. 各事業年度の業	美務に係る目標、計画	i、業務実績、年度評	価に係る自己評価及び主義	務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
中朔日悰	中期計画	十尺司四	土み計画指標	業務実績	自己評価	
(3) 保険事故率	(3) 保険事故率	(3) 保険事故率	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>
の低減に向け	の低減に向け	の低減に向け	〇 中期目標期間中	○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.09%	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>
た取組	た取組	た取組	の保険事故率:	であり、定量的指標(0.15%以下)を達成した。	中期目標期間中の保険事	中期目標及び中期計
中期目標期	中期目標期	中期目標期	0.15%以下		故率は、令和4年度末で	画に基づく取組を適確
間中に保険契	間中に保険契	間中に保険契		ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等	0.09%であり、定量的指標	に実施することはもと
約を締結した	約を締結した	約を締結した	<その他の指標>	〇 農業者の経営構造が変化し、農業者数の大幅な減少によ	(0.15%以下) の達成度合	より、保険事故率の低
案件の保険事	案件の保険事	案件の保険事	なし	り、小規模農業者からの引受が減る一方で、大規模化した	が 120%以上となった。	減に資する取組とし
故率が抑制さ	故率が抑制さ	故率が抑制さ		農業者からの高額引受案件が増加し、結果として、保険と	保険事故率が抑制される	て、法人が独自に、①
れるよう、以下	れるよう、以下	れるよう、以下	<評価の視点>	してのリスク分散が、以前より難しくなってきていること	よう、基金協会との事前協	これまでの事故事例を
の取組を行う。	の取組を行う。	の取組を行う。	保険事故率の低減に	等を踏まえ、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、	議等を確実に実施したほ	分析し、引受段階から
ア 農業信用	ア 農業信用	ア 農業信用	向けて、基金協会との	信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保	か、部分保証等の効果検証	期中管理段階までの教
基金協会に	基金協会に	基金協会に	協議、融資機関との適	険事故の発生の抑制に一定の効果を発揮している基金協会	や、要管理先案件等につい	訓を整理したカルテを
おいて適正	おいて適正	おいて適正	切なリスク分担、期中	との大口保険引受の事前協議について、その審査に当たっ	て基金協会等と連携して状	作成して基金協会へ共
な引受審査	な引受審査	な引受審査	管理等の取組は行わ	て適用するものとして「大口保険保証事前協議における引	況把握を行った。	有するとともに、②各
や代位弁済	や代位弁済	や代位弁済	れているか	受条件等内部基準」(以下「ガイドライン」という。)を農	これらに加えて、保険事	基金協会が行う期中管
が行われる	が行われる	が行われる		業構造の変化、経営・財務状況に着目した審査を充実させ	故率低減に向けた方策の拡	理活動等への助成事業
よう、農業信	よう、農業信	よう、農業信		て設定し、令和4年4月1日からの大口保険引受の事前協	充として、信用基金が主体	(例えば、基金協会
用基金協会	用基金協会	用基金協会		議に適用した。(農業資金の事前協議 116 件について適	的に取り組むことができる	が、延滞中の借入者や
の保証要綱	の保証要綱	の保証要綱		用。)	手段であり、保険事故の発	償還条件変更等に係る
等の制定・改	等の制定・改	等の制定・改		大口保険保証の事前協議案件審査に当たっては、令和4	生の抑制に一定の効果を発	融資機関との協議の際
正に伴う協	正に伴う協	正に伴う協		年3月に農業者の経営・財務状況に着目した審査(稟議)	揮している大口保険保証引	に助成)を実施した。
議並びに大	議並びに大	議並びに大		の着眼点について整理した「大口保険保証の事前協議に係	受事前協議について、令和	こうした取組等によ
口保険引受	口保険引受	口保険引受		る審査マニュアル」を活用して取り組んだ。	4年4月に設定した引受条	り、保険事故率の目標
案件及び大	案件及び大	案件及び大				値の達成度合が 120%

口保険金請 口保険金請 口保険金請 また、令和4年度においては、勉強会を4基金協会 水案件の事 求案件の事 求案件の事 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が		以上となったことか
求案件の事 求案件の事 求案件の事 ボ案件の事 施し、信用基金の審査の着眼点を紹介することにより 前協議を全 前協議を全 前協議を全 前協議を全 協会と認識を共有するとともに、今後の事前協議の際		> FA == (**********************************
前協議を全前協議を全前協議を全開放議を全開放議をと認識を共有するとともに、今後の事前協議の際		ら、「A」評価が妥当
	※に信 また、引受段階から期中	である。
│ 件について│ 件について│ 件について│		今後も、保険事故率
イングで	を整理したカルテを作成	の低減に向け、可能か
		つ必要な範囲内でこれ
イ 融資機関 イ 融資機関 イ 融資機関 56件)	事故事例の分析や留意点等	らの法人独自の取組の
との適切な との適切な との適切な ・ 大口保険引受案件の事前協議 142 件の全件(令和		継続が期待される。
リスク分担 リスク分担 リスク分担 度 141 件)	事業を活用して、基金協会	
を図るとの を図るとの を図るとの ・ 大口保険金請求案件の事前協議3件の全件(令和		<指摘事項、業務運営
観点から、農 観点から、農 観点から、農 度5件)	に繋がる取組強化が行われ	上の課題及び改善方策
業者等の負 業者等の負 業者等の負	た。	>
担や国庫負 担や国庫負 担や国庫負 一	14年 以上のことから、Aとす	_
──担の増加を │ 担の増加を │ 担の増加を │ 9月に基金協会向けの研修会をウェブにより開催した	き。 る。	
避けること 避けること 避けること		<その他事項>
に留意しつ に留意しつ に留意しつ に留意しつ 基金協会との保証要綱等の協議について、保証要綱	等の <課題と対応>	_
つ、現在実施の大切のでは、現在実施の大切のでは、現在実施の大切のでは、現在実施の大切のでは、発生の大力では、発生の大力を表現して、関係を表現して、対象を表現れるものでは、対象を表現れるものでは、まれるものでは、ままりまするものでは、対象を表現れるものでは、ままりものでは、ままりものでは、ままりものでは、ままりものでは、ままりものでは、ままりものでは、ままりものでは、ままりものでは、ままりものでは、ままりものでは、ましまするものでは、まれるものでは、ましまりものでは、ままりものでは、とものでは、とものでは、ましましまりものでは、まれるものでは、まれるものでは、ましましまりものものでは、ましま]等、	
している部している部している部となる。 条件強化)の場合等における信用基金への「通知」は		
分保証やペープ分保証やペープ分保証やペープの保証を発展している。 金協会の事務負担を軽減するため不要とし、代替措置	遣とし	
ナルティー・ナルティー・ナルティー・ナルティー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー	つい	
方式(代位弁 方式(代位弁 方式)(代位弁 方式)(代位弁 て、県版の融資要項の範囲内となっているかどうかを		
済時等に一 済時等に一 済時等に一 300 代報が するよう、農業保証保険取扱要領の変更を令和5年3		
定額を融資 定額を融資 定額を融資 行い令和5年4月からの協議に適用した。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
機関が負担 機関が負担 機関が負担 機関が負担 この見直しにより、基金協会の事務負担の軽減を図	a i i	
する方式)等 する方式)等 する方式)等 する方式)等 保証引受審査についてメリハリをつけて、厳格な審査		
の方策につ の方策につ の方策につ の方策につ 要な案件に集中しつつ、迅速化を図り、保険事故率が		
の力泉にファーの力泉にファーの力泉にファーテータの東にファーテータのカ泉にファーテータのカルファーテータのカーターのファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカルファーテータのカーファーテータのカルファーテータのカーターのファーテータのカーファーテーターのカルファーテータのカーファーテータのカーターのアーテーターのファーテーターのアーターのアーターのアーターのアーターのアーターのアーターのアーター	הטיאני,	
	18 / ch	
ともに、必要ともに、農業とは、農業信用基との一分和4年12月に業務運営の検証委員会を開催し、3		
に応じて方 信用基金協 金協会との 施している部分保証やペナルティー方式等の方策につ		
策を拡充す 会との意見 意見交換等 導入効果の検証等を行った。その結果は以下のとおり	-	
る。 交換等を行 を行うなど ・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の)効果	
ウ 農業信用 うなど連携 連携を深め は認められるものの、		
基金協会及を深めつつ、つつ、必要に ① 部分保証については、対象資金が主に負債整理	置金	
び融資機関 必要に応じ 応じて方策 に限られている、		
と連携を強 て方策を拡 を拡充する。 ② ペナルティー方式については、融資機関の負担		
化し、大口保	手 が	
険引受先を ウ 農業信用 ウ 農業信用 悪い」という意見がある		
中心に現地 基金協会及 基金協会及 など、様々な課題もあり、これを基金協会が個別に		
協議の実施 び融資機関 び融資機関 ず融資機関 するのは困難なため、上記アのとおり大口保険引受	受案件	
や期中管理と連携を強と連携を強と連携を強めの事前協議を行った。		
を通じて、必 化し、大口保 化し、大口保 ・ 主務省から信用基金に対し、利用者の利便性の向]上と	
要に応じ農 険引受先を 険引受先を 信用基金の事務処理の透明性を確保するため、標準	上処理	
業信用基金 中心に現地 中心に現地 期間の精査及び設定を検討するよう指示。第4期中		
協会が行う 協議の実施 協議の実施		
	ı	

		T	
期中管理の	や期中管理	や要管理先	標期間の事務処理を精査した上で、第5期中期目標期間
改善を求め	を通じて、必	以下に分類	については、
るなど、保険	要に応じ農	された案件	① 大口保険引受の事前協議については、標準処理期間
事故の未然	業信用基金	の期中管理	を新たに設定
防止に努め	協会等が行	報告を受け	② 保険金支払審査、保険通知等の従来から標準処理期
る。	う期中管理	ることによ	間が定められている事務については、引き続き同様に
【指標】	の改善を求	り状況を把	標準処理期間として設定
〇 中期目標	めるなど、保	握し、必要に	するとの方向で検討。
期間中の保	険事故の未	応じて経営	・ 令和4年度から、信用基金として開始した要管理特定
険事故率(直	然防止に努	改善計画の	事前協議被保証者の期中管理方針の報告書について、期
近5年の平	があまた方	進捗管理の	中管理を強化する取組を検証。要管理特定事前協議被保
均実績:	【指標】	徹底及び見	証者のうち要管理先以下とされた者を対象に、各基金協
0.15%)	〇 中期目標	直し等、農業	会に行ってもらった格付区分の9割以上は適当な格付区
<想定される外	期間中の保	信用基金協	分となっていた。
部要因>	険事故率:	会等が行う	
・保険事故に	0.15%以下	期中管理の	○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和5
ついては、経		改善を求め	年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説
済情勢、国際		るとともに、	明・意見交換を行い、賛意が得られた。
環境の変化、		期中管理要	その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。
災害の発生、		領等の見直	https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-
法令の変更		しが必要と	nou.html
等の影響を		認められる	
受けるもの		ときは、その	○ 部分保証の引受実績は、134件(令和3年度127件)。
であるため、		旨通知する	
評価におい		ことにより	ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実
て考慮する		保険事故の	施
ものとする。		未然防止に	
011 2 7 3 0		努める。	な期中管理の実施により保険事故率の低減に努めるため、
		また、農業	新たに信用基金が定めた統一的な判断基準に基づく「格付
		信用基金協	区分」とその対応策を基金協会に求めることとし、令和4
		会及び融資	年6月に定め実施した。令和4年8月末までに、保証保険
		機関との協	については、23 基金協会から、要管理特定事前協議被保証
		議等に当た	者 61 者の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を受
		っては、ウェ	け、また、融資保険については、6融資機関から、全貸付
		ブ会議等、現	先 14 者の直近の財務状況等の報告を受け、その保険引受全
		地訪問以外	案件について状況検証と格付を行い、格付区分に応じた対
		の手法も柔	応を求めた。
		軟に活用し、	
		保険事故の	○ ウェブ会議等を実施した6基金協会において、要管理特 │
		未然防止に	定事前協議被保証者のうち経営不振に陥っている先の現況
		向け、連携強	や基金協会の対応状況を確認した。
		化を図る。	
		【指標】	◇ 上記ア〜ウの取組に加え、保険事故率の低減に向けた取組
		〇 中期目標	として、最近の大口保険事故事例を中心に、
		期間中の保	1. 保証(保険)事故までの経緯
		険事故率:	2. 保証(保険)引受けに問題はなかったか
		123.30001	The Material Ability of Section of Indiana, and Indiana,

0.15%以下	3. 事故の予兆はなかったか 4. 予兆に対して適切な措置は取られたか 等について、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を 整理したカルテを作成し、信用基金ホームページ内の会員専 用ページにて情報提供を行っている。 また、令和4年度にはこのカルテを活用したウェブ勉強会 を計4回、5基金協会と開催し、引受審査時や期中管理にお いて注意すべきポイント等について意見交換を行った。	
	 ⇒ また、令和2年度から実施した助成事業を活用して、基金協会において、 ①個人信用情報機関への照会等の信用調査(31協会) ②融資機関同行巡回(25協会) ③早期延滞解消等のための3者協議(36協会) などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。 	

第1-1-(4) 農業信用保険業務-求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

王安なアプトノット(アプトガム)情報									
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
回収金収入実績(百万円)	-	2,722	2, 395	2, 681	1, 911	2,097	1,863		
回収向上に向けた取組の実	施状況								
回収実績の進捗管理実 施回数	年8回以上	80	10 回	9回	8回	8回	12 回		
現地協議の実施先数	年8先以上	7回	8回	8回	6回	14 回	11 回		
会議・研修の開催回数	年1回以上	1 🛽	1 🛽	1 🗇	0回	0回	1回		
農業信用基金協会が行 う管理・回収のための 会議への出席回数		3回	30	30	0回	0回	7回		
大口求償債務者の現況 調査の実施回数	年1回以上	1 🛛	1 🛭	1 🛭	1 🛭	1 🛭	1 🛭		

3. 各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、業務実	議、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実		主務大臣による評価
中期口标	中期計画	十反司四	土な計画指標	業務実績	自己評価	
(4) 求償権の管理・回	(4) 求償権の管理・回	(4) 求償権の管理・回	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<mark>評定:A</mark>	評価 <mark>A</mark>
収の取組	収の取組	収の取組	なし	〇 大口求償債務者や固定化し	コロナ禍の中で所期の目的が	<評定に至った理由>
農業信用基金協	農業信用基金協	農業信用基金協		ている求償権の回収見込額・回	達成されるよう努力し、回収実	<mark>中期目標及び中期計画に基づ</mark>
会の求償権の行使	会の求償権の行使	会の求償権の行使	<その他の指標>	収原資の状況及び回収方針に	績の進捗管理や基金協会との協	く取組を適確に実施することは
による回収につい	による回収につい	による回収につい	〇 回収向上に向けた取	ついて、コロナ禍を踏まえ、6	議を着実に実施した。	もとより、求償権の管理・回収
ては、回収実績の進	ては、回収実績の進	ては、回収実績の進	組の実施状況	基金協会とウェブ会議により	これらに加えて、回収に向け	に資する取組として、法人が独
捗管理や農業信用	捗管理や農業信用	捗管理や農業信用	・ 回収実績の進捗管理実	協議を実施した。	た法的措置の実施等の取組が基	自に、各基金協会が行う求償活
基金協会との現地	基金協会との現地	基金協会との現地	施回数:年8回以上	また、カルテを活用したウェ	金協会において強化されるよ	動への助成事業(例えば、基金
協議の実施等、回収	協議の実施等、回収	協議の実施等、回収	・ 現地協議の実施先数:	ブ勉強会を行った5基金協会	う、基金協会に対する助成事業	協会が、サービサーへの回収委
向上に向けた取組	向上に向けた取組	向上に向けた取組	年8先以上	に対しても、あわせて求償権の	を活用して、求償権の管理・回	託や弁護士への依頼を実施する
を着実に行う。	を着実に行う。	を着実に行う。	・ 会議・研修の開催回数:	回収向上について協議を実施	収の効率化を図った。	際に助成)を実施したことか
【指標】	【指標】	また、農業信用基	年1回以上	した。	以上のことから、Aとする。	ら、「A」評価が妥当である。
〇 回収向上に向	〇 回収向上に向	金協会との協議等	・ 農業信用基金協会が行			今後も、求償権の管理・回収
けた取組の実施	けた取組の実施	に当たっては、ウェ	う管理・回収のための会	〇 毎月の回収納付実績を集計	<課題と対応>	の促進に向け、可能かつ必要な
状況 (回収実績の	状況	ブ会議等、現地訪問	議への出席回数:年3回	し、回収納付額が2百万円以上	_	範囲内で当該法人独自の取組の
進捗管理状況、現	・ 回収実績の進捗	以外の手法も柔軟	以上	の案件を対象に回収方法及び		継続が期待される。
地協議実施状況、	管理実施回数:年	に活用し、求償権の	・ 大口求償債務者の現況	今後の方針を聴取し、求償権の		
会議・研修等開催	8回以上	回収向上に向け、連	調査の実施回数:年1回	回収努力・促進を依頼した。		<指摘事項、業務運営上の課題
状況等)	・ 現地協議の実施	携強化を図る。	以上			及び改善方策>
	先数:年8先以上	【指標】		〇 令和4年度の各基金協会の		_
	・ 会議・研修の開	〇 回収向上に向	<評価の視点>	回収納付事業計画額と納付実		

催回数:年1回以	けた取組の実施	求償権の回収向上に向け	績額との対比を行い、事業計画	<その他事項>
惟四数・井「四以 上	状況	水頂権の回収向上に向け て、回収実績の進捗管理、	額が5千万円以上の基金協会	へての他事項/
・農業信用基金協	・ 回収実績の進捗	基金協会との現地協議等	を中心にウェブ会議等を利用	
・ 辰耒信用奉並協 ・ 辰耒信用奉並協 ・ 会が行う管理・回	管理実施回数:年	基立協会との現地協議寺 の取組は行われているか	を中心にフェノ云磯寺を利用 して進捗管理を行った。	
云が1 J 管理・凹 収のための会議	8回以上	の政権は1147についるが	して進捗官珪を11.7だ。	
			○ 式機権の同収点 Lに終まる	
への出席回数:年	・現地協議の実施		〇 求償権の回収向上に資する	
3回以上	先数:年8先以上		ため、基金協会向けの研修会を	
・大口求償債務者	会議・研修の開		予定していたが、コロナ禍で開	
の現況調査の実	催回数:年1回以		催を中止し、ウェブによる事務	
施回数:年1回以	上		手続に関する説明会を実施し	
上	・農業信用基金協		た。	
	会が行う管理・回			
	収のための会議		○ 基金協会が地区ごとに開催	
	への出席回数:年		する管理・回収会議に出席し、	
	3回以上		求償権の回収努力・促進を依頼	
	・大口求償債務者		する予定であったが、コロナ禍	
	の現況調査の実		で開催の見送りや中止が多く	
	施回数:年1回以		1回に留まったため、代替措置	
	上		として一部の基金協会から「大	
			口求償債務者の現況及び今後	
			の回収方針等の報告書」の提出	
			を受け、大口求償債務者の現況	
			等を把握し、回収見込のある案	
			件について、6基金協会とのウ	
			ェブによる協議等を通じて、求	
			償権の回収努力・促進を依頼し	
			た。	
			◇ 上記の取組に加え、令和2年	
			度から実施した助成事業を活	
			用して、	
			①強制執行(競売、債権差押	
			等)、支払督促等の法的措置	
			の実施(39 協会)	
			②サービサー回収委託(30 協	
			会)	
			③弁護士への依頼(31 協会)	
			④コンビニ収納代行サービス	
			(17 協会)	
			⑤回収専門員の設置(4協会)	
			など、各基金協会の求償権管	
			理・回収の取組強化が行われ	
			た。	
			特にサービサー回収委託に	
			ついては、当初は 21 基金協会	
			のみの取組であったが、助成事	

	業の実施により回収困難な求 償権に対しては積極的に外部 委託を活用して回収を図る取 組が基金協会に浸透し、見直し 実施後3年目となる令和4年 度には30基金協会にまで増加 しており、助成事業を継続して 実施することによる求償権回	
	れた。	

第1-1-(5) 農業信用保険業務-利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

王要なアワトフット(ア	17トリム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年2回以上	2回	2回	2回	5回	4回	2回	
農業者等の全国団体等と の情報・意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回	7回	
銀行・信用金庫・信用組 合等の全国団体等との情 報・意見交換回数	年2回以上	1回	30	50	0回	0回	2回	
農業信用基金協会との情報・意見交換回数	年5回以上	34 回	35 回	27 回	15 回	31 🖸	45 回	
相談窓口の開設回数	_	_	4回	6回	7回	12 🛭	13 回	

3. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業務実	震績、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	:績・自己評価	主務大臣による評価
中朔日悰	中期可回	十反司四	土な計画目標	業務実績	自己評価	
(5) 利用者のニーズ	(5) 利用者のニーズ	(5) 利用者のニーズ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
の反映等	の反映等	の反映等	なし	〇 基金協会に対して、	評定:B	<評定に至った理由>
農業信用保証保	農業信用保証保	農業信用保証保		・ 大口保険保証の事前協議	制度に関する調査・意見募集・	中期目標及び中期計画に基づ
険制度の利用者の	険制度の利用者の	険制度の利用者の	<その他の指標>	に標準処理期間を設定する	情報交換を通じて利用者のニー	く取組を適確に実施しているこ
意見募集を幅広く	意見募集を幅広く	意見募集を幅広く	〇 利用者ニーズの反映	こと及び保険金支払い等の	ズを把握し、その意見を積極的に	とから、「B」評価が妥当であ
定期的に行うとと	定期的に行うとと	定期的に行うとと	等状況	処理に事務処理スケジュー	採り入れるとともに、災害発生時	る。
もに、融資機関や農	もに、融資機関や農	もに、融資機関や農	・ 利用者へのアンケート	ルの目安を設けることにつ	等には相談窓口を開設し、基金協	
業者等の全国団体	業者等の全国団体	業者等の全国団体	調査による意見募集回	いて意見聴取を1回、	会等と連携して対応したことか	<指摘事項、業務運営上の課題
等との情報及び意	等との情報及び意	等との情報及び意	数:年2回以上	・ 大口保険保証事前協議の	ら、Bとする。	及び改善方策>
見交換を通じて、本	見交換を通じて、本	見交換を通じて、本	・ 農業者等の全国団体等	様式の見直し案について意		_
制度に関する利用	制度に関する利用	制度に関する利用	との情報・意見交換回	見聴取を1回、計2回行っ	<課題と対応>	
者のニーズを把握	者のニーズを把握	者のニーズを把握	数:年3回以上	た。	_	<その他事項>
し、業務運営への適	し、業務運営への適	し、業務運営への適	・ 銀行・信用金庫・信用			_
切な反映と本制度	切な反映と本制度	切な反映と本制度	組合等の全国団体等と	〇 制度に関する利用者の意識		
の円滑な運営を図	の円滑な運営を図	の円滑な運営を図	の情報・意見交換回数:	やニーズを把握するため中央		
るために必要な運	るために必要な運	るために必要な運	年2回以上	畜産会主催の全国会議等にお		
用の見直しを行う	用の見直しを行う	用の見直しを行う	・ 農業信用基金協会との	いて9回意見交換等を行っ		
ほか、災害発生時等	ほか、災害発生時等	ほか、災害発生時等	情報・意見交換回数:年	た。		
に必要に応じて相	に必要に応じて相	に必要に応じて相	5回以上			
談窓口を開設し、農	談窓口を開設し、農	談窓口を開設し、農	・ 相談窓口の開設回数	○ 基金協会のブロック会議や		
業信用基金協会等	業信用基金協会等	業信用基金協会等		全国常務者会議等において、		
と連携して対応す	と連携して対応す	と連携して対応す	<評価の視点>	45 回意見交換を行った。		

る。	る。また、相談や苦	る。また、相談や苦	制度の利用者のニーズを	このうち第1-1-(3)保険	
【指標】	情等に対して適切	情等に対して適切	把握し、業務運営に反映さ	事故率の低減に向けた取組と	
〇 利用者ニーズ	に対応する。	に対応する。	せる取組は行われている	して、令和4年4月から適用	
の反映等状況(意	【指標】	また、融資機関や	か	しているガイドラインについ	
見募集や情報・意	〇 利用者ニーズ	農業者等の全国団		て、基金協会の担当者向けに	
見交換等の実施	の反映等状況	体等との情報・意見		ランク判定シートの作成方法	
状況、相談窓口開	・ 利用者へのアン	交換等に当たって		等に係る説明会を令和4年6	
設回数等)	ケート調査によ	は、ウェブ会議等、		月に開催した。	
	る意見募集回数:	現地訪問以外の手		また、大口保険保証の事前	
	年2回以上	法も柔軟に活用し、		協議について令和5年度から	
	・ 農業者等の全国	利用者ニーズの把		設定する標準処理期間内に確	
	団体等との情報・	握等に向け、相手先		実に審査を行うための事前協	
	意見交換回数:年	との意思疎通を強		議調書の様式見直しに当た	
	3回以上	化する。		り、基金協会から入力作業の	
	・ 銀行・信用金庫・	【指標】		負担軽減を図ってほしいとの	
	信用組合等の全	〇 利用者ニーズ		意見を踏まえ、様式に反映し	
	国団体等との情	の反映等状況		た。	
	報・意見交換回	・ 利用者へのアン			
	数:年2回以上	ケート調査によ		○ 台風等の災害による被害や	
	農業信用基金協	る意見募集回数:		新型コロナウイルス感染症の	
	会との情報・意見	年2回以上		影響を受けた農業者等を対象	
	交換回数:年5回	・ 農業者等の全国		に、資金の円滑な融通、既貸付	
	以上	団体等との情報・		金の償還猶予等に関する相談	
	・ 相談窓口の開設	意見交換回数:年		窓口を速やかに開設した(13	
	回数	3回以上		回)。	
		・ 銀行・信用金庫・			
		信用組合等の全			
		国団体等との情			
		報・意見交換回			
		数:年2回以上			
		・農業信用基金協			
		会との情報・意見			
		交換回数:年5回			
		以上			
		・ 相談窓口の開設			
		回数			
		H.X.			

第1-1-(6) 農業信用保険業務-事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

	王要なアワトブット(ア	′ワトカム)情報							
	指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	養務処理方法についての 原検及び見直しの検討	年1回以上	-	1 🛛	1回	1 🛭	1 🛭	1 🛭	
村	標準処理期間内の処理								
	保険通知の処理・保険 料徴収	37 日	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	納付回収金の収納	29 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	長期資金貸付審査	償還日と同日付 貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	短期資金貸付審査	月3回(5のつく 日)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	担当部署及び会計部署に おける点検実施回数	毎月1回以上	毎月2回以上	毎月2回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	

3. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業務実	震績、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中期日信	中期計画	平 反司四	土み評価指標	業務実績	自己評価	
(6) 事務処理の適正	(6) 事務処理の適正	(6) 事務処理の適正	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
化及び迅速化	化及び迅速化	化及び迅速化	なし	ア 業務処理方法についての点	評定:B	<評定に至った理由>
利用者の手続面	利用者の手続面	利用者の手続面		検及び見直しの実施状況	大口保険引受案件の事前協議	中期目標及び中期計画に基づ
での負担の軽減や	での負担の軽減や	での負担の軽減や	<その他の指標>	〇 信用基金の審査担当者が、	について、「大口保険引受事前協	く取組を適確に実施しているこ
業務の質的向上を	業務の質的向上を	業務の質的向上を	〇 業務処理方法につい	令和4年4月から適用して	議の引受条件等ガイドライン」を	とから、「B」評価が妥当であ
図るため、次の事項	図るため、次の事項	図るため、次の事項	ての点検及び見直しの	いるガイドラインを踏まえ	設定したことに伴い、一定水準以	る。
を実施し、適正な事	を実施し、適正な事	を実施し、適正な事	実施状況	た大口保険保証の事前協議	上の審査及び同一目線での審査	
務処理を行うとと	務処理を行うとと	務処理を行うとと	・ 業務処理方法について	案件審査を円滑に行うとと	を可能とするため新たに「大口保	<指摘事項、業務運営上の課題
もに、その迅速化を	もに、その迅速化を	もに、その迅速化を	の点検及び見直しの検	もに、マニュアルの活用によ	険保証の事前協議に係る審査マ	及び改善方策>
図る。	図る。	図る。	討:年1回以上	り、一定水準以上の審査及び	ニュアル」について、手続の見直	_
ア 保険引受、保険	アー保険引受、保険	ア 保険引受、保険	・ 業務処理方法について	同一目線での審査を可能と	しや審査を通じて得られた気づ	
金支払等の各業	金支払等の各業	金支払等の各業	の見直しの実施状況	するため、令和4年3月に制	きを反映させるなど、信用基金の	<その他事項>
務について、利用	務について、利用	務について、利用	〇 担当部署及び会計部	定した「大口保険保証の事前	業務の質的向上を図ったことか	_
者の利便性の向	者の利便性の向	者の利便性の向	署における点検実施回	協議に係る審査マニュアル」	ら、Bとする。	
上等に資する観	上等に資する観	上等に資する観	数:毎月1回以上	について、①標準処理期間の		
点から、事務手続	点から、事務手続	点から、事務手続		設定に伴う手続の見直し、②	<課題と対応>	
の簡素化等業務	の簡素化等業務	の簡素化等業務	<評価の視点>	これまでの審査を通じて得	_	
処理の方法につ	処理の方法につ	処理の方法につ	利用者の手続面での負担	られた気づきとして、例え		
いて毎年度点検	いて毎年度点検	いて点検を実施	の軽減や業務の質的向上	ば、「事業計画の費用の検証」		

を実施し、必要に 応じて見直しを 行う。

【指標】

○ 業務処理方法 についての点検及 び見直しの実施状

イ 保険引受、保険 金支払等の業務 について、審査等 の適正性を確保 しつつ、標準処理 期間内に案件の 処理を行う。

<目標水準の考え方

 前中期目標期間 において、目標 (85%以上の処 理)の確実な達成 が見込めるため、 本中期目標期間 においては、一層 の業務の見直し による業務処理 の迅速化を求め るため、目標を15 ポイント引き上 げ、全ての案件を 標準処理期間内 に処理すること が適当。

ウ 保険料の誤徴 収事案等の再発

を実施し、必要に 応じて見直しを 行う。

【指標】

- 業務処理方 法についての 点検及び見直 しの実施状況
- ・業務処理方法 についての点 検及び見直し の検討:年1回 以上
- ・ 業務処理方法 についての見 直しの実施状 況
- イ 保険引受、保険 金支払等の審査 について、審査 の適正性を確保 しつつ、以下の標準処理期間内に 案件の処理を行う。
- (ア) 保険通知の処 理・保険料徴収 37日
- (イ)保険金支払審 査 25日
- (ウ)納付回収金の 収納 29日
- (エ)貸付審査 農業長期資金 償還日と同 日付貸付 農業短期資金 月3回(5の つく日)
- ウ保険料の誤徴 収事案等の再発 防止策を踏まえ、 保険料及び徴収 金利息の徴収に 当たっては、請

求・納入の都度、

し、必要に応じて 見直しを行う。 【指標】

- 業務処理方 法についての 点検及び見直 しの実施状況
- 業務処理方法 についての点 検及び見直し の検討:年1回 以上
- ・ 業務処理方 法についての 見直しの実施 状況
- イ 保険引受、保険 金支払等の業務 について、審査等 の適正性を確保 しつつ、以下の標 準処理期間内に 案件の処理を行 う。
- (ア)保険通知の処 理・保険料徴収 37日
- (イ)保険金支払審 査 25日
- (ウ)納付回収金の 収納 29日
- (エ)貸付審査 農業長期資金 償還日と同 日付貸付 農業短期資金 月3回(5の つく日)

を図るため、事務処理の適 正化及び迅速化に向けた 取組は行われているか

- として、「飼料価格、原油価格(光熱費)、資材費などの経費が高騰基調にある中、適切なストレスがかけられているか」などを確認することや、現在記載されていない審査上の留意点について追記等を行う改定を令和5年3月に実施した。
- 大口保険保証の事前協議 に令和5年度から設定する 標準処理期間内に確実に審 査を行うための事前協議 書の様式見直しに当たり、基 金協会から入力作業の負担 軽減を図ってほしいとの意 見を踏まえ、様式に反映し た。
- イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全 て処理を行った。

また、大口保険保証事前協議 については、案件を受理してから営業日で10日以内に処理するとする標準処理期間を新た に設定。

- ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収
- 保険料及び貸付金利息に ついて、定められた納入期日 に確実に徴収した。
- 貸付金について、期日どお りに確実に回収した。
- なお、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行うよう努めたが、以下の事案が発生した。

防止策を踏まえ、	担当部署及び会	計部署において	・ 令和4年11月、災害特例	
保険料及び貸付	計部署において	正確性の点検を	保険料率適用に係る事務に	
金利息の徴収に	正確性の点検を	実施し、保険料や	おいて、災害区分コード(申	
当たっては、請	実施し、保険料や	貸付金利息を確	請された災害に対応する協	
求・納入の都度、	貸付金利息を確	実に徴収する。	会ごとの災害の番号)を誤っ	
担当部署及び会	実に徴収する。	また、貸付金に	て通知した事案が発生、これ	
計部署において	また、貸付金に	ついては、確実に	をきっかけとして災害特例	
正確性の点検を	ついては、確実に	回収する。	保険料率を適用した全案件	
実施し、保険料や	回収する。	【指標】	の確認を行ったところ、本来	
貸付金利息を確	【指標】	〇 担当部署及	適用すべき災害特例保険料	
実に徴収する。	〇 担当部署及	び会計部署に	率が適用されていない案件	
また、貸付金に	び会計部署に	おける点検実	があることが判明し、令和5	
ついては、確実に	おける点検実	施回数:毎月1	年3月に該当基金協会に、精	
回収する。	施回数:毎月1	回以上	算を行う旨連絡の上、令和5	
【指標】	回以上		年4月に精算を行った。	
〇 担当部署及び			災害特例保険料率の誤適	
会計部署におけ			用は、基金協会からの災害特	
る点検実施状況			例申請を農業保証保険シス	
			テムに誤登録したこと等に	
			よるものであり、再発防止策	
			として、災害特例申請時に基	
			金協会からシステムへの登	
			録に必要な情報が通知され	
			るよう申請様式を改める農	
			業保証保険取扱要領の変更	
			を令和5年3月に実施した	
			(令和5年4月からの申請	
			に適用)ほか、農業保証保険	
			システムへの登録作業の効	
			率化、省力化を図るための当	
			該申請の受理以降の事務フ	
			ローの見直しを行った。	

第1-2 林業信用保証業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報		②主要なインプット情報(財務	務情報及び人員に	関する情報)			
林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	(第1一2一(1)参照)		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(2) 適切な保証料率の設定 (3) 代位弁済率の低減に向けた取組	(第1—2—(2)参照) (第1—2—(3)参照)	予算額(千円)	12, 631, 226	13, 564, 838	11, 905, 538	11, 702, 685	11, 691, 778
(4) 求償権の管理・回収の取組 (5) 利用者のニーズの反映等	(第1-2-(4)参照) (第1-2-(5)参照)	決算額(千円)	7, 369, 787	9, 141, 894	6, 780, 393	6, 546, 139	6, 578, 908
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	(第1-2-(6)参照)	経常費用(千円)	1,061,724	1, 316, 065	1, 173, 205	593, 633	700,392
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 	(第1一2一(7)参照)	経常収支 (千円)	△408, 383	△482,880	△581,920	330, 864	203, 136
		行政コスト(注)(千円)	485, 402	1, 316, 105	1, 175, 101	593, 633	709,766
		従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	%108	※110	※111	※108

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業	美務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による	平価		
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	主務大臣による評価	
中期日际	中期計画	平 反司四	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその 他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利	第1―2―(1)〜 (7)を参照。	同左	同左	評定: A 2項目についてS、4項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「2 林業信用	, - 17 3 XH17 2 3 XH
用促進の取組 (第1-2-(1)参照) (2) 適切な保証料率の設定 (第1-2-(2)参照)				保証業務」についてはA評価とする。	でA、2項目でBとなった。この うち、重要度が高い業務とされ た1項目((2)適切な保証料率 の設定)でAとなり、「独立行政
(第1-2-(2) 参照) (3) 代位弁済率の低減に向けた取組 (第1-2-(3) 参照) (4) 求償権の管理・回収の取組					法人農林漁業信用基金の業務の 実績に関する評価の基準」に基 づき評価を行った結果、 中項目
(第1-2-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等					「2 林業信用保証業務」につい てはA評価とする。
(第1-2-(5)参照) (6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 (第1-2-(6)参照) (7) 事務処理の適正化及び迅速化					(1項目×4点+4項目×3点 + 2項目×2点+1項目×3 点)/(7項目×2点+1項目× 2点)=143.75%
(第1-2-(7)参照)					※算定にあたっては、評定毎の 点数を、S:4点、A:3点、B: 2点、C:1点、D:0点とし、 重要度が高い1項目((2)適切

<指摘事項及び改善方 < < < <	、業務運営上の課題 策>
	項>

第1-2-(1) 林業信用保証業務-融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ

2. 工安な性十月 ノ									
主要なアウトプット(アウ	主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
保証引受件数	前年度実績 以上	1,047件 272億65百万円	1,008 件 282 億 62 百万円	1, 045 件 316 億 72 百万円	932 件 293 億 53 百万円	709 件 207 億 99 百万円	617 件 160 億 81 百万円	令和2年度から、指標の件数の算式を 「概ね過去5年間の平均増減率 ×前年 度実績」に変更。	
保証引受件数のうち制度 資金に係るものの比率	前年度実績 以上	43.9% 460件 158億33百万円	43.6% 439件 170億17百万円	40.8% 426件 191億60百万円	39.7% 370件 174億39百万円	42.9% 304件 119億円	43.3% 267件 97億09百万円	令和2年度から、指標の比率の算式を 「概ね過去5年間の平均増減率 ×前年 度実績」に変更。	
融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の 取組状況									
関係団体、都道府県へ の制度説明回数	年 17 回以上	30 回	41 回	40 回	19 回	20 回	22 回		
融資機関への訪問によ る制度普及回数		135 回	112 💷	95 回	(167回)	(143回)	(127回)	()書は現地訪問以外の手法による 制度普及回数。	

3. 各事業年度の業務に	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価		
一 中 州日信	中期計画	平及計画	土は評価指標	業務実績	自己評価			
2 林業信用保証業	2 林業信用保証業	2 林業信用保証業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B		
務	務	務	なし	○ 令和4年度の保証引受は、	<mark>評定: A</mark>	<評定に至った理由>		
(1) 融資機関等に対	(1) 融資機関等に対	(1) 融資機関等に対		617 件 (160 億 81 百万円) とな	都道府県が主催する会議への	中期目標及び中期計画に基づく		
する普及推進・利用	する普及推進・利用	する普及推進・利	<その他の指標>	り、指標値(650件)の 94.9%	参加や融資機関に対する電話に	取組を適確に実施していること		
促進の取組	促進の取組	用促進の取組	〇 保証引受件数:概ね過	となった。保証引受件数及び引	よる制度普及に加え、 <mark>融資機関中</mark>	から、「B」評価が妥当であ		
信用基金の信用	信用基金の信用	信用基金の信	去5年間の平均増減率	受金額の減少は、前年度に引き	央団体等への訪問による積極的	る 。		
補完機能の発揮に	補完機能の発揮に	用補完機能の発	×前年度実績	続きコロナ禍の影響によるも	な意見交換の実施、パンフレット			
向けて、 <mark>融資機関や</mark>	向けて、融資機関や	揮に向けて、融資	(91.7%×709 件=650	のに加え、融資機関との適切な	<mark>の大幅な見直しによる普及ツー</mark>	<指摘事項、業務運営上の課題		
林業関係団体等へ	林業関係団体等へ	機関や林業関係	件)	リスク分担を図るための 80%	ルの拡充、融資機関を含む業界紙	及び改善方策>		
の訪問等により積	の訪問等により積	団体等への訪問	〇 保証引受件数のうち	保証を原則とする取組を着実	や会報誌への積極的な寄稿等に	_		
極的な林業信用保	極的な林業信用保	等により積極的	制度資金に係るものの	に進めたことや、木材価格高騰	より、保証制度の普及を通じた利			
証制度の普及推進	証制度の普及推進	な林業信用保証	比率: 概ね過去5年間の	(ウッドショック)による国産	用促進に取り組んだこと、これに	<その他事項>		
及び利用促進に向	及び利用促進に向	制度の普及推進	平均増減率 ×前年度実	材需要増加による事業者の財	より林業信用保証制度への関心	_		
けた取組を実施す	けた取組を実施す	及び利用促進に	績	務状況改善等に伴い保証ニー	が高まり、普及の機会が拡大した			
<mark>る。</mark> 特に、政策効果	る。特に、政策効果	向けた取組を実	(99.7 % × 42.9 % =	ズが低下したこと等が主な要	ことから、当初の計画以上の成果			
の高度発揮の観点	の高度発揮の観点	施する。特に、政	42. 8%)	因と考えられる。	<mark>と認められる。</mark>			
から、林業・木材産	から、林業・木材産	策効果の高度発	○ 融資機関等関係機関	また、保証引受件数のうち制	また、制度資金の比率は指標値			
業改善資金助成法	業改善資金助成法	揮の観点から、林	に対する普及推進・利用	度資金に係るものの比率は	を上回った。			
(昭和 51 年法律第	(昭和 51 年法律第	業・木材産業改善	促進の取組状況	43.3%となり、指標値(42.8%)	なお、保証引受件数が指標値を			

42号) 又は林業経営 基盤の強化等の促 進のための資金の 融通等に関する暫 定措置法(昭和54年 法律第51号。以下 「暫定措置法」とい う。)に基づき都道 府県知事の認定を 受けた計画の実施 に必要な資金 (制度 資金)に係る保証利 用を促進する。

【指標】

- 〇 保証引受件数 (直近5年の平 均実績:1,260件)
- 〇 保証引受件数 のうち制度資金 に係るものの比 率(直近5年の平 均実績:50%)
- 融資機関等関 係機関に対する 普及推進・利用促 進の取組状況(制 度説明回数等)

<想定される外部要 因>

· 保証引受件数 は、木材の需給動 向等による林業・ 木材産業の設備 投資や運転資金 の借入額の変動 のほか、融資機関 によるプロパー 融資の動向等に 影響を受けるも のであることか ら、評価において 考慮するものと する。

42号) 又は林業経営 基盤の強化等の促 進のための資金の 融通等に関する暫 定措置法(昭和54年 法律第 51 号。以下 「暫定措置法」とい う。)に基づき都道 府県知事の認定を 受けた計画の実施 に必要な資金 (制度 資金)に係る保証利 用を促進する。 【指標】

- 〇 保証引受件数
- 〇 保証引受件数 のうち制度資金 に係るものの比
- 〇 融資機関等関 係機関に対する 普及推進・利用促 進の取組状況
- · 関係団体、都道 府県への制度説 明回数:年17回 以上
- ・ 融資機関への訪 問による制度普 及回数

資金助成法(昭和 51 年法律第 42 号)、林業経営基 盤の強化等の促 進のための資金 の融通等に関す る暫定措置法 (昭 和 54 年法律第 51

号。以下「暫定措 置法 という。)又 は木材の安定供 給の確保に関す る特別措置法 (平 成8年法律第 47 号)に基づき都道 府県知事等の認 定を受けた計画 の実施に必要な

を促進する。 また、融資機関 等関係機関への 訪問等に当たっ ては、ウェブ会議 等、現地訪問以外 の手法も柔軟に 活用し、制度の普 及推進等に向け、 相手先との関係 強化を図る。

資金 (制度資金)

に係る保証利用

【指標】

- 〇 保証引受件数: 概ね過去5年間 の平均増減率×前 年度実績
- 〇 保証引受件数 のうち制度資金 に係るものの比 率:概ね過去5年 間の平均増減率× 前年度実績
- 〇 融資機関等関 係機関に対する 普及推進・利用促 進の取組状況

- 関係団体、都道府県へ の制度説明回数:年17回 以上
- ・ 融資機関への訪問によ る制度普及回数

<評価の視点>

林業信用保証制度の普及 推進及び利用促進、制度資 金に係る保証利用促進に 向けた取組が行われてい るか

を上回った。

- 下記のとおり、林業信用保証 制度の普及推進を通じた利用 促進のため、融資機関、林業関 係団体、都道府県等への対応を 行った。
- 都道府県が主催する会議 への参加等による保証制度 の普及を 22 回実施した。そ の際、現地訪問だけでなく、 ウェブ会議方式による参加 や資料提供により、可能な限 り、林業信用保証を広く普及 できるよう取り組んだ。
- 融資機関に対して、保証審 査業務を行いながら、限られ た時間の中、手分けして、電 話による制度説明を 127 回 実施し、制度の普及に取り組 んだ。その際、新型コロナウ イルス感染症やウッドショ ックによる影響についての 聞き取りも実施し、事業者を 取り巻く状況や保証ニーズ の把握等に努めた。
- 融資機関中央団体や林業 関係中央団体を 22 回訪問 し、林業信用保証の説明や経 営者保証への対応等に関し て積極的に意見交換を行っ た。これにより、先方におい て、今後の連携強化の意向が 表明されたり、会報誌への寄 稿依頼や、林業信用保証制度 に関する勉強会開催を前向 きに検討いただく等の効果 が得られた。
- ・ 従来、1種類であった紙べ ースでのパンフレットを大 幅に見直し、林業信用保証の メリット等をシンプルにわ かりやすく盛り込んだ事業 者向けのものと、林業・木材 産業の最近の動向や制度の 詳細等を盛り込んだ融資機

下回っているのは、前年度に引き 続きコロナ禍の影響によるもの に加え、ウッドショックを契機と した事業者の自立等が影響して いるものと考えられる。

以上のとおり、中期目標を上回 る水準の取組を行ったことはも とより、次期中期目標の実現に向 けて前倒しで業務を進めたこと も考慮して、Aとする。

<課題と対応>

	 1	
・関係団体、都道	関向けのものの2種類を新	
府県への制度説	たに作成し、普及ツールの充	
明回数:年 17 回	実に取り組んだ。作成したパ	
以上	ンフレットは、随時更新可能	
・ 融資機関への訪	なものとして信用基金ウェ	
問等による制度	ブサイトへ掲載するととも	
普及回数	に、融資機関等の関係団体へ	
	広く配布したほか、主務省が	
	主催する都道府県向け会議	
	等においても、制度説明資料	
	として活用した。これによ	
	り、個別の事業者から制度に	
	関する問合せを受けたり、広	
	域的に木材流通を行う団体	
	から自社のウェブサイトへ	
	のパンフレット掲載を希望	
	する申し出を受けるなどの	
	効果が得られた。	
	・ 従来、林業関係中央団体の	
	会報誌や金融関係の業界紙	
	に限り、広告を掲載していた	
	が、主務省のご協力のもと、	
	林野庁や森林管理局の広報	
	誌等にも広告を掲載すると	
	ともに、木材関係の業界紙に	
	特集記事を掲載したり、融資	
	機関中央団体や林業関係団	
	体の広報誌への寄稿を積極	
	的に行った。この結果、融資	
	機関からの意見交換の申し	
	出や別の会報誌にも寄稿す	
	る機会をいただくなどの効	
	果が得られた。	
	7,55 19 5 15/20	

第1-2-(2) 林業信用保証業務-適切な保証料率の設定

2. 主な経年データ

主要なアウトプット(ア	プウトカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、
主な資金の保証料率								

31100.73	ZEAG IN	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	_	年 0.20~1.80% (8 段階)						
制度資金(木材産業等高度化推進資金4倍協調等)	_	年 0.15~1.35% (8 段階)						
制度資金(林業・木材産 業改善資金等)	_	年 0.10~0.90% (8 段階)	(0 权怕)					

3. 各事業年度の第	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中和計画	生典計画	→+ >証体比描	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価			
(2) 適切な保証	(2) 適切な保証	(2) 適切な保証	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A		
料率の設定	料率の設定	料率の設定	なし	○ 下記のとおり、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態	<mark>評定:S</mark>	<評定に至った理由>		
保証料率に	保証料率に	保証料率に		等を踏まえ、料率算定委員会における点検等を行い、適切な水	令和3年10月以降、特例	中期目標及び中期計画		
ついては、適正	ついては、適正	ついては、適正	<その他の指標>	準の保証料率を設定した。	ルールの見直しに積極的に	に基づく取組を適確に		
な業務運営を	な業務運営を	な業務運営を	なし	i) 令和4年12月に料率算定委員会を開催し、保証料率水準	取り組むことにより、当初の	実施することはもとよ		
行うことを前	行うことを前	行うことを前		の点検を実施した。その結果は以下のとおり。	想定以上のペースで見直し	り、法人が独自に、契		
提として、林業	提として、林業	提として、林業	<評価の視点>	・ 特例ルール (制度資金の優遇保証料率の運用や個々の保	が進み、令和4年度において	約更新の機会を捉え、		
の特性を踏ま	の特性を踏ま	の特性を踏ま	業務収支の状況や代	証料率の弾力的な運用)の見直し状況について点検したと	は、特例保証料率の新規適用	引受先の理解を得つつ		
えつつ、リスク	えつつ、リスク	えつつ、リスク	位弁済の発生状況の	ころ、令和4年度上半期において特例保証料率の新規適用	を0件とすることができた。	優遇料率の縮小等の取		
を勘案した適	を勘案した適	を勘案した適	実態等を踏まえ、料率	は無く、令和3年度の特例保証料率の適用実績(15 件、	これは、従来の保証審査に加	組を推進したことによ		
切な水準に設	切な水準に設	切な水準に設	の点検、検討は行われ	保証額9.7億円)と比べ、件数・金額ともに見直しが着実	え、中期計画策定時には想定	り、今後、林業信用保		
定する。	定する。	定する。	ているか	に進んでいることが明らかとなった。	できなかった新型コロナウ	証業務収支の長期的な		
その際、収支	その際、収支	その際、収支		・ 業務収支について点検したところ、近年の収支差赤字は	イルス感染症や原材料・燃油	均衡に向け一定の効果		
均衡に向けて、	均衡に向けて、	均衡に向けて、		1~2億円程度に縮小し、交付金により赤字を補填できる	価格高騰へ対応するための	が期待できることか		
業務収支の状	業務収支の状	業務収支の状		状況になってきており、全体の収支はバランスが取れてい	新たな保証審査を実施する	ら、「A」評価が妥当		
況や代位弁済	況や代位弁済	況や代位弁済		る状況で安定している。	中であっても、限られた人材	<mark>である</mark> 。		
の発生状況の	の発生状況の	の発生状況の		・ 以上のことから、近年の全体の収支バランスが取れる状	リソースで担当職員が厳し	<指摘事項、業務運営		
実態等を踏ま	実態等を踏ま	実態等を踏ま		況で安定してきており、現時点で業務収支全体に大きな問	い交渉においてもぶれるこ	上の課題及び改善方策		
え、毎年度、料	え、毎年度、料	え、料率算定委		題はなく、直ちに保証料率を見直す必要はないと考えられ	となく、粘り強く交渉を重ね	>		
率算定委員会	率算定委員会	員会において		ることから、令和5年度は、現行の保証料率を据え置くこ	た成果と認められる。	_		
において保証	において保証	保証料率水準		ととした。	その上で、 <mark>業務収支のバラ</mark>			
料率水準の点	料率水準の点	の点検を実施		ii) 上記の料率算定委員会の結果については、令和5年2月	ンスが取れている状況で安	<その他事項>		
検を実施し、必	検を実施し、必	し、必要に応じ		に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見	定していることは、保証制度	_		
要に応じて、保	要に応じて、保	て、保証料率の		交換を行った。	の適正運用に貢献する大き			

== 101 == 0 == =	= 10 + 2	D+1 +/= >		
証料率の見直	証料率の見直	見直しを行う。	その内容は、信用基金ウェブサイトで公表した。 な <mark>な成果</mark> である。	
しを行う。	しを行う。		https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai- <mark>特に、再生支援案件におい</mark>	
<目標水準の考			rin. html rin. html rin. html	
え方>			「性維持が一律に求められ、保	
保証料率に			○ また、令和4年度末時点において、特例保証料率の新規適用 証料率適正化に向けた金融	
ついては、収			は皆無となった。保証料率の適正化が大幅に進展したのは、そ 機関等との調整が困難を極	
支相等の原			の進捗状況について毎月チェックを行うとともに、融資機関等 <mark>める中、保証料率適正化の道</mark>	
則に基づい			との厳しい交渉に精力的かつ粘り強く対応した結果であり、被 筋と、事業再生を両立させる	
て設定する			保証者の財務状況等に応じた保証料率を適用するという保証 手法を生み出したことは、事	
ことを基本			制度の適正な運用に向けて、大きな成果を得ることができた。	
として、保証			○ 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維 いう信用基金の創意工夫に	
料率水準の			持が一律に求められ、保証料率適正化に向けた金融機関等とのよるものであり、将来につな	
科挙が挙の 点検を毎年			調整が困難を極める中、基金職員の粘り強い交渉と創意工夫のがる特筆すべき成果と認め	
思快を毋平 度実施する			結果、保証料率適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法をしいる。	
			生み出した。「れにより、公的保証機関としての公型性機保とし	
とともに、必			エジロした。これにより、公内は正成民としてジムーにははこ 以上のとおり、中期目標を 事業継続支援という使命を果たすことができた。	
要に応じて			┃ ○ 保証確享が対前年度比約0.4%と減小する中であっても、保証 ┃ 入さく上回る水準の取組を ┃	
見直すこと				
が適当。			通じた林業者等への安宝的な林業信用保証の提供に <u>索与した</u>	
【重要度:高】			過じたが来有寺への女だりなが来に角体証のためにも子りた。 <課題と対応>	
・保証料は、				
保証事業を				
継続的・安定				
的に実施す				
るための不				
可欠の要素				
であり、業務				
収支の均衡				
に向けてそ				
の水準につ				
いて不断の				
見直しを行				
うことが重				
要であるた				
め。				
٥٥٥				

1.13%

0.56%

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-2-(3) 林業信用保証業務-代位弁済率の低減に向けた取組

中期目標期間中

の代位弁済率:

2.03%以下

2. 主な経年データ

み)(百万円)

代位弁済率 (②÷①)

土要なアワトノット(ア	~フトカム) 情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① (百万円)	_	148, 427	28, 262	59, 935	89, 287	110,087	126, 168	
今期代位弁済額 ② (今期引き受けた案件の	_	1, 670	158	316	487	583	760	

0.53%

0.55%

0.53%

0.60%

3. 各事業年度の業務	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中和計画	生产計画	→ <i>t</i> >訶⊄₺捶	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価			
(3) 代位弁済率の低	(3) 代位弁済率の低	(3) 代位弁済率の低	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>S</mark>		
減に向けた取組	減に向けた取組	減に向けた取組	〇 中期目標期間中の代	○ 平成30年度から令和4年度	<mark>評定:S</mark>	<評定に至った理由>		
中期目標期間中	中期目標期間中	中期目標期間中	位弁済率:2.03%以下	までの5年間の代位弁済率は、	中期目標期間中の代位弁済率	代位弁済率の低減の目標値の		
に保証契約を締結	に保証契約を締結	に保証契約を締結		0.60%であり、定量的指標	は、令和4年度末で 0.60%であ	達成度合が 120%以上となったこ		
した案件の代位弁	した案件の代位弁	した案件の代位弁	<その他の指標>	(2.03%以下) を達成した。	り、定量的指標(2.03%以下)の	とに加え、中期目標及び中期計		
済率が抑制される	済率が抑制される	済率が抑制される	なし	ア 保証審査協議会への付議及	達成度合が 120%以上となった。	画に基づく取組を適確に実施す		
よう、以下の取組を	よう、以下の取組を	よう、以下の取組を		び融資機関との情報共有	日常の業務を通じて得た知見	ることはもとより、代位弁済率		
行う。	行う。	行う。	<評価の視点>	〇 適正な引受審査	等を活かし、実質管理案件の指	の低減に資する取組として、ほ		
ア 財務状況の的	ア 財務状況の的	ア 財務状況や林	代位弁済率の低減に向け	新規・増額・財務内容不良	定・解除基準の整理による保証審	ぼ全ての新規案件で80%部分保		
確な判断等によ	確な判断等によ	業者等の特性を	て、適正な審査の実施、部	案件等について、債務保証審	査の透明性の向上、被保証者の実	<mark>証での引受けを実施した</mark> こと、		
る適正な審査を	る適正な審査を	踏まえた的確な	分保証や融資機関のプロ	査協議会に付議した結果、財	情等を踏まえた適切な期中管理	また、 <mark>林業者の経営継続にも配</mark>		
目的とする保証	目的とする保証	判断等による適	パー融資との組み合わせ	務内容不良等による拒否・再	の実施、実態に即した予見通知方	慮しつつ、特定の引受先への過		
審査協議会への	審査協議会への	正な審査を目的	による融資機関とのリス	協議等は、2件中0件であっ	法の整理の取組等を進めたこと	度な保証リスクの集中を改善す		
付議、期中管理の	付議、期中管理の	とする保証審査	ク分担等の取組は行われ	た。(令和3年度 98 件中0	は、代位弁済率の低減に貢献する	るため、6億円を超える大口保		
ための融資機関	ための融資機関	協議会への付議、	ているか	件)	大きな成果と認められる。	証引受先の保証引受額を同額以		
との情報共有の	との情報共有の	融資機関との間		なお、保証審査協議会は、	特に、 <mark>令和3年 10 月以降継続</mark>	下とすることに取り組んだこと		
取組を進める。	取組を進める。	での財務諸表や		実質管理案件(粉飾決算の発	<mark>して取組んでいる保証割合の見</mark>	は、当年度のみならず、中長期		
イ 融資機関との	イ 融資機関との	経営改善計画の		覚、廃業・連帯保証先の倒産	直しについては、担当職員が精力	的な林業信用保証の業務収支改		
適切なリスク分	適切なリスク分	進捗状況等の情		等)の指定・解除を行うため	的に融資機関等と協議を重ねた	善に大きく寄与する取組であ		
担を図るとの観	担を図るとの観	報共有の取組を		に設けたものであるが、過去	結果、前年度は 75.2%だった	る。このことは、目標を上回る		
点から、林業者等	点から、林業者等	進める。		の財務状況を分析すること	80%保証の割合が 99.7%と大き	顕著な成果があったものと判断		
の負担や国庫負	の負担や国庫負	イ 融資機関との		により、実質管理案件の指	く増加しており、大きな成果と認	<mark>できることから、「S」評価が</mark>		
担の増加を避け	担の増加を避け	適切なリスク分		定・解除基準を整理して「債	められる。これは、従来の保証審	<mark>妥当である。</mark>		
ることに留意し	ることに留意し	担を図るとの観		務保証審査マニュアル」を改	査に加え、中期計画策定時には想			

つつ、部分保証や 一のででは、部分保証では、 一のでは、では、では、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、ののでは、では、では、では、ののでは、では、では、ののでは、では、では、ののでは、では、ののでは、

代位弁済については、経済情勢、 国際環境の変化、 災害の発生、法令 の変更等のののであるため、評している。 おいて考慮 ものとする。 つつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。

【指標】

中期目標期間中の代位弁済率:2.03%以下

【指標】

中期目標期間中の代位弁済率:2.03%以下

正することができたことから、令和5年3月をもって同協議会を廃止した。実質管理案件の指定・解除基準を明確にしたことは、保証審査の透明性向上に大きく寄与した。

○ 融資機関との情報共有 引受審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等 を聴取する一方、信用基金からも林業・木材産業の状況や 保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。

- 適切な期中管理等
 - ・ 実質管理案件について、 管理表を作成し、半年ごと に融資機関を通じて収集 した財務状況や借入金の 返済状況等を確認するな ど、適切に期中管理を行っ た。
 - ・経営状況が悪化した保証先について、専門家を交え事業再生計画の進捗等について議論する再生支援協議会等主催のバンクミーティングに出席したほか、取扱融資機関を通じてミーティング内容を把握した。(31件)(令和3年度19件)

融資機関協調支援の場合には信用リスク管理を適切に行いつつ保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。

・「求償権等の管理マニュアル」を令和3年10月に改正し、予見段階の通知方法について整理したことを受け、令和4年度においては、融資機関より予見通知が4件あり、予見通知の重要性が融資機関に着実

定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中であっても、限られた人材リソースで担当職員が厳しい交渉においてもぶれることなく、粘り強く交渉を重ねた成果と認められる。

また、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証割合適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、保証割合適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出したことは、事業者の事業継続を支えるという信用基金の創意工夫によるものであり、将来につながる特筆すべき成果と認められる。

このような保証割合の見直しは、融資機関の期中管理の充実を通じた事業者の経営健全化に寄与するとともに、事業者が負担する保証料の低減につながるものであり、新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰により経営環境が苦しい事業者にとってもメリットのある取組となったと言える。

さらに、計画にない信用基金独自の取組として、グループ企業全体の保証限度額の上限である6億円を超過している先について、融資機関を通じて早期に圧縮するよう申入れを行い、過度なリスクの圧縮に向けた道筋をつけたことも大きな成果の一つである。

加えて、代位弁済の減少等に向けて、代位弁済に至った案件の振り返りにより保証引受や管理の実務を行う上で参考となる知見を関係者間で共有する取組を行ったほか、代位弁済率についても、0.60%となっており、指標を大幅に上回る成果と認められる。

加えて、代位弁済に至った案件 の振り返りにより保証引受や管 <指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策>

_

<その他事項>

_

に浸透しつつあることが | 理の実務を行う上で参考となる 明らかとなった。 知見を関係者間で共有したこと また、令和5年3月に予 は、今後の代位弁済率の低減に向 見通知の具体例の追加を けた効果的な取組として評価で 行ったところであり、これ きるものである。 は、早期の予見通知につな 以上のとおり、中期目標を大き がるものである。 く上回る水準の取組を行ったこ とから、Sとする。 イ 融資機関との適切なリスク 分担 <課題と対応> ○ 令和3年10月以降、100% 保証の既往債務について、 80%保証に変更することに ついて、従来の保証審査に加 え、中期計画策定時には想定 できなかった新型コロナウ イルス感染症や原材料・燃油 価格高騰へ対応するための 新たな保証審査を実施する 中であっても、通常、更新期 日の2か月前に郵送してい た通知文を4か月前に郵送 したほか、通知文を送付する 前に担当職員で分担して電 話連絡を行い、丁寧な事前説 明を徹底し、さらに、実際の 保証引受の都度、精力的に融 資機関等と協議を重ねると ともに、毎月、保証割合の適 用状況について取りまとめ、 関係者で情報を共有するこ とにより、複数の目で点検を 行った。この結果、令和4年 度の 80%保証の引受実績は 615件、全引受案件に占める 80%保証の案件の割合は 99.7%となり、前年度実績を 大幅に上回る成果を得た。 (令和3年度533件、 75.2%) ○ 特に、再生支援案件におい ては、金融慣行として保証条 件維持が一律に求められ、保 証割合適正化に向けた金融 機関等との調整が困難を極 める中、担当職員の粘り強い

	1
交渉と創意工夫の結果、保証	
割合適正化の道筋と、事業再	
生を両立させる手法を生み	
出した。これにより、公的保	
証機関としての公平性確保	
と事業継続支援という使命	
を果たすことができた。	
○ 計画にない信用基金独自	
の取組として、林業信用保証	
における収支均衡に向け、グ	
ループ企業全体の保証限度	
額の上限である6億円を超	
過している先について、令和	
3年10月以降、融資機関を	
通じて早期に圧縮するよう	
申入れていた。この結果、限	
度額超過先数は令和3年度	
末に8先あったものが令和	
4年度末時点では6先に減し	
少したのみならず、この6先	
のうち、1 先はリファイナン	
スにより令和8年度に限度	
額未満とする方針を決定し、	
残りの5先についても限度	
額圧縮に向け令和 11 年頃ま	
でに計画作成等を行うこと	
となり、過度なリスクの圧縮 となり、過度なり、過度なり、過度なり、過度なり、過度なり、過度なり、過度なり、過度	
に向けた道筋をつけること	
ができた。	
ウーその他の取組	
また。 振り返りを通じ、保証業務・	
管理業務の効率化、事故・代	
位弁済の減少につながる視し	
点を得ることを目的として、	
実際の代弁事例をもとに、令	
和4年9月と令和5年1月	
の計2回の事後検討会を行	
い、機械設備に譲渡担保を設	
定するときや管理する場合	
の実務上の改善点を洗い出し	
してとりまとめた。動産譲渡	
担保に関して、周辺情報を含し	
めて調査し事後検討会で報	
告したことにより、保証引受	

	や管理の実務を行う上で参 考となる知見を関係者間で 共有することができた。	
--	---	--

2回

3回

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-2-(4) 林業信用保証業務-求償権の管理・回収の取組

年2回以上

2. 主な経年データ

せ回数

主要なアウトプット(アウ	フトカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績(百万円)	ı	269	281	157	217	134	142	
回収向上に向けた取組の実施	运状 況							
全求償権の回収方策等 に関する検討会の開催 回数	年2回以上	20	20	20	2回	2回	2回	
弁済が滞っている先へ の催告回数	年2回以上	3回	2回	3回	2回	3回	2回	
債権回収業者との打合	年2回り上	2回	る日	2回	3 回	2回	2回	

2回

3回

2回

2回

3. 各事業年度の業務に	収の取組									
中期日捶	田井田	在度計画	ナか証価指揮	法人の業務実	議・自己評価	主務大臣による評価				
中州日信	中期計画	平 反	土み評価指標	業務実績	自己評価					
(4) 求償権の管理・回	(4) 求償権の管理・回	(4) 求償権の管理・回	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B				
収の取組	収の取組	収の取組	なし	〇 全求償権の回収方策等に関	評定:B	<評定に至った理由>				
				する検討	中期計画に掲げる全求償権の	中期目標及び中期計画に基づく				
	ついては、求償債務	ついては、求償債務		全求償権先における回収の	回収方策等に関する検討会の開	取組を適確に実施していること				
者の特質に応じた	者の特質に応じた	者の特質に応じた	〇 回収向上に向けた取	進捗状況を確認するため、回収	催等に着実に取り組んだことか	から、「B」評価が妥当であ				
回収方策を検討し、	回収方策を検討し、	回収方策を検討し、	組の実施状況	方策等に関する検討会を2回	ら、Bとする。	る。				
催告頻度の増加や	催告頻度の増加や	催告頻度の増加や	・ 全求償権の回収方策等	(令和4年9月及び令和5年						
債権回収業者(サー	債権回収業者(サー	債権回収業者(サー	に関する検討会の開催	3月)開催した。回収の進まな	<課題と対応>	<指摘事項、業務運営上の課題				
ビサー)の効果的な	ビサー) の効果的な	ビサー) の効果的な	回数:年2回以上	い先に対して、催告書の送付、	_	及び改善方策>				
活用等、回収向上に	活用等、回収向上に	活用等、回収向上に	・ 弁済が滞っている先へ	法的手続の実施等の回収方策		_				
向けた取組を着実	向けた取組を着実	向けた取組を着実	の催告回数:年2回以上	の見直しを行った。これによ						
に行う。	に行う。	に行う。	・ 債権回収業者との打合	り、142 百万円の回収を実施で		<その他事項>				
【指標】	【指標】		せ回数:年2回以上	き、見直しを行った成果が認め		_				
〇 回収向上に向	〇 回収向上に向	〇 回収向上に向		られた。						
けた取組の実施	けた取組の実施	けた取組の実施	<評価の視点>							
状況(回収方策の	状況	状況	求償権の回収向上に向け	○ 弁済が滞っている先への催						
検討状況、催告頻	・ 全求償権の回収	・ 全求償権の回収	て、求償権の回収方策等に	告						
度、債権回収業者	方策等に関する	方策等に関する	関する検討会、弁済が滞っ	弁済が滞っている先及び弁						
の活用状況等)	検討会の開催回	検討会の開催回	ている先への催告等の取	済があってもその額が弁済能						
	数:年2回以上	数:年2回以上	組は行われているか	力に比して低調な先を対象に、						
	・ 弁済が滞ってい	・ 弁済が滞ってい		催告書を2回のべ5先(令和4						
	る先への催告回	る先への催告回		年6月に2先、令和4年9月に						
	数:年2回以上	数:年2回以上		3先)に送付して、弁済の開始、						

・ 債権回収業者と の打合せ回数:年	の打合せ回数:年	再開又は増額を促進した。
2回以上	2回以上	○ 債権回収業者との打合せ 債権回収業者に委託した求 債権先における回収の進捗状 況を確認するため、債権回収業 者と打合せを2回(令和4年7 月及び令和5年1月)行い、回 収方策に必要な措置を指示し た。

第1-2-(5) 林業信用保証業務-利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

工安はアプト・ファト・ステー・ロスト 自和										
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
木材製造業者を対象とし たアンケート調査回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	通年			
都道府県、林業関係団体 等との情報・意見交換回 数	年2回以上	4回	5回	2回	6回	5回	22 回			
相談窓口の開設回数	_	6回	8回	6回	7回	8回	9回			

3. 各事業年度の業務に	- 係る目標、計画、業務実	議、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中别日际	中期計画	平 反司四	土な評価指標	業務実績	自己評価	
(5) 利用者のニーズ	(5) 利用者のニーズ	(5) 利用者のニーズ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>
の反映等	の反映等	の反映 等	なし	〇 従来のアンケートの設問及	<mark>評定: A</mark>	<評定に至った理由>
都道府県、林業関	都道府県、林業関	都道府県、林業関		び調査対象者等を見直し、制	制度普及の効果等を把握する	中期目標及び中期計画に基づ
係団体等との情報・	係団体等との情報・	係団体等との情報・	<その他の指標>	度普及の効果や資金ニーズ等	ことを主目的とするアンケート	く取組を適確に実施することは
意見交換やアンケ	意見交換やアンケ	意見交換やアンケ	〇 利用者ニーズの反映	を把握することを主目的とし	に見直した上で、年間を通じて実	もとより、令和4年度に、法人
ート調査を通じて、	ート調査を通じて、	ート調査を通じて、	等状況	た新しいアンケート(お客様	施したことにより、これまで把握	が独自に、従来の相談員制度を
林業信用保証制度	林業信用保証制度	林業信用保証制度	・ 木材製造業者を対象と	アンケート)を融資機関の協	できなかった保証の利用に至っ	廃止し、新たに「協力団体制
に関する利用者の	に関する利用者の	に関する利用者の	したアンケート調査回	力を得て年間を通じて実施す	たきっかけ、将来的な資金ニー	度」を導入したことにより、相
ニーズを把握し、業	ニーズを把握し、業	ニーズを把握し、業	数:年2回以上	ることとして、10月から開始	ズ、保証制度の改善点等について	談員制度では、林業者等にまで
務運営に適切に反	務運営に適切に反	務運営に適切に反	・ 都道府県、林業関係団	した。これにより、令和5年	把握することが可能となったこ	行き届いていなかった関係通知
映させるとともに、	映させるとともに、	映させるとともに、	体等との情報・意見交換	3月末時点で現に保証を利用	とは、中期計画を上回る大きな成	<mark>やパンフレット等が、協力団体</mark>
林政上の課題に対	林政上の課題に対	林政上の課題に対	回数:年2回以上	している138者から回答が得ら	果と認められる。	<mark>を通じて林業者等へ行き届くこ</mark>
応し、林業者等のニ	応し、林業者等のニ	応し、林業者等のニ	・ 経営の改善発達に係る	れ、保証の利用に至ったきっ	また、協力団体制度について	<mark>とが可能となり、よりきめ細や</mark>
ーズも踏まえ、本制	ーズも踏まえ、本制	ーズも踏まえ、本制	制度周知、助言等の件数	かけ、将来的な資金ニーズ、	は、試行を通じてよりきめ細やか	かな保証制度の普及が期待でき
度の利用拡大に向	度の利用拡大に向	度の利用拡大に向	・ 相談窓口の開設回数	保証制度の改善点等について	な制度普及の推進が期待できる	る仕組みを導入したことから、
けて、保証割合など	けて、保証割合など	けて、保証割合など		把握することができたことか	ことが明らかとなり、本格導入に	<mark>「A」評価が妥当である。</mark>
の保証条件や必要	の保証条件や必要	の保証条件や必要	<評価の視点>	ら、次年度以降の制度普及に	至ったことについても、大きな成	
な運用の見直し等	な運用の見直し、平	な運用の見直し、平	制度の利用者のニーズを	活かすこととした。	果と認められる。	<指摘事項、業務運営上の課題
を行うほか、災害発	成 30 年の基金法改	成 30 年の独立行政	把握し、業務運営に反映さ		さらに、森林経営管理法に基づ	及び改善方策>
生時等に必要に応	正に基づく出資持	法人農林漁業信用	せる取組は行われている	○ 事業者に対する着実な保証	<経営の改善発達に係る制度周	_
じて相談窓口を開	分の払戻しの計画	基金法(平成 14 年	か	制度の普及を推進するため、	知や自然災害等に対応した相談	
設し、融資機関等と	的な実施、森林経営	法律第 128 号。以下		従来の相談員制度を廃止し、	窓口の速やかな設置については	<その他事項>
連携して対応する。	管理法(平成 30 年	「基金法」という。)		新たに林業者等へ保証制度の	着実に取り組んだ。	_
【指標】	法律第 35 号) 第 46	改正に基づく出資		普及等に協力いただけると考	以上のとおり、中期目標を上回	
〇 利用者ニーズ	条に規定する林業	持分の払戻しの計		えられる都道府県レベルの林	る水準の取組を行ったことから、	
の反映等状況(意	経営者に対する経	画的な実施、森林経		業関係団体について都道府県	Aとする。	

見募集や情報・意	営の改善発達に係	営管理法(平成30年	を通じて紹介いただき、協力		
見交換等の実施	る助言等に取り組	法律第 35 号) 第 46	可能な 21 道県 37 団体を対象	<課題と対応>	
状況、相談窓口開	むほか、災害発生時	条に規定する林業	として、令和4年11月から「協	_	
設回数等)	等に必要に応じて	経営者に対する経	カ団体制度」の試行を行った。		
	相談窓口を開設し、	営の改善発達に係	また、令和5年4月から当該		
	融資機関等と連携	る助言等に取り組	制度を本格導入することと		
	して対応する。ま	むほか、災害発生時	し、令和5年3月に実施要領		
	た、相談や苦情等に	等に必要に応じて	を制定した。この本格導入に		
	対して適切に対応	相談窓口を開設し、	より、従来の相談員制度では、		
	する。	融資機関等と連携	林業者等にまで関係通知やパ		
	【指標】	して対応する。ま	ンフレット等が十分行き届い		
	〇 利用者ニーズ	た、相談や苦情等に	ていなかったが、協力団体を		
	の反映等状況	対して適切に対応	通じて林業者等への配布が可		
	・ 木材製造業者を	する。	能となり、よりきめ細やかな		
	対象としたアン	また、都道府県や	保証制度の普及が期待でき		
	ケート調査回数:	関係団体との情報・	る。		
	年2回以上	意見交換等に当た			
	・都道府県、林業	っては、ウェブ会議	○ 森林経営管理法に基づく経		
	関係団体等との	等、現地訪問以外の	営の改善発達に係る制度周知		
	情報・意見交換回	手法も柔軟に活用	のため、林野庁主催の研修にお		
	数:年2回以上	し、利用者ニーズの	ける説明を計画していたもの		
	・ 経営の改善発達	把握等に向け、相手	の、コロナ禍により出席を見送		
	に係る制度周知、	先との意思疎通を	り、説明資料の配付を8箇所に		
	助言等の件数	強化する。	て行ったことにより、制度の認		
	・ 相談窓口の開設	【指標】	知度向上を推進した。		
	回数	〇 利用者ニーズ			
		の反映等状況	〇 台風等の自然災害による被		
		・ 木材製造業者を	害や新型コロナウイルス感染		
		対象としたアン	症の影響等を受けた林業者等		
		ケート調査回数:	を対象に、資金の円滑な融通、		
		年2回以上	既貸付金の償還猶予等に関す		
		・都道府県、林業	る相談窓口を速やかに開設し		
		関係団体等との	た(9回)。これにより、自然		
		情報・意見交換回	災害等の影響を受けた利用者		
		数:年2回以上	に対し保証による支援を推進		
		・経営の改善発達	した。		
		に係る制度周知、			
		助言等の件数			
		・ 相談窓口の開設			
		回数			

第1-2-(6) 林業信用保証業務-林業者等の将来性等を考慮した債務保証

2. 主な経年データ										
主要なアウトプット(フ	主要なアウトプット(アウトカム)情報									
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		

3. 各事業年度の業	務に係る目標、計画、	業務実績、年度評価	に係る自己評価及び主務力	大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
中州口信			土は計画指標	業務実績	自己評価	
(6) 林業者等の将	(6) 林業者等の将	(6) 林業者等の将	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>
来性等を考慮し	来性等を考慮し	来性等を考慮し	なし	○ 新たに林業・木材産業を創業しようとする者(新規創	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>
た債務保証	た債務保証	た債務保証		業者)については令和2年7月から、他産業から林業・	新規創業者の将来性等を	<mark>中期目標及び中期計画</mark>
債務保証の審	債務保証の審	債務保証の審	<その他の指標>	木材産業に参入しようとする者 (新分野進出者) につい	考慮した債務保証の本格導	に掲げた林業者等の将来
査に当たって	査に当たって	査に当たって	なし	ては令和3年9月から、それぞれの将来性等を評価した	入について、中期目標期間の	性等を評価した債務保証
は、財務状況等	は、財務状況等	は、財務状況等		保証引受の試行を開始し、令和4年10月にいずれにつ	最終年度までに行うとする	の導入について、令和4
の分析に基づく	の分析に基づく	の分析に基づく	<評価の視点>	いても本格導入した。	当初目標を上回り、令和4年	年10月に新規創業者向け
判断に加え、林	判断に加え、林	判断に加え、林	林業者等の将来性を評	i) 本格導入に向けて、これまでの取組を検証したとこ	10 月に本格導入を達成した	の保証引受を本格導入す
業者等の今後の	業者等の今後の	業者等の今後の	価した債務保証に関す	ろ、新規創業者及び新分野進出者とも、	だけでなく、信用基金自らの	るほか、新分野進出者向
事業展開に伴う	事業展開に伴う	事業展開に伴う	るマニュアル整備に向	① 試行を通じて、審査項目や事業計画書の様式につい	発案により整理した新分野	けの保証引受の本格導入
経営の将来性を	経営の将来性を	経営の将来性を	けた取組は行われてい	て、償還計画の記載欄の追加など、改善を要する点が	進出者の将来性等を考慮し	についても早期達成(通
従来以上に見通	従来以上に見通	従来以上に見通	るか	確認でき、林業者等の将来性を評価した債務保証を本	た債務保証も同時期に本格	常、最低2年の試行期間
すことが必要と	すことが必要と	すことが必要と		格導入するためのマニュアル整備に目途が立ったこ	導入したことは、中期目標を	<mark>が必要なところ、1年で</mark>
なっていること	なっていること	なっていること		ک	上回る大きな成果と認めら	本格導入。)したことか
から、林業・木材	から、林業・木材	から、林業・木材		② 試行において採用した手法で林業者等の将来性を体	れる。	ら、「A」評価が妥当で
産業専門の債務	産業専門の債務	産業専門の債務		系的に評価し、審査することを通じ、新規創業及び新	以上のとおり、中期目標を	<mark>ある。</mark>
保証を行う機関	保証を行う機関	保証を行う機関		分野進出を支援できることが確認されたこと	上回る水準の取組を行った	
としての知見を	としての知見を	としての知見を		から、令和4年9月に試行マニュアルを「債務保証審査	ことから、Aとする。	<指摘事項、業務運営上
活かし、林業者	活かし、林業者	活かし、林業者		マニュアル」に統合し、同年10月に林業者等の将来性を		の課題及び改善方策>
等の将来性を考	等の将来性を考	等の将来性を考		評価した債務保証を本格導入した。	<課題と対応>	_
慮した債務保証	慮した債務保証	慮した債務保証		ii) これまでは決算書がないために保証審査を行うこと	_	
に取り組み、中	に取り組むこと	について、令和		が困難であった新規創業者に対し、将来性を評価した債		<その他事項>
期目標期間の最	が重要である。	2年度からの試		務保証を導入したことにより、保証を通じた林業・木材		_
終年度までに、	このため、林	行結果や職員の		産業への起業支援に道筋をつけることができた。(令和		
林業者等の将来	業・木材産業の	審査能力向上の		4年度保証引受実績:8件)		
性を評価した債	特質に応じた非	取組の成果を踏		iii) 新分野進出者については、林業・木材産業の特性に		
務保証に関する	財務情報の検討	まえ、林業者等		応じた非財務情報による評価を行えるようになり、保証		
マニュアルを整	項目の抽出と判	の将来性を評価		を通じた他産業から林業・木材産業への参入促進に道筋		
備し、本格導入	断基準の設定、	した債務保証に		をつけることができた。(令和4年度保証引受実績:3		
するとともに、	検証といった試	関するマニュア		件)		

職員の審査能力	行を平成 30 年	ルを整備し、令
向上の取組を実	度から実施し、	和4年度下半期
施する。	中期目標期間の	の早い段階で本
<目標水準の考え	最終年度まで	格導入する。
方>	に、林業者等の	
林業者等の	将来性を評価し	
将来性の評価	た債務保証に関	
については、	するマニュアル	
これまで体系	を整備し、本格	
的な方法が十	導入するととも	
分確立されて	に、職員の審査	
いなかったこ	能力向上の取組	
とを踏まえ、	を実施する。	
マニュアルの		
整備に当たっ		
ては、林業・木		
材産業の特質		
に応じた非財		
務情報の検討		
項目の抽出と		
判断基準の設		
定、検証とい		
った試行を平		
成 30 年度か		
ら実施するこ		
ととし、最終		
年度までに本		
格的に導入す		
ることが適		
当。		

第1-2-(7) 林業信用保証業務-事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ

	主要なアウトプット(ア	'ウトカム)情報							
	指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	1回	1回	2回	2回	2回	4回	
1	標準処理期間内の処理								
	保証審査	7日	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	代位弁済	135 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	出資持分の払戻し	30日			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	貸付審査	3日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	担当部署及び会計部署に おける点検実施件数	-	1,616件	1,562件	1,558件	1,380件	1,177件	1,081件	

3. 各事業年度の第	業務に係る目標、計画	ī、業務実績、年度評	価に係る自己評価及び主	務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
中朔日悰	中期計画	十反司四	土み計画指標	業務実績	自己評価	
(7) 事務処理の	(7) 事務処理の	(7) 事務処理の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>
適正化及び迅	適正化及び迅	適正化及び迅	なし	ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>
速化	速化	速化		業務の質的向上を図るため、以下の取組を行った。	「償却作業手順書」を新た	中期目標及び中期計
利用者の手	利用者の手	利用者の手	<その他の指標>		に作成したことにより、効率	画に基づく取組を適確
続面での負担	続面での負担	続面での負担	〇 業務処理方法に	i) 求償権の償却手続きについて、「償却作業手順書」を令和	的かつ適正に業務処理を行	に実施することはもと
の軽減や業務	の軽減や業務	の軽減や業務	ついての点検及び	4年 11 月に作成した。この結果、限られた業務時間で効率	う効果が得られたことは大	より、効率的かつ適正
の質的向上を	の質的向上を	の質的向上を	見直しの実施状況	的に作業できるようになったとともに、初めて当該作業に	きな成果と認められる。	な業務処理のため、新
図るため、次の	図るため、次の	図るため、次の	・ 業務処理方法につ	携わる者でもマニュアルに沿って対応することにより、事	また、融資機関等関係団体	たに「償却作業手順書」
事項を実施し、	事項を実施し、	事項を実施し、	いての点検及び見	務ミスを未然に防止する効果が得られた。	に対する事務連絡等を、郵送	<mark>を作成し、初めて携わ</mark>
適正な事務処	適正な事務処	適正な事務処	直しの検討:年1回		から電子メールに変更した	る者でも事務ミスを防
理を行うとと	理を行うとと	理を行うとと	以上	ii) 融資機関等関係団体(556 先)に対する事務連絡等につ	ことにより、業務に要する時	止しつつ対応できるよ
もに、その迅速	もに、その迅速	もに、その迅速	・ 業務処理方法につ	いて、従来は郵送で送付をしていたが、対応可能な先につ	間を3日から 0.5 日程度に	うになったことから、
化を図る。	化を図る。	化を図る。	いての見直しの実	いては令和4年8月から電子メールに切り替えることとし	大幅に短縮するとともに、郵	「A」評価が妥当であ
アー保証引受、	アー保証引受、	アー保証引受、	施状況	てメールアドレスの収集を行い、令和4年度末時点で 527	送コストを削減したことは、	<mark>る。</mark>
代位弁済等	代位弁済等	代位弁済等	〇 担当部署及び会	先について電子メールに切り替えた。その結果、送付文書	事務の効率化の観点から大	
の各業務に	の各業務に	の各業務に	計部署における点	の印刷、送付用封筒への宛名印刷及び封筒への文書封入等	きな成果と認められる。	<指摘事項、業務運営上
ついて、利用	ついて、利用	ついて、利用	検実施件数	に3日ほど要していた作業が削減され、0.5 日程度で送付	さらに、日常の業務を行う	の課題及び改善方策>
者の利便性	者の利便性	者の利便性		することが可能となり、事務処理の効率化につながった。	中での気づき等を蓄積し、実	-
の向上等に	の向上等に	の向上等に	<評価の視点>	さらに、郵送コストも大幅に削減することができた。	態に即して「債務保証審査マ	
資する観点	資する観点	資する観点	利用者の手続面での		ニュアル」及び「求償権等の	<その他事項>
から、事務手	から、事務手	から、事務手	負担の軽減や業務の	iii) 「債務保証審査マニュアル」について、令和4年 10 月に	管理マニュアル」を見直した	_
続の簡素化	続の簡素化	続の簡素化	質的向上を図るため、	も改正し、新規創業者及び新分野進出者の将来性等を評価	ことは、業務の適正化・迅速	
等業務処理	等業務処理	等業務処理	事務処理の適正化及	した債務保証を本格導入した。さらに、保証引受審査を行	化に大きくつながるもので	

の方法につ	の方法につ	の方法につ	び迅速化に向けた取	う中での気づき等を随時蓄積し、関係者間で協議を重ねて	ある。	
いて毎年度	いて毎年度	いて点検を	組は行われているか	考え方を整理した結果、次の事項について改正し、令和5	このほか、標準処理期間	
点検を実施	点検を実施	実施し、必要		年4月から適用することとした。これにより、更に実態に	内の事務処理、保証料・貸	
し、必要に応	し、必要に応	に応じて見		即した審査業務の適正化及び迅速化が期待できることとな	付金の徴収を確実に行っ	
じて見直し	じて見直し	直しを行う。		った。	た。	
を行う。	を行う。	【指標】		・実質管理案件対象の限定	以上のとおり、中期目標を	
【指標】	【指標】	〇 業務処理		・ 保証引受に当たっての専決事項の見直し	上回る水準の取組を行った	
〇 業務処理	〇 業務処理	方法につい		・格付と資産区分の整合性の改善	ことから、Aとする。	
方法につい	方法につい	ての点検及				
ての点検及	ての点検及	び見直しの		iv) 「求償権等の管理マニュアル」について、債権管理を行	<課題と対応>	
び見直しの	び見直しの	実施状況		う中での気づき等を随時蓄積し、関係者間で協議を重ねて		
実施状況	実施状況	· 業務処理		考え方を整理した結果、次の事項について改正し、令和5		
イ保証引受、	・業務処理方	方法につい		年4月から適用することとした。この改正により、一層実		
代位弁済等	法について	ての点検及		態に即した事務処理の適正化が期待できることとなった。		
の業務につ	の点検及び	び見直しの		 ・ 予見通知の具体例の追加 		
いて、審査等	見直しの検	検討:年1回		・ 代位弁済に当たって通知文の取扱いの明確化		
の適正性を	討:年1回以	以上		・ 求償権の出資持分の処理方法の明確化		
確保しつつ、	上	・業務処理		・ 債権回収業者に管理・回収を委託した求償権の取扱い		
標準処理期	・業務処理方	方法につい		の明確化		
間内に案件	法について	ての見直し				
の処理を行	の見直しの	の実施状況		▼ v) 令和4年12月に業務運営の検証委員会を開催し、保証割		
) à	実施状況	イ保証引受、		合及び特例保証料率の適正化の状況、保証引受額の減少要		
<目標水準の考	イ保証引受、	代位弁済等		因、将来性評価の試行結果等について検証した。これにより、		
え方>	代位弁済等	の業務につ		保証割合及び特例保証料率の適正化が着実に進んでいるこ		
・前中期目標	の業務につ	いて、審査等		と、保証引受額の現状に歯止めをかける或いは増加に向け		
期間におい	いて、審査等	の適正性を		て、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ制度普及を進		
て、目標	の適正性を	確保しつつ、		めていくこととなった。なお、この結果については、令和5		
(85%以上	確保しつつ、	以下の標準		年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説		
の処理)の確	以下の標準	処理期間内		明・意見交換を行った。		
実な達成が	処理期間内	に案件の処		さらに、この内容は、信用基金ウェブサイトで公表してい		
見込めるた	に案件の処	理を行う。		<u>ತ್ತಿ</u>		
め、本中期目	理を行う。	(ア)保証審査		https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-		
標期間にお	(ア)保証審査	7日		rin.html		
いては、一層	7日	(イ)代位弁済				
の業務の見	(イ)代位弁済	135日		- イ 標準処理期間内の事務処理		
直しによる	135日	(ウ)出資持分		保証引受、代位弁済等の事務は、台帳等で進捗を管理するこ		
業務処理の	(ウ) 出資持分	の払戻し		とにより迅速な処理に努め、標準処理期間内に全て処理を行っ		
迅速化を求	の払戻し	30日		た。		
めるため、目	30日	(工)貸付審査				
標を 15 ポイ	(工)貸付審査	3日		- ウ 保証料や貸付金の確実な徴収		
ント引き上	3日	ウ 保証料の		○ 保証料については、担当部署及び会計部署のそれぞれの部		
げ、全ての案	ウ 保証料の	誤徴収事案		署が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正		
件を標準処	誤徴収事案	等の再発防		確性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収し		
理期間内に	等の再発防	止策を踏ま		た。		
処理するこ	止策を踏ま	え、保証料の		○ 貸付金について、確実に回収した。		
とが適当。	え、保証料の	徴収に当た				
_:	C NINHTH I VY	N N IC I /C				

なお、利用	徴収に当た	っては、請		
者からの提	っては、請	求・納入の都		
出書類・デー	求・納入の都	度、担当部署		
タの不備の	度、担当部署	及び会計部		
補正に要し	及び会計部	署において		
た期間など、	署において	正確性の点		
信用基金の	正確性の点	検を実施し、		
責めに帰す	検を実施し、	保証料を確		
べき事由と	保証料を確	実に徴収す		
ならないも	実に徴収す	る。		
のについて	る。	また、貸付		
は、標準処理	また、貸付	金について		
期間から除	金について	は、確実に回		
くことが適	は、確実に回	収する。		
当。	収する。	【指標】		
ウ 保証料の	【指標】	〇 担当部署		
誤徴収事案	〇 担当部署	及び会計部		
等の再発防	及び会計部	署における		
止策を踏ま	署における	点検実施件		
え、保証料の	点検実施件	数		
徴収に当た	数			
っては、請				
求・納入の都				
度、担当部署				
及び会計部				
署において				
正確性の点				
検を実施し、 保証料を確				
保証料を確実に徴収す				
美に倒収9 る。				
また、貸付				
金について				
は、確実に回				
収する。				
【指標】				
○担当部署				
及び会計部				
署における				
点検実施状				
況				
,,,				
1	l .			i I

第1-3 漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財	務情報及び人員に関	関する情報)			
漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-3-(1)	参照)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-3-(2) (3) 求償権の管理・回収の取組 (第1-3-(3)	~ …	21, 135, 435	16, 486, 441	20, 501, 229	16, 502, 420	14, 945, 900
(4) 利用者のニーズの反映等 (第1-3-(4) (5) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-3-(5)	八 月 頃(]/	17, 700, 590	14, 158, 642	16, 990, 016	13, 246, 931	11, 299, 006
(3) 争切及空の超上自及の超距自 (第十 3 (3)	経常費用(千円)	1, 697, 033	1, 895, 445	1, 402, 419	1,301,863	1, 044, 843
	経常収支(千円)	2, 760, 632	842, 921	899, 594	1, 107, 251	844, 683
	行政コスト (注) (千円)	△1, 750, 245	1, 895, 467	1, 404, 412	1,301,863	1, 044, 895
	従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期計画		法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	業務実績	自己評価			
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項3 漁業信用保険業務(1)適切な保険料率・貸付金利の設定(第1-3-(1)参照)(2)保険事故率の低減に向けた取組(第1-3-(2)参照)(3)求償権の管理・回収の取組(第1-3-(3)参照)(4)利用者のニーズの反映等(第1-3-(4)参照)(5)事務処理の適正化及び迅速化(第1-3-(5)参照)	第1一3一(1)~ (5)を参照。	同左	同左	評定: A 3項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目 「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。	評定 B <アランス (2項目で 3点 と 3項目で 8 となった。この うち、 2項目で 8 となった。この うち、 3項目で 8 となった。この うち、 重要度が高い業務とされた 1項目((1)適切な保険料率・貸付金利の設定)で 8 となり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関するで 8 については 8 評価を行った結果、中項目「3漁業信用保険業務」については 8 評価とする。 (2項目×3点+3項目×2点+1項目×2点)/(5項目×2点+1項目×2点)/(5項目×2点+1項目×2点)/(5項目×2点+1項目×2点)/(5項目×2点+1項目×2点)/(5項目×2点+1項目×2点)/(5項目×2点+1項目×2点)/(5項目)		

		ついては、ウエイトを2倍とし ている。
		<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -
		<その他事項> -

第1-3-(1) 漁業信用保険業務-適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ

X 0/12 1 / /								
主要なアウトプット(ア	プウトカム)情報							
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率(保証	E保険)							
漁業近代化資金及び漁業								
経営改善促進資金								
20トン以上	-	年 0.30%	年 0.30%	年0.30%	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%	
その他	_	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	
事業資金								
20 トン以上	-	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	
その他	-	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	

3. 各事業年度の業	養務に係る目標、計画	i、業務実績、年度評	価に係る自己評価及び主教			
	h#H.a.	左连起束	→ + 、	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
3 漁業信用保	3 漁業信用保	3 漁業信用保	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
険業務	険業務	険業務	なし	ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>
(1) 適切な保険	(1) 適切な保険	(1) 適切な保険		○ 令和4年12月に料率算定委員会を開催し、保険料率水準	保険収支、漁業者の経営状	中期目標及び中期計
料率・貸付金利	料率・貸付金利	料率・貸付金利	<その他の指標>	の点検を実施した。その結果は以下のとおり。	況等を勘案して適切な保険	画に基づく取組を適確
の設定	の設定	の設定	なし	・ 令和5年度の保険料率については、据え置きとする。	料率を設定した。	に実施していることか
ア 保険料率	ア 保険料率	ア 保険料率		・ なお、第5期中期目標期間以降の検証に当たって、以下のと	これに加え、保険料率算定	ら、「B」評価が妥当
については、	については、	については、	<評価の視点>	おり考え方を整理した。	委員会において、 <mark>第5期中期</mark>	である。
適正な業務	適正な業務	適正な業務	業務収支の状況や保	① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回	目標期間以降の保険料率の	
運営を行う	運営を行う	運営を行う	険事故の発生状況の	っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、	見直しの考え方について、資	<指摘事項、業務運営
ことを前提	ことを前提	ことを前提	実態等を踏まえ、料率	② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料	金全体の収支だけではなく、	上の課題及び改善方策
として、漁業	として、漁業	として、漁業	の点検、検討は行われ	率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料	資金毎の理論値の推移に着	>
の特性を踏	の特性を踏	の特性を踏	ているか	率の引上げを検討すること	目して料率の見直しを検討す	_
まえつつ、リ	まえつつ、リ	まえつつ、リ	基金協会に対する貸	を前提にしつつ、	るという視点を示し、さら	
スクを勘案	スクを勘案	スクを勘案	付金利は、適切な水準	③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能	<mark>に、</mark>	<その他事項>
した適切な	した適切な	した適切な	に設定されているか	力等も勘案して保険料率を設定していく必要がある。	① 近代化資金について	_
水準に設定	水準に設定	水準に設定		・ 上記の考え方に基づき、第5期中期目標期間において、	は、理論値保険料率が設	
する。	する。	する。		① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率	定保険料率を下回って	
その際、収	その際、収	その際、収		を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を	<mark>いること等を考慮し、理</mark>	
支均衡に向	支均衡に向	支均衡に向		見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討する。	論値保険料率の推移を	
けて、業務収	けて、業務収	けて、業務収		② 事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理	見守りつつ、設定保険料	
支の状況や	支の状況や	支の状況や		論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることか	率の見直しについて検	
保険事故の	保険事故の	保険事故の		ら、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度設定保険	討すること、	
発生状況の	発生状況の	発生状況の		料率を理論値に近づけることが適当なのかについて検討	② 事業資金及び経営維	
実態等を踏	実態等を踏	実態等を踏		する。	持資金については、現時	

まえ、毎年	まえ、毎年	まえ、料率算		<mark>点では、理論値保険料率</mark>	
度、料率算定	度、料率算定	定委員会に	○ 上記の料率算定委員会の結果については、令和5年2月に	が設定保険料率を大き	
委員会にお	委員会にお	おいて保険	開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交	く上回っていることか	
いて保険料	いて保険料	料率水準の	換を行い、賛意が得られた。	ら、制度運営の安定性を	
		点検を実施	その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。	考慮した上で、どの程度	
率水準の点	率水準の点				
検を実施し、	検を実施し、	し、必要に応	https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-	設定保険料率を理論値	
必要に応じ	必要に応じ	じて、保険料	gyo.html	<mark>に近づけることが適当</mark>	
て、保険料率	て、保険料率	率の見直し		<mark>なのかについて検討す</mark>	
の見直しを	の見直しを	を行う。	イ 適切な水準の貸付金利の設定	<mark>ること</mark>	
行う。	行う。		日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されてい	を初めて明確に示したこ	
<目標水準の考	イ 漁業信用	イ 漁業信用		と、また、基金協会と情報を	
え方>	基金協会に	基金協会に		共有することによって、継続	
・ 保険料率に	対する貸付	対する貸付		的安定的な制度運営のため	
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
ついては、収	金利につい	金利につい		の財務基盤の確立に向けた	
支相等の原	ては、貸付目	ては、貸付目		<mark>道筋をつけた。</mark>	
則に基づい	的、市中金利	的、市中金利		<mark>以</mark> 上のことから、Aとす	
て設定する	等を考慮し	等を考慮し		<mark>る。</mark>	
ことを基本	た適切な水	た適切な水			
として、保険	準に設定す	準に設定す		<課題と対応>	
料率水準の	る。	る。		_	
点検を毎年	90	90			
度実施する					
とともに、必					
要に応じて					
見直すこと					
が適当。					
【重要度:高】					
保険料は、					
保険事業を					
継続的・安定					
的に実施す					
るための不					
可欠の要素					
であり、業務					
収支の均衡					
に向けてそ					
の水準につ					
いて不断の					
見直しを行					
カランとが重し					
要であるた					
め。					
イ 漁業信用					
基金協会に					
対する貸付					
金利につい					
± 131€ 2 V					

|--|

第1-3-(2) 漁業信用保険業務-保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

土姜なアワトノット(ア	ノロカノ 旧和							
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	ı	383, 754	76, 797	150, 921	244, 015	313, 158	372, 194	
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	-	2, 482	I	47	268	704	951	
保険事故率(②÷①)	中期目標期間中 の保険事故率: 0.95%以下	0.65%	I	0.03%	0.11%	0. 22%	<mark>0. 26%</mark>	

^{※30}年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「-」で表記。

3. 各事業年度の第	美務に係る目標、計画	ī、業務実績、年度評	価に係る自己評価及び主義	務大臣による評価		
中期目標	中期計画	生度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
中期日信	中期計画	年度計画	土は評価指係	業務実績	自己評価	
(2) 保険事故率	(2) 保険事故率	(2) 保険事故率	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
の低減に向け	の低減に向け	の低減に向け	〇 中期目標期間中	○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.26%	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>
た取組	た取組	た取組	の保険事故率:	であり、定量的指標(0.95%)を達成した。	中期目標期間中の保険事	中期目標及び中期計
中期目標期	中期目標期	中期目標期	0.95%以下		故率は、令和4年度末で	画に基づく取組を適確
間中に保険契	間中に保険契	間中に保険契		アー適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等	0.26%であり、定量的指標	に実施することはもと
約を締結した	約を締結した	約を締結した	<その他の指標>	○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。	(0.95%以下)の達成度合が	より、保険事故率の低
案件の保険事	案件の保険事	案件の保険事	なし	・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議実績は無し(令和3	120%以上となった。	減に資する取組とし
故率が抑制さ	故率が抑制さ	故率が抑制さ		年度無し)	保険事故率が抑制される	て、法人が独自に、各
れるよう、以下	れるよう、以下	れるよう、以下	<評価の視点>	・ 大口保険引受案件の事前協議 37 件の全件(令和 3 年度	よう、基金協会とともに大口	基金協会の期中管理活
の取組を行う。	の取組を行う。	の取組を行う。	保険事故率の低減に	60 件)	の保険金請求案件の事前協	動等への助成事業(例
ア 漁業信用	アニ漁業信用	アニ漁業信用	向けて、基金協会との	・ 大口保険金請求案件の事前協議7件の全件(令和3年度	議や、保険引受審査・保険金	えば、被保証者の信用
基金協会に	基金協会に	基金協会に	協議、融資機関との適	14 件)	支払審査等に係る情報共有・	調査や、融資機関に同
おいて適正	おいて適正	おいて適正	切なリスク分担、情報		意見交換等を着実に実施す	行した被保証先の巡回
な引受審査	な引受審査	な引受審査	の共有等の取組は行	イ 融資機関との適切なリスク分担	るとともに、直接的に保険事	<mark>等へ</mark> の助成)を実施し
や代位弁済	や代位弁済	や代位弁済	われているか	○ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認	故等の抑制に繋がるよう助	<mark>た。</mark>
が行われる	が行われる	が行われる		められるものの、効果や有効性が限定的であることや、基金	成事業について、その活用実	<mark>こうした取組によ</mark>
よう、漁業信	よう、漁業信	よう、漁業信		協会が個別に取組を拡大していくには限界があることから、	績等の事例を広く協会に共	り、保険事故率の目標
用基金協会	用基金協会	用基金協会		保険事故率低減のために、融資機関、基金協会及び信用基金	有するよう取組を行った。	値の達成度合が 120%
の保証要綱	の保証要綱	の保証要綱		が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要から、運転資	これに加え、保険事故率低	<mark>以上となったことか</mark>
等の制定・改	等の制定・改	等の制定・改		金の融資審査と期中管理に着目し、「運転資金の適正な引受	減のため、令和4年4月から	<mark>ら、「A</mark> 」評価が妥当
正に伴う協	正に伴う協	正に伴う協		規模の考え方」、「期中管理の考え方」及び「行動指針」を基	「期中管理の考え方」等を実	<mark>である。</mark>
議並びに大	議並びに大	議並びに大		金協会に提示し、令和4年4月から取組を開始した。	施し、基金協会に一定程度浸	
口保険引受	口保険引受	口保険引受		○ 令和4年7月から10月にかけてアンケート調査及び勉	透し、各基金協会において問	<指摘事項、業務運営

タルカバー	安 件 ワ バ 土	ウルワバー		節辛塾ナナー ブサカ笠田の	しの無時 カイジルギナ笠
案件及び大	案件及び大	案件及び大	強会を実施し、上記取組についての浸透状況、取組状況、課	題意識をもって期中管理の	
口保険金請	口保険金請	口保険金請	題等を把握した。	向上に向けた取組につなが	
求案件の事	求案件の事	求案件の事	○ 令和4年12月に業務運営の検証委員会を開催し、保険事	ることが確認できるなど、効	_
前協議を全	前協議を全	前協議を全	故率低減のための取組について、以下の結論を得た。	果的な取組ができたことか	ススの地市市と
件について	件について	件について	・期中管理の向上に向けた取組	ら、Aとする。	<その他事項>
確実に実施	確実に実施	確実に実施	アンケート調査及び勉強会によって、期中管理の考え方	,===== \ , ± c+ \	_
する。	する。	する。	等の浸透状況等を把握したところ、期中管理の考え方等	<課題と対応>	
イ融資機関	イ融資機関	イ融資機関	について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意	_	
との適切な	との適切な	との適切な	識を持って取り組んでいることを確認したことから、今		
リスク分担	リスク分担	リスク分担	後は、		
を図るとの	を図るとの	を図るとの	① 融資機関も含めて期中管理に積極的に関与するよう		
観点から、漁	観点から、漁	観点から、漁	共通ルールの確立を目指して検討するとともに、		
業者等の負	業者等の負	業者等の負	② 期中管理の取組に態勢を割くことができるよう、不要		
担や国庫負	担や国庫負	担や国庫負	な事務の廃止や負担軽減について検討する。		
担の増加を	担の増加を	担の増加を	・既往保証案件の期中管理		
避けること	避けること	避けること	令和4年度下期から信用基金として、大口保険引受事前		
に留意しつ	に留意しつ	に留意しつ	協議対象案件について、条件変更金額等の把握、延滞発生		
つ、現在実施	つ、現在実施	つ、現在実施	案件の早期把握を行い、現状や方針の確認等による管理を		
している部	している部	している部	実施、新システム構築により次期中期計画期間における協		
分保証やペ	分保証やペ	分保証やペ	会等の期中管理の充実・強化を図る。		
ナルティー	ナルティー	ナルティー			
方式(代位弁	方式(代位弁	方式(代位弁	○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和5年		
済時等に一	済時等に一	済時等に一	2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・		
定額を融資	定額を融資	定額を融資	意見交換を行った。		
機関が負担	機関が負担	機関が負担	その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。		
する方式)等	する方式)等	する方式)等	https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-		
の方策につ	の方策につ	の方策につ	gyo.html		
いて導入効	いて導入効	いて導入効			
果を毎年度	果を毎年度	果を検証す	ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調		
検証すると	検証すると	るとともに、	整整		
ともに、必要	ともに、漁業	漁業信用基	〇 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情		
に応じて方	信用基金協	金協会との	報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実に行っ		
策を拡充す	会との意見交	意見交換等	た。		
る。	換等を行うな	を行うなど			
ウ 漁業信用	ど連携を深め	連携を深め	○ 代位弁済事前協議又は保険金支払審査の結果、期中管理等		
基金協会及	つつ、必要に	つつ、必要に	に改善の余地のある事案については、「申送り」を作成、基		
び融資機関	応じて方策	応じて方策	金協会へ発出し、以後の改善を促すとともに、今後の保険引		
と連携しな	を拡充する。	を拡充する。	受審査の参考となるよう引受部署に対し当該事案の共有を		
がら、被保証	ウ 漁業信用	ウ 漁業信用	行った。また、基金協会との勉強会を通じ、保険金支払審査		
者及び貸付	基金協会及	基金協会及	上の留意点について説明を行った。		
先の財務状	び融資機関	び融資機関			
況等を踏ま	と連携しな	と連携しな	○ 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務		
え、保険引受	がら、被保証	がら、被保証	の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう、令和2年		
審査、保険金	者及び貸付	者及び貸付	7月に創設した助成事業を引き続き行った。本助成事業によ		
支払審査等	先の財務状	先の財務状	り、基金協会においては同事業を活用して、		
に係る情報	況等を踏ま	況等を踏ま	① 個人信用情報機関への照会等による信用情報を活用し		

の共有及び	え、保険引受	え、保険引受	た保証審査・引受の実施	
意見調整を	審査、保険金	審査、保険金	② 融資機関等との連携強化(同行巡回等)による延滞発生	
着実に行う。	支払審査等	支払審査等	の未然防止等	
また、必要に	に係る情報	に係る情報	③ 担当職員の資質向上のための研修の実施	
応じ漁業信	の共有及び	の共有及び	などの保険事故率低減のための取組強化が行われた。	
用基金協会	意見調整を	意見調整を		
が行う期中	着実に行う。	着実に行う。		
管理の改善	また、必要に	また、期中管		
を求めるな	応じ漁業信	理の実施状		
ど、保険事故	用基金協会	況について		
の未然防止	が行う期中	意見交換等		
に努める。	管理の改善	を実施し、必		
【指標】	を求めるな	要に応じ漁		
〇 中期目標	ど、保険事故	業信用基金		
期間中の保	の未然防止	協会が行う		
険事故率(直	に努める。	期中管理の		
近 10 年の平	【指標】	改善を求め		
均 実 績 :	〇 中期目標	るなど、保険		
0.95%)	期間中の保	事故の未然		
<想定される外	険事故率:	防止に努め		
部要因>	0.95%以下	る。		
・保険事故に		また、漁業		
ついては、経		信用基金協		
済情勢、国際		会及び融資		
環境の変化、		機関との情		
災害の発生、		報共有等に		
法令の変更		当たっては、		
等の影響を		ウェブ会議		
受けるもの		等、現地訪問		
であるため、		以外の手法		
評価におい		も柔軟に活		
て考慮する		用し、保険事		
ものとする。		故の未然防		
		止に向け、連		
		携強化を図		
		る。		
		【指標】		
		○ 中期目標		
		期間中の保		
		険事故率:		
		0.95%以下		
<u> </u>	l .	1		1

第1-3-(3) 漁業信用保険業務-求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報 (参考) 令和元年度 30 年度

評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績(百万円)	-	770	678	596	656	562	442	
回収向上に向けた取組の								
実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
求償権を有する漁業信 用基金協会との個別協 議実施率	87%以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業務実	禁機、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中州口1示	中规司凹	平反可凹	上で計画記点	業務実績	自己評価	
(3) 求償権の管理・回	(3) 求償権の管理・回	(3) 求償権の管理・回	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>
収の取組	収の取組	収の取組	なし	〇 回収見込調査は2回実施し	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>
漁業信用基金協	漁業信用基金協	漁業信用基金協		た。	回収向上のため回収実績の進	期目標及び中期計画に基づく
会の求償権の行使	会の求償権の行使	会の求償権の行使	<その他の指標>		捗管理や基金協会との個別協議	取組を適確に実施することはも
による回収につい	による回収につい	による回収につい	〇 回収向上に向けた取	○ 求償権回収目標額について、	を着実に実施した。	とより、求償権の管理・回収に
ては、回収実績の進	ては、回収実績の進	ては、回収実績の進	組の実施状況	各基金協会から提出された回	これらに加えて、助成事業の活	資する取組として、法人が独自
捗管理や漁業信用	捗管理や漁業信用	捗管理や漁業信用	· 回収見込調査実施回	収見込額の妥当性を確認した	用実績について各基金協会間で	に、各基金協会が行う求償活動
基金協会との個別	基金協会との個別	基金協会との個別	数:年2回以上	上で年間目標額として設定す	の共有化を図り、その事例を参考	への助成事業(例えば、支払督
協議の実施等、回収	協議の実施等、回収	協議の実施等、回収	・ 求償権を有する漁業信	るとともに、過去の平均回収額	として、基金協会において、信用	促、強制執行等の法的措置や弁
向上に向けた取組	向上に向けた取組	向上に向けた取組	用基金協会との個別協	が高い上位の基金協会に対し	基金からの助成金を活用し、求償	護士を利用する際に助成)を実
を着実に行う。	を着実に行う。	を着実に行う。	議実施率:87%以上	ては今年度の回収見込額の要	権の管理・回収促進のための取組	施したことから、「A」評価が
【指標】	【指標】	また、漁業信用基		因について個別協議、確認を行	みが強化された。	<mark>妥当である。</mark>
〇 回収向上に向け	〇 回収向上に向	金協会との協議等	<評価の視点>	った。	以上のことから、Aとする。	今後も、求償権の管理・回収
た取組の実施状況(回	けた取組の実施	に当たっては、ウェ	求償権の回収向上に向け			の促進に向け、可能かつ必要な
収見込調査実施状況、	状況	ブ会議等、現地訪問	て、回収見込調査、個別協	〇 求償権回収進捗状況に係る	<課題と対応>	範囲内で当該法人独自の取組の
個別協議実施状況等)	· 回収見込調査実	以外の手法も柔軟	議等の取組は行われてい	協議	_	継続が期待される。
	施回数:年2回以	に活用し、求償権の	るか	・ 各基金協会から提出され		
	上	回収向上に向け、連		た求償権回収進捗状況表を		<指摘事項、業務運営上の課題
	・ 求償権を有する	携強化を図る。		もとに、回収目標額に対する		及び改善方策>
	漁業信用基金協	【指標】		9月末現在の進捗率が 50%		_
	会との個別協議	〇 回収向上に向		に達していない基金協会に		
	実施率:87%以上	けた取組の実施		対し回収状況の聴き取りを		<その他事項>
		状況		実施した。		_

· 回収見込調査実	・ 保険金支払に係る求償権	
施回数:年2回以	の早期かつ円滑な回収を図	
上	るため、令和2年度から実施	
・ 求償権を有する	している基金協会に対する	
漁業信用基金協	助成事業を引き続き実施す	
会との個別協議	るとともに、令和3年度に引	
実施率:87%以上	き続き、4年度においても、	
	各基金協会・支所から本事業	
	の活用方法について聞き取	
	り、その内容の各基金協会間	
	での共有化を図った。	
	本事業により、基金協会に	
	おいては同事業を活用して、	
	① 外部専門家(弁護士、調	
	査会社等)の積極的な活用	
	② 担保保全を図るための	
	手続き(代位弁済後の船・	
	不動産等の売却等)、支払	
	督促等の法的措置の実施	
	③ 回収専門員の臨時雇用	
	④ 管理・回収体制強化のた	
	めのインフラ整備(現地交	
	渉のためのタブレット購	
	入、ウェブ環境整備)	
	など、求償権の管理強化・回	
	収向上のための取組強化が	
	行われた。	
	・特に、助成事業を活用した	
	外部専門家 (弁護士等) の積	
	極的な活用、担保保全、支払	
	督促などの法的手続きの実	
	施など、求償権の管理・回収	
	施など、水頂椎の管理・凹収 のための有効な事例につい	
	て、基金協会間で共有化を図	
	ることにより、これまで回収	
	困難であった求償権につい	
	ても外部専門家等を積極的	
	に活用して回収を図る意識	
	が基金協会に醸成されてい	
	ることが確認され、助成事業	
	を継続して実施することに	
	よる求償権回収の取組強化	
	の効果が発揮された。	
	リンジル木が光が出口によりに	

第1-3-(4) 漁業信用保険業務-利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ

主要なアウトプット(ア	主要なアウトプット(アウトカム)情報											
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
利用者へのアンケート調 査による意見募集回数	年1回以上	_	1 🛭	1 🛭	1 🛭	1 🛭	1 🛭					
漁業信用基金協会、融資 機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上		7回	80	22 💷	19 回	20 🛭					
現地水産関係団体との情 報・意見交換回数	年3回以上	_	5回	3回	1回	4回	3回					

3. 各事業年度の業務に	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
七部口捶	中期計画	生典計画	→ ナ >≅/巫+と+亜	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価						
(4) 利用者のニーズ	(4) 利用者のニーズ	(4) 利用者のニーズ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B					
の反映等	の反映等	の反映等	なし	○ 制度に関する利用者のニー	評定:B	<評定に至った理由>					
漁業信用保証保	漁業信用保証保	漁業信用保証保		ズを把握するとともに、業務処	利用者へのアンケートにより	中期目標及び中期計画に基づく					
険制度の利用者の	険制度の利用者の	険制度の利用者の	<その他の指標>	理方法についての点検及び見	利用者ニーズ等を把握するとと	取組を適確に実施していること					
意見募集を幅広く	意見募集を幅広く	意見募集を幅広く	〇 利用者ニーズの反映	直しを図るため、利用者に対す	もに、求償権回収協議について基	から、「B」評価が妥当であ					
定期的に行うとと	定期的に行うとと	定期的に行うとと	等状況	るアンケート調査を行い(1	金協会・支所に要望をヒアリング	る。					
もに、融資機関や漁	もに、融資機関や漁	もに、融資機関や漁	・ 利用者へのアンケート	回)、期中管理の考え方等の浸	した上で、その費用対効果等を踏						
業者等の全国団体	業者等の全国団体	業者等の全国団体	調査による意見募集回	透状況等を把握したところ、期	まえ、毎年9月末時点の求償権回	<指摘事項、業務運営上の課題					
等との情報及び意	等との情報及び意	等との情報及び意	数:年1回以上	中管理の考え方等について、一	収進捗状況表の提出を省略する	及び改善方策>					
見交換を通じて、本	見交換を通じて、本	見交換を通じて、本	・ 漁業信用基金協会、融	定の理解が得られ、基金協会・	等の事務処理等の見直しに取り	_					
制度に関する利用	制度に関する利用	制度に関する利用	資機関等関係機関との	支所が問題意識を持って取り	組んだ。また、災害発生時等には						
者のニーズを把握	者のニーズを把握	者のニーズを把握	情報・意見交換回数:年	組んでいることを確認した。今	相談窓口を開設し、基金協会等と	<その他事項>					
し、業務運営への適	し、業務運営への適	し、業務運営への適	7回以上	後は、	連携して対応したことから、Bと	_					
切な反映と本制度	切な反映と本制度	切な反映と本制度	・ 現地水産関係団体との	① 融資機関も含めて期中管	する。						
の円滑な運営を図	の円滑な運営を図	の円滑な運営を図	情報・意見交換回数:年	理に積極的に関与するよう							
るために必要な運	るために必要な運	るために必要な運	3回以上	共通ルールの確立を目指し	<課題と対応>						
用の見直しを行う	用の見直しを行う	用の見直しを行う		て検討するとともに、	_						
ほか、災害発生時等	ほか、災害発生時等	ほか、災害発生時等	<評価の視点>	② 期中管理の取組に態勢を							
に必要に応じて相	に必要に応じて相	に必要に応じて相	制度の利用者のニーズを	割くことができるよう、不要							
談窓口を開設し、漁	談窓口を開設し、漁	談窓口を開設し、漁	把握し、業務運営に反映さ	な事務の廃止や負担軽減に							
業信用基金協会等	業信用基金協会等	業信用基金協会等	せる取組は行われている	ついて検討する。							
と連携して対応す	と連携して対応す	と連携して対応す	か								
る。	る。また、相談や苦	る。また、相談や苦		〇 令和4年9月末に各基金協							
【指標】	情等に対して適切	情等に対して適切		会から提出された求償権回収							
○ 利用者ニーズの	に対応する。	に対応する。		進捗状況表を元に基金協会・支							

反映等状況(意見募集	【指標】	また、融資機関、	所にヒアリングを行ったとこ
や情報・意見交換等の	〇 利用者ニーズ	漁業者等の全国団	ろ、下期(年末や年度末)に約
実施状況、相談窓口開	の反映等状況	体、現地水産関係団	定弁済されるものが多く、9月
設回数等)	利用者へのアン	体等との情報・意見	末時点で進捗把握を行うこと
	ケート調査によ	交換等に当たって	で回収の促進が図られるもの
	る意見募集回数:	は、ウェブ会議等、	ではないことが確認されたの
	年1回以上	現地訪問以外の手	で、令和5年度以降は求償権回
	漁業信用基金協	法も柔軟に活用し、	収進捗状況表の提出を省略す
	会、融資機関等関	利用者ニーズの把	ることとした。
	係機関との情報・	握等に向け、相手先	
	意見交換回数:年	との意思疎通を強	〇 令和4年度においては、新型
	7回以上	化する。	コロナウイルス感染症の拡大
	· 現地水産関係団	【指標】	状況をみつつ、ウェブ会議も積
	体との情報・意見	〇 利用者ニーズ	極的に活用しながら、基金協会
	交換回数:年3回	の反映等状況	の各地区ブロック会議や全国
	以上	・ 利用者へのア	協会本所が行う支所会議等を
		ンケート調査に	通じた意見交換を 20 回行っ
		よる意見募集回	た。また、現地水産関係団体と
		数:年1回以上	の意見交換を3回行った。
		· 漁業信用基金	
		協会、融資機関等	〇 台風等の災害による被害や
		関係機関との情	新型コロナウイルス感染症の
		報・意見交換回	影響を受けた漁業者等を対象
		数:年7回以上	に、資金の円滑な融通、既貸付
		· 現地水産関係	金の償還猶予等に関する相談
		団体との情報・意	窓口を速やかに開設した(9
		見交換回数:年3	回)。
		回以上	
			〇 令和3年4月から導入した
			災害特例保険料率について、5
			年2月に基金協会から適用申
			請があり、適用を決定した。

第1-3-(5) 漁業信用保険業務-事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

王要なアワトブット(ん	アワトカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	_	1 回	1回	1回	1 🛭	1回	
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険 料徴収	37 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
納付回収金の収納	29 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
長期資金貸付審査	償還日と同日付 貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
短期資金貸付審査	8日	_	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	

3. 各事業年度の業務に	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価				
中朔口悰	中期可回	十反司四	土み計画目標	業務実績	自己評価					
(5) 事務処理の適正	(5) 事務処理の適正	(5) 事務処理の適正	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B				
化及び迅速化	化及び迅速化	化及び迅速化	なし	ア 業務処理方法についての点	評定:B	<評定に至った理由>				
利用者の手続面	利用者の手続面	利用者の手続面		検及び見直しの実施状況	公文書の発出に係る事務処理	中期目標及び中期計画に基づく				
での負担の軽減や	での負担の軽減や	での負担の軽減や	<その他の指標>	○ 国の補助事業の保険引受等	が適切に行われなかった事案等	取組を適確に実施していること				
業務の質的向上を	業務の質的向上を	業務の質的向上を	〇 業務処理方法につい	の状況について、四半期に1	があったが、適切な処理を行うと	から、「B」評価が妥当であ				
図るため、次の事項	図るため、次の事項	図るため、次の事項	ての点検及び見直しの	回報告を行っている「報告	ともに、再発防止策を講じた。	る。				
を実施し、適正な事	を実施し、適正な事	を実施し、適正な事	実施状況	書」の一部で保険引受残高の	また、特に求償権管理・回収に					
務処理を行うとと	務処理を行うとと	務処理を行うとと	・ 業務処理方法につい	記載誤りが判明した。	係る事務処理について信用基金・	<指摘事項、業務運営上の課題				
もに、その迅速化を	もに、その迅速化を	もに、その迅速化を	ての点検及び見直し	事案原因は、当該事業に係	基金協会双方の事務処理軽減の	及び改善方策>				
図る。	図る。	図る。	の検討:年1回以上	る保険引受一覧表(以下「一	観点から、協会からの償却・管理	_				
ア 保険引受、保険	ア 保険引受、保険	アー保険引受、保険	・ 業務処理方法につい	覧表」という。)」を作成後、	事務停止等にかかる諸報告に関					
金支払等の各業	金支払等の各業	金支払等の各業	ての見直しの実施状	一覧表から報告書へ転記を	して約款・取扱要領を変更して大	<その他事項>				
務について、利用	務について、利用	務について、利用	況	行う際に作成者の記載誤り、	幅に簡素化・効率化することがで	_				
者の利便性の向	者の利便性の向	者の利便性の向	〇 担当部署及び会計部	また、確認者が誤りに気づく	き、これについては基金協会から					
上等に資する観	上等に資する観	上等に資する観	署における点検実施回	ことが出来なかったことに	も高い評価を得た。					
点から、事務手続	点から、事務手続	点から、事務手続	数:毎月1回以上	より発生したものであり、再	さらに、求償権回収協議に係る					
の簡素化等業務	の簡素化等業務	の簡素化等業務		発防止策として、	毎年9月末時点の基金協会から					
処理の方法につ	処理の方法につ	処理の方法につ	<評価の視点>	① 一覧表からの転記部分を	の求償権回収進捗状況表の提出					
いて毎年度点検	いて毎年度点検	いて点検を実施	利用者の手続面での負担	ハイライト表示することに	についても費用対効果等を踏ま					
を実施し、必要に	を実施し、必要に	し、必要に応じて	の軽減や業務の質的向上	よる転記ミス防止、	え省略することとした。					

応じて見直しを 見直しを行う。 を図るため、事務処理の適 応じて見直しを ② 一覧表と報告書の転記部 上記を踏まえ、概ね計画が達成 行う。 行う。 【指標】 正化及び迅速化に向けた 分に確認者が記号を付すこ されていることから、Bとする。 【指標】 【指標】 〇 業務処理方法 取組は行われているか とによるチェック漏れの防 〇 業務処理方法 〇 業務処理方法 についての点検 を行うことにより、再発防止を についての点検 についての点検 及び見直しの実 <課題と対応> 及び見直しの実 及び見直しの実 施状況 図った。 施状況 施状況 · 業務処理方法 イ保険引受、保険 業務処理方法に についての点検 ○ 令和4年度において、求償 金支払等の業務 ついての点検及 及び見直しの検 権管理に係る基金協会から について、審査等 び見直しの検討: 討:年1回以上 信用基金へ求めている諸報 の適正性を確保 年1回以上 · 業務処理方法 告に関し、令和5年度から稼 しつつ、標準処理 ・ 業務処理方法に についての見直 働する新たな漁業保証保険 期間内に案件の ついての見直し しの実施状況 システムの適用も見据えつ イ 保険引受、保険 つ、基金協会及び信用基金の 処理を行う。 の実施状況 <目標水準の考え方 イ保険引受、保険 金支払等の業務 事務負担軽減の観点から、大 金支払等の業務 について、審査等 幅に簡素化・効率化を図るべ · 前中期目標期間 について、審査等 の適正性を確保 く、約款・取扱要領の変更を において、目標 の適正性を確保 しつつ、以下の標 行った(令和5年2月)。 (85%以上の処 しつつ、以下の標 準処理期間内に 理) の確実な達成 準処理期間内に 案件の処理を行 ○ また求償権回収促進協議 が見込めるため、 案件の処理を行 に係る事務処理に関し、その 本中期目標期間 (ア)保険通知の処 費用対効果等を踏まえ、令和 う。 (ア) 保険通知の処 理・保険料徴収 においては、一層 4年度からは基金協会への の業務の見直し 理・保険料徴収 37 ⊟ 協議・目標額設定方法を簡素 による業務処理 37 ⊟ (イ) 保険金支払審 化するとともに、毎年9月末 の迅速化を求め (イ) 保険金支払審 時点の求償権回収進捗状況 查 25日 るため、目標を 15 (ウ)納付回収金の に係る信用基金に対する報 查 25日 ポイント引き上 (ウ)納付回収金の 収納 29 日 告について令和5年度から げ、全ての案件を 収納 29日 (工)貸付審査 は廃止することとした。 標準処理期間内 (工)貸付審査 漁業長期資金 に処理すること イ 標準処理期間内の事務処理 漁業長期資金 償還日と同 が適当。 償還日と同 日付貸付 事務は、標準処理期間内に全 漁業短期資金 なお、利用者か 日付貸付 て処理を行った。 らの提出書類・デ 漁業短期資金 8日 ウ 保険料や貸付金利息等の確 ータの不備の補 ウ 保険料の誤徴 8日 正に要した期間 ウ 保険料の誤徴 収事案等の再発 実な徴収 など、信用基金の 収事案等の再発 ○ 保険料及び貸付金利息の 防止策を踏まえ、 責めに帰すべき 防止策を踏まえ、 保険料及び貸付 徴収に当たっては、請求・納 金利息の徴収に 入の都度、担当部署及び会計 事由とならない 保険料及び貸付 ものについては、 金利息の徴収に 当たっては、請 部署において複数の職員が 標準処理期間か 当たっては、請 求・納入の都度、 正確性の点検を行い、定めら ら除くことが適 求・納入の都度、 担当部署及び会 れた納入期日に確実に徴収

した。

○ 貸付金について、期日どお

りに確実に回収した。

計部署において

正確性の点検を

実施し、保険料や

貸付金利息を確

担当部署及び会

計部署において

正確性の点検を

実施し、保険料や

当。

ウ 保険料の誤徴

収事案等の再発

防止策を踏まえ、

			T		
保険料及び貸付	貸付金利息を確	実に徴収する。			
金利息の徴収に	実に徴収する。	また、貸付金に			
当たっては、請	また、貸付金に	ついては、確実に			
求・納入の都度、	ついては、確実に	回収する。			
担当部署及び会	回収する。	【指標】			
計部署において	【指標】	〇 担当部署及び			
正確性の点検を	〇 担当部署及び	会計部署におけ			
実施し、保険料や	会計部署におけ	る点検実施回数:			
貸付金利息を確	る点検実施回数:	毎月1回以上			
実に徴収する。	毎月1回以上				
また、貸付金に					
ついては、確実に					
回収する。					
【指標】					
〇 担当部署及び					
会計部署におけ					
る点検実施状況					

第1-4 農業保険関係業務

2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)									
農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)				
(第1-4-(1)参照) (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1-4-(2)参照)	予算額(千円)	117, 321, 504	161, 344, 943	161, 352, 705	161, 350, 000	161, 344, 590				
	決算額(千円)	403, 700	1, 015, 949	1, 552, 774	14, 758	517, 409				
	経常費用(千円)	14, 187	14, 585	12, 903	16,641	18, 100				
	経常収支 (千円)	5, 575	177	△617	△2,910	△1,674				
	行政コスト(注)(千円)	△5, 549	14, 630	14, 381	16, 641	18, 152				
	従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	%108	※110	※111	※108				

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中和口福	₼₩ ₽↓ æ ;	左连急索	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	業務実績	自己評価						
 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映(第1-4-(1)参照) (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施(第1-4-(2)参照) 	第1-4-(1) 及び(2) を参照。	同左	同左	評定: B 2項目の小項目についてBとしたことから、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。	評定 B					

		<その他事項>
		_

年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

第1-4-(1) 農業保険関係業務-農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ キ要なアウトプット (アウトカム) 情報

土安なアワトノット(ア	′′ノトカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業 保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10 回	18 回	19 回	15 回	56 回	

3. 各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、業務実	経績、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中期日际	中期計画		土み評価指標	業務実績	自己評価	
4 農業保険関係業	4 農業保険関係業	4 農業保険関係業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
務	務	務	なし	〇 農業保険関係業務について	評定:B	<評定に至った理由>
(1) 農業保険関係業	(1) 農業保険関係業	(1) 農業保険関係業		の情報提供の充実	情報提供の充実及び利用者の	中期目標及び中期計画に基づ
務についての情報	務についての情報	務についての情報	<その他の指標>	NOSAIイントラネット	意見の反映に取り組んだことか	く取組を適確に実施しているこ
提供の充実及び利	提供の充実及び利	提供の充実及び利	〇 農業共済団体等への	に、以下の情報を掲載した。	ら、Bとする。	とから、「B」評価が妥当であ
用者の意見の反映	用者の意見の反映	用者の意見の反映	農業保険関係業務の周	① 農業保険関係業務の概要		る。
信用基金の農業	信用基金の農業	信用基金の農業	知回数:年1回以上	(令和4年度版)	<課題と対応>	
保険関係業務の役	保険関係業務の役	保険関係業務の役		② 農業共済組合等の財務状	_	<指摘事項、業務運営上の課題
割や手続きについ	割や手続きについ	割や手続きについ	<評価の視点>	況調査結果		及び改善方策>
て、利用者等に対	て、利用者等に対	て、利用者等に対	利用者に対する情報提供	③ 農業保険関係業務貸付取		_
し、図表なども含め	し、図表なども含め	し、図表なども含め	の充実、意見募集を行い、	扱要領の変更		
て分かりやすい形	て分かりやすい形	て分かりやすい形	業務運営に反映させる取	④ 貸付金利の変更(53回)		<その他事項>
で周知するなど情	で周知するなど情	で周知するなど情	組は行われているか			_
報提供の充実を図	報提供の充実を図	報提供の充実を図		〇 全国会長会議等の全国会議		
るとともに、利用者	るとともに、利用者	るとともに、利用者		において、農業保険関係業務の		
からの意見募集を	からの意見募集を	からの意見募集を		業務実績等について説明した。		
幅広く定期的に行	幅広く定期的に行	幅広く定期的に行				
い、業務運営に適切	い、業務運営に適切	い、業務運営に適切		〇 利用者である農業共済団体		
に反映させる。	に反映させる。ま	に反映させる。ま		から、事業運営の実態にあわせ		
【指標】	た、相談や苦情等に	た、相談や苦情等に		て信用基金の貸付取扱要領を		
〇 農業共済団体等	対して適切に対応	対して適切に対応		見直すよう要請があり、その要		
への農業保険関係業	する。	する。		請に応じて、信用基金は貸付額		
務の周知状況	【指標】	【指標】		の算定方法や徴求書類の変更		
	〇 農業共済団体	〇 農業共済団体		を行った。		
	等への農業保険	等への農業保険		なお、意見があったものの、		
	関係業務の周知	関係業務の周知		反映していない案件はない。		
	回数:年1回以上	回数:年1回以上				

第1-4-(2) 農業保険関係業務-共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ

主要なアウトブット(ア	プウトカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	

3. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業務実	績、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中别日信	中期計画	平 反司四	土は評価指標	業務実績	自己評価	
(2) 共済団体等に対	(2) 共済団体等に対	(2) 共済団体等に対	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
する貸付業務の適	する貸付業務の適	する貸付業務の適	なし	ア 民間金融機関から融資を受	評定:B	<評定に至った理由>
正な実施	正な実施	正な実施		けるよう促進	共済団体等に対する貸付業務	中期目標及び中期計画に基づ
ア 共済団体等に	ア 共済団体等に	ア 共済団体等に	<その他の指標>	○ NOSAIイントラネッ	の適正な実施に取り組んだこと	く取組を適確に実施しているこ
対する貸付業務	対する貸付業務	対する貸付業務	なし	トや、全国会長会議等の全国	から、Bとする。	とから、「B」評価が妥当であ
は、農業共済制度	は、農業共済制度	は、農業共済制度		会議を通じて、共済団体等に		る 。
及び農業経営収	及び農業経営収	及び農業経営収	<評価の視点>	対して、民間金融機関から融	<課題と対応>	
入保険事業の円	入保険事業の円	入保険事業の円	共済団体等に対して、民間	資を受けるよう促した。	_	<指摘事項、業務運営上の課題
滑な実施を担保	滑な実施を担保	滑な実施を担保	金融機関から融資を受け			及び改善方策>
するためのセー	するためのセー	するためのセー	るよう促す取組が行われ	〇 共済団体に対し、台風被害		_
フティネットで	フティネットで	フティネットで	ているか。適正な事務処理	により被災した農業者に対		
あることを踏ま	あることを踏ま	あることを踏ま	が行われているか	する共済金の支払いに必要		<その他事項>
え、大災害時等の	え、大災害時等の	え、大災害時等の		な資金の貸付けを行った。		_
緊急的な対応を	緊急的な対応を	緊急的な対応を		貸付案件について、		
除き、信用基金か	除き、信用基金か	除き、信用基金か		・ 当該借入申込みが大災害		
ら共済団体等に	ら共済団体等に	ら共済団体等に		時等の緊急的な対応かど		
対し、民間金融機	対し、民間金融機	対し、民間金融機		うか		
関からの融資を	関からの融資を	関からの融資を		・ 緊急的な対応でない場		
受けるよう促す。	受けるよう促す。	受けるよう促す。		合、民間金融機関からの融		
その上で、共済	その上で、共済	その上で、共済		資を検討した上で信用基		
団体等に対し貸	団体等に対し貸	団体等に対し貸		金から借入れを行うこと		
付けを行う場合	付けを行う場合	付けを行う場合		とした理由		
は、迅速かつ着実	は、迅速かつ着実	は、迅速かつ着実		を内容とする調書を徴求し		
に実施するため、	に実施するため、	に実施するため、		た。		
貸付審査の適正	貸付審査の適正	貸付審査の適正				
性を確保しつつ、	性を確保しつつ、	性を確保しつつ、		○ 事務は、標準処理期間内に		
標準処理期間内	標準処理期間(4	標準処理期間(4		全て処理を行った。		
に全ての案件を	日) 内に全ての案	日) 内に全ての案				
処理する。	件を処理する。	件を処理する。		イ 適切な水準の貸付金利の設		
イ 貸付金利につ	イ 貸付金利につ	イ 貸付金利につ		定		

いては、貸付目 的、 調達利等なる。 恵に設定する。 ウ 付金利息にひつ では、定められた	いては、貸付目 的、調達コキ 市中金利等切な水 連に設定する。 ウ 貸付金及びつい 付金利息については、定められた	い、 は達 は 連 は 連 の、 市 し た 設 に 設 付 る の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	○ 貸付金利について、農業共 済団体等にとって過大な負 担にならないよう、市中金利 と同程度の水準(借入申込み 時期に相当する全銀協日本 円TIBORレートに、一定 の率を上乗せ)に設定した。	
付金利息につい	付金利息につい	付金利息につい	の率を上乗せ)に設定した。	
ては、定められた	ては、定められた	ては、定められた		
期日に確実に回	期日に確実に回	期日に確実に回	ウ 貸付金及び貸付金利息の確	
収する。	収する。	収する。	実な回収	
			〇 貸付金及び貸付金利息に	
			ついては、償還期限未到来の	
			ため、未回収である。	
			/Cox //	

第1-5 漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	
(第1-5-(1)参照) (2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1-5-(2)参照)	予算額(千円)	28, 431, 756	28, 428, 508	28, 440, 045	30, 560, 625	69, 188, 336	
	決算額(千円)	14, 149	17, 120	15, 528, 058	67, 230, 227	68, 307, 712	
	経常費用(千円)	9, 703	15, 988	20, 295	21,382	21,360	
	経常収支 (千円)	△3,820	△9,952	△9,923	51,714	49, 297	
	行政コスト(注)(千円)	2,630	15, 992	20, 417	21, 382	21, 399	
	従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	%108	※110	※111	※108	

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業	業務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による詞	评価		
中地口 播	++#=±.æ.	在時制表	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項5 漁業災害補償関係業務(1)漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映(第1-5-(1)参照)(2)共済団体に対する貸付業務の適正な実施(第1-5-(2)参照)	第1-5-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評定: A 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。	評定 A < マアに至った理由 > 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。

				<その他事項>
				, C 4) ID 7-X,
				_
l	1	I	l .	

第1-5-(1) 漁業災害補償関係業務-漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット(ア	'ウトカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災 害補償関係業務の周知回 数	年1回以上		1回	20	2回	2回	2回	

3. 各事業年度の業	務に係る目標、計画、	業務実績、年度評価に	「係る自己評価及び主務大	至による評価		
	-h-W=1=:	左曲計画	+ /	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
5 漁業災害補償	5 漁業災害補償	5 漁業災害補償	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
関係業務	関係業務	関係業務	なし	○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実	評定:B	<評定に至った理由>
(1) 漁業災害補償	(1) 漁業災害補償	(1) 漁業災害補償		令和4年4月及び令和5年1月に信用基金ホームペ	情報提供の充実及び利用者	中期目標及び中期計画に
関係業務につい	関係業務につい	関係業務につい	<その他の指標>	ージに掲載しているリーフレットを更新。	の意見の反映に取り組んだこ	基づく取組を適確に実施
ての情報提供の	ての情報提供の	ての情報提供の	○ 漁業共済団体への	利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正など	とから、Bとする。	していることから、
充実及び利用者	充実及び利用者	充実及び利用者	漁業災害補償関係業	について信用基金ホームページに関係者専用ページを		「B」評価が妥当であ
の意見の反映	の意見の反映	の意見の反映	務の周知回数:年1	設置して掲載した。	<課題と対応>	る。
信用基金の漁	信用基金の漁	信用基金の漁	回以上	また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点か	_	
業災害補償関係	業災害補償関係	業災害補償関係		ら、業務統計年報をホームページ上に掲載した。		<指摘事項、業務運営上
業務の役割や手	業務の役割や手	業務の役割や手		https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html		の課題及び改善方策>
続きについて、	続きについて、	続きについて、	<評価の視点>			_
利用者等に対	利用者等に対	利用者等に対	利用者に対する情報提	〇 漁業災害補償関係業務運営委員会で各委員からご報		
し、図表なども	し、図表なども	し、図表なども	供の充実、意見募集を	告いただいた漁業被害の状況等の情報を、信用基金は		<その他事項>
含めて分かりや	含めて分かりや	含めて分かりや	行い、業務運営に反映	各県域の被害状況の把握や今後の資金ニーズの把握、		_
すい形で周知す	すい形で周知す	すい形で周知す	させる取組は行われて	借入額の予測に活用した。		
るなど情報提供	るなど情報提供	るなど情報提供	いるか	なお、意見があったものの、反映していない案件は		
の充実を図ると	の充実を図ると	の充実を図ると		ない。		
ともに、利用者	ともに、利用者	ともに、利用者				
からの意見募集	からの意見募集	からの意見募集				
を幅広く定期的	を幅広く定期的	を幅広く定期的				
に行い、業務運	に行い、業務運	に行い、業務運				
営に適切に反映	営に適切に反映	営に適切に反映				
させる。	させる。また、相	させる。また、相				
	談や苦情等に対	談や苦情等に対				
【指標】	して適切に対応	して適切に対応				
〇 漁業共済団体	する。	する。				
への漁業災害補償	【指標】	【指標】				
関係業務の周知状	〇 漁業共済団	〇 漁業共済団				
況	体への漁業災	体への漁業災				

害補償関係業			
務の周知回 数:年1回以			
L L	上		

第1-5-(2) 漁業災害補償関係業務-共済団体に対する貸付業務の適正な実施

_	→+\V\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
۷.	主な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報 (参考) 30 年度 令和元年度 2年度 3年度 4年度 (参考情報) 指標等 達成目標 平成 29 年度 当該年度までの累積値等、必要な情報 (2018年度) (2019年度) (2020年度) (2021年度) (2022年度) (2017年度) 標準処理期間 貸付審査 100% 100% 100%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	 主な評価指標	法人の業務実	主務大臣による評価					
	中知可圖	十尺	上。各計画記述	業務実績	自己評価					
(2) 共済団体に対す	(2) 共済団体に対す	(2) 共済団体に対す	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>				
る貸付業務の適正	る貸付業務の適正	る貸付業務の適正	なし	〇 共済団体に対し、民間金融機	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>				
な実施	な実施	な実施		関から融資を受けるよう促し	共済団体等に対する貸付業務	中期目標及び中期計画に基づ				
ア 共済団体に対	ア 共済団体に対	ア 共済団体に対	<その他の指標>	たが、市中銀行等からの借入れ	の適正な実施に取り組んだこと	く取組を適確に実施することは				
する貸付業務は、	する貸付業務は、	する貸付業務は、	なし	に要する時間や借入金額につ	に加え、以下の事項を実施したこ	もとより、深刻な不漁や魚価の				
漁業災害補償制	漁業災害補償制	漁業災害補償制		いてスムーズな対応が困難で	とから、Aとする。	大幅な下落により、想定を上回				
度の円滑な実施	度の円滑な実施	度の円滑な実施	<評価の視点>	あることから、信用基金が貸付		る規模の漁業共済金の支払が必				
を担保するため	を担保するため	を担保するため	共済団体に対して、民間金	けを行うことになった。	(自己評価の考え方)	要となり、支払財源の国庫負担				
のセーフティネ	のセーフティネ	のセーフティネ	融機関から融資を受ける	事務は、標準処理期間内に全	不漁の継続や、新型コロナウイ	分が一時的に不足する事態とな				
ットであること	ットであること	ットであること	よう促す取組が行われて	て処理を行った。	ルス感染症の影響による多くの	ったところ、法人が主体的に民				
を踏まえ、大災害	を踏まえ、大災害	を踏まえ、大災害	いるか。適正な事務処理が		魚種における需要減退及び価格	間金融機関から資金を調達し、				
時等の緊急的な	時等の緊急的な	時等の緊急的な	行われているか	〇 貸付日から償還期間までの	低迷により、第4期中期目標や中	これを漁業共済団体に貸し付け				
対応を除き、信用	対応を除き、信用	対応を除き、信用		期間に応じ、借入申込み受理日	期計画の策定時において想定し	る取組を行った(令和4年度新				
基金から共済団	基金から共済団	基金から共済団		前に公表されている直近の当	ていなかった規模の漁業共済に	<mark>規貸付金 71 億円)。</mark>				
体に対し、民間金	体に対し、民間金	体に対し、民間金		該期間に相当する全銀協日本	よる支払が生じることとなり、令	このことにより、漁業災害補				
融機関からの融	融機関からの融	融機関からの融		円 TIBOR レートに 0.35%上乗	和4年度においても国が漁業共	償制度の安定的かつ円滑な実施				
資を受けるよう	資を受けるよう	資を受けるよう		せした利率を適用した。	済団体に支払うべき保険金の支	<mark>に貢献したことから、「A」評</mark>				
促す。	促す。	促す。			払不足が生じた。このような中、	<mark>価が妥当である。</mark>				
その上で、共済	その上で、共済	その上で、共済		〇 貸付金及び貸付金利息につ	出資金等の水準を大きく超える					
団体に対し貸付	団体に対し貸付	団体に対し貸付		いては、共済団体から定められ	貸付けを実施するため、国・漁済	<指摘事項、業務運営上の課題				
けを行う場合は、	けを行う場合は、	けを行う場合は、		た期日に回収した。	連との借入希望額についての緊	及び改善方策>				
迅速かつ着実に	迅速かつ着実に	迅速かつ着実に			密な連絡体制の構築や、民間金融	_				
実施するため、貸	実施するため、貸	実施するため、貸		○ これらに加えて、貸付業務に	機関から必要額を安定的に調達					
付審査の適正性	付審査の適正性	付審査の適正性		ついて、令和4年度中の貸付金	するための働きかけ等に努めた	<その他事項>				
を確保しつつ、標	を確保しつつ、標	を確保しつつ、標		の最高残高は 188 億円であっ	ことが、安定した貸付けの実施を	_				
準処理期間内に	準処理期間(4	準処理期間(4		たが、この水準は、昭和 39 年	可能とし、漁業共済制度の安定的					
全ての案件を処	日) 内に全ての案	日) 内に全ての案		の制度創設以来最高の残高水	運営に大きく寄与したこと。					
理する。	件を処理する。	件を処理する。		準であり、漁業災害補償関係業						
イ 貸付金利につ	イ 貸付金利につ	イ 貸付金利につ		務に対する出資金及び利益剰	<課題と対応>					
いては、貸付目	いては、貸付目	いては、貸付目		余金の計約60億円の2倍を超	_					

	的、調達コスト、	的、調達コスト、	的、調達コスト、	える水準での借入れを行った	
	市中金利等を考	市中金利等を考	市中金利等を考	上での貸付けであった。このよ	
	慮した適切な水	慮した適切な水	慮した適切な水	うに、国・漁済連との借入希望	
	準に設定する。	準に設定する。	準に設定する。	額についての緊密な連絡体制	
	ウ 貸付金及び貸	ウ 貸付金及び貸	ウ 貸付金及び貸	の構築や、民間金融機関から必	
	付金利息につい	付金利息につい	付金利息につい	要額を安定的に調達するため	
	ては、定められた	ては、定められた	ては、定められた	の働きかけ等に努めたことに	
	期日に確実に回	期日に確実に回	期日に確実に回	よって、出資金等の水準を大き	
	収する。	収する。	収する。	く超える貸付けを安定して実	
				施することを可能とした。	
				○ さらに、業務方法書上の貸付	
				限度額について、第4期中期目	
				標期間に緊急避難的な対応が	
				必要となったことを踏まえ、第	
				5期中期目標の開始に向けて、	
				貸付限度額のあり方について	
				の検討を行い、出資額の4倍と	
				定めていた貸付限度額を、漁業	
				共済団体への安定的・機動的な	
				資金供給が行えるよう「共済金	
				又は再共済金の支払に必要な	
				額」に変更し、業務方法書の変	
				更を行った(令和5年3月22	
				日認可)。	
1					

第2-1 事業の効率化(平成29年度対比5%以上の事業費の削減)

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	平成 2	考) 9 年度 年度) 決算	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費(百万円)	_	10, 567	4, 383	4, 120	4, 490	3, 513	3, 354	2,970	
うち保険金(農業)	_	6,946	2, 291	2, 394	2,464	2,001	1,934	1,761	
保証保険事業助成金(農業)	_	28	28	28	28	279	474	418	令和2年度から、助成内容、助成額及 び計上科目を見直したところであり、 前年度と数値の継続性はない。
代位弁済費(林業)	_	1,200	673	525	642	419	116	260	
求償権回収事業委託費(林業)	_	20	14	10	7	26	28	14	
保険金(漁業)	_	2, 358	1, 363	1, 147	1,336	692	679	395	
保証保険事業助成金(漁業)	_	14	14	15	14	96	123	122	令和2年度から、助成内容、助成額及 び計上科目を見直したところであり、 前年度と数値の継続性はない。
削減率(計画値)	中期目標の期間中に、平成29年度 比で5%以上削減		-	-	_	-	_	_	
29年度予算に対する削減率(実績値)	_	_	-	61.0%	57.5%	66.8%	68.3%	71.9%	5ヵ年の平均削減率は65.1%。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
中期口惊 中期间回 十次6		十反司四	土谷計画担保	業務実績	自己評価				
第4 業務運営の効	第2 業務運営の効	第2 業務運営の効	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>			
率化に関する事項	率化に関する目標	率化に関する目標	〇 事業費削減率	〇 平成30年度から令和4年度	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>			
	を達成するためと	を達成するためと		までの5年間の29年度予算に	中期目標期間中の事業費の平	中期目標及び中期計画に基づ			
	るべき措置	るべき措置	<その他の指標>	対する平均削減率は、65.1%で	均削減率は、65.1%であり、定	く取組を適確に実施することに			
1 事業の効率化	1 事業の効率化	1 事業の効率化	なし	あり、中期目標期間を通じて定	量的指標(5%以上)の達成度	より、令和4年度の事業費の削			
事業費(保険金、	事業費(保険金、	事業費(保険金、		量的指標(5%以上)を達成し	合が120%以上となった。	減率は平成 29 年度比で 71.9%で			
代位弁済費、回収奨	代位弁済費、回収奨	代位弁済費、回収奨	<評価の視点>	た。	また、保険金支払ないしは代位	あり、事業費削減の目標値の達			
励金、求償権管理回	励金、求償権管理回	励金、求償権管理回	事業費の削減が図られて		弁済費の支出の抑制に向けて、各	成度合が 120%以上となったこと			
収助成及び求償権	収助成及び求償権	収助成及び求償権	いるか	○ 事業費(保険金、代位弁済費、	勘定において精力的に取組を行	<mark>から、「A」評価が妥当であ</mark>			
回収事業委託費)に	回収事業委託費)に	回収事業委託費)を		保証保険事業助成金及び求償	ったことから、Aとする。	<mark>ි</mark> ද			
ついては、中期目標	ついては、中期目標	削減する。		権回収事業委託費)の令和4年					

の期間中に、平成 29	の期間中に、平成 29		度支出実績は 29 億 70 百万円	<課題と対応>	<指摘事項、業務運営上の課題
年度比で5%以上	年度比で5%以上		であり、事業費トータルでみて	_	及び改善方策>
削減する。	削減する。		平成 29 年度予算対比で 71.9%		_
<想定される外部要			の削減であった。		
因>					<その他事項>
・ 保険金及び代位			○ 農業・漁業の各基金協会との		_
弁済費について			事前協議の徹底、適正な引受審		
は、経済情勢、国			査の実施等を通じて保険金支		
際環境の変化、災			払ないしは代位弁済費の支出		
害の発生、法令の			の抑制に精力的に取り組んだ		
変更等の影響を			こと (第1-1-(3)、第1-		
受けるものであ			2-(3)及び第1-3-(2)		
るため、評価にお			を参照) により、上記のとおり		
いて考慮するも			大幅な削減率になったものと		
のとする。			考えられる。		

第2-2 経費支出の抑制(平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制)

2. 主な経年データ	2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(2017年段)		30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
		予算	決算							
一般管理費(A)(百万円)		2,011	1, 679	1,723	1,860	1,813	1,879	1,607		
うち削減対象外経費(B)		1,599	1, 387	1, 379	1,531	1,556	1,579	1, 434		
一般管理費(削減対象)(A – B)		412	292	345	329	257	299	173		
削減率(計画値)		中期目標の期間中に、平成 29 年度 比で 20%以上削減		-	_	-	-	-		
29 年度予算に対する削減率	_	_	_	16.3%	20.2%	37.5%	27.3%	<mark>57. 9%</mark>	5ヵ年の平均削減率は31.8%。	

3. 各事業年度の業務に	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中和口捶	中期計画	生典計画	→ ±>≅で圧1と1番	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価						
2 経費支出の抑制	2 経費支出の抑制	2 経費支出の抑制	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>					
(1) 業務の見直し及	業務の見直し及	業務の見直し及	○ 一般管理費削減率	〇 平成30年度から令和4年度	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>					
び効率化を進め、全	び効率化を進め、全	び効率化を進め、全		までの5年間の29年度予算に	中期目標期間中の29年度予算	中期目標及び中期計画に基づ					
ての支出について、	ての支出について、	ての支出について、	<その他の指標>	対する平均削減率は、31.8%で	に対する平均削減率は、31.8%で	く取組を適確に実施することに					
当該支出の要否を	当該支出の要否を	当該支出の要否を	なし	あり、定量的指標(20%以上)	あり、定量的指標(20%以上)の	より、令和4年度の一般管理費					
検討するとともに、	検討するとともに、	検討するとともに、		を達成した。	達成度合が120%以上となった。	(削減対象)の削減率は平成29					
以下の措置を講じ	以下の措置を講じ	以下の措置を講じ	<評価の視点>		また、経費支出の抑制に向け	年度比で 57.9%であり、経費支					
ること等により、一	ること等により、一	ること等により、一	一般管理費の削減に向け	(1) 経費支出の抑制に向けた取	て、精力的に取組を行ったことか	出の抑制の目標値の達成度合が					
般管理費(人件費、	般管理費(人件費、	般管理費(人件費、	た取組は行われているか	組	ら、Aとする。	120%以上となったことから、					
租税公課、事務所賃	租税公課、事務所賃	租税公課、事務所賃		○ 経費支出の抑制につなが		「A」評価が妥当である。					
料、外部との不正通	料、外部との不正通	料、外部との不正通		るものとして、主に以下の	<課題と対応>						
信の検知に必要な	信の検知に必要な	信の検知に必要な		取組を行った。	_	<指摘事項、業務運営上の課題					
経費、最高情報セキ	経費、最高情報セキ	経費、最高情報セキ		・ 役職員に対する費用対		及び改善方策>					
ュリティアドバイ	ュリティアドバイ	ュリティアドバイ		効果等のコスト意識の徹		_					
ザーの設置に必要	ザーの設置に必要	ザーの設置に必要		底として、「一般管理費の							
な経費、特殊要因に	な経費、特殊要因に	な経費、特殊要因に		経費抑制の取組み」につ		<その他事項>					
より増減する経費	より増減する経費	より増減する経費		いて、役職員専用掲示板		_					
及び中期目標期間	及び中期目標期間	及び中期目標期間		において周知した。							
中に新たに実施す	中に新たに実施す	中に新たに実施す		・ 物品調達等に係る少額							
る取組(第3の1の	る取組(第1の1の	る取組 (第1の1の		随意契約について、見積							
(1)及び(2)のイの	(1)及び(2)のイの	(1)及び(2)のイの		り合わせに比べ競争原理							

取組に限る。)に要	取組に限る。)に要	取組に限る。)に要	が働き契約金額が低く抑	Г	Г
サる経費を除く。)	取組に限る。)に安 する経費を除く。)	取組に限る。)に安 する経費を除く。)	が働き契約並額が低く抑 えられるオープンカウン		
については、中期目	については、中期目	を抑制する。	ター方式を実施し、支出		
標の期間中に、平成	標の期間中に、平成	(1) 役職員に対し、	の抑制に努めた。		
29 年度比で 20%以	29 年度比で 20%以	費用対効果等の	・個別業務単位ごとの予		
上抑制する。	上抑制する。	コスト意識を徹	算執行状況について、勘		
アー役職員に対し、	工が前する。 (1)役職員に対し、	コスト 息識を 版 底させる。	定ごとに業務計画や過去		
費用対効果等の		低させる。 (2) 業務実施方法	ルことに来物計画 7週云 の支出実績等を勘案した		
コスト意識を徹	費用対効果等の コスト意識を徹	を見直す。	「予算執行見込」を策定		
エスト 忠誠 と版 底させる。	ころで 急戦を 脈	(3) 個別業務単位	し、支出実績を確認する		
イ業務実施方法	(2) 業務実施方法	ごとの予算執行	など、適正に期中管理を		
を見直す。	を見直す。	状況の期中管理	行った。		
ウの個別業務単位	(3) 個別業務単位	が が が 新 中 旨 垤 を 徹底 する。	1] 7/20		
ごとの予算執行	ことの予算執行	で IBXIEV み の。	〇 令和4年度はシステム更		
状況の期中管理	状況の期中管理		新に伴う支払いが発生しな		
を徹底する。	を徹底する。		かったこともあり、一般管理		
(2) 人件費(退職手当	G 187157 A 00		費(人件費等削減対象外とさ		
及び法定福利費を			れる経費は含まない。)の支		
除く。また、人事院			出実績は、1億73百万円で、		
勧告を踏まえた給			平成29年度予算対比57.9%		
与改定部分を除			の大幅な削減となった。		
く。) については、政					
府の方針を踏まえ			(2) 人件費の効率化		
つつ、適切に対応す			第4-2を参照。		
る。			7J7 2 2 2 / mo		
また、給与水準に					
ついては、国家公務					
員の給与水準を十					
分考慮し、手当を含					
め役職員給与の在					
り方について厳し					
く検証した上で、対					
国家公務員地域・学					
歴別指数(地域・学					
歴別法人基準年齢					
階層ラスパイレス					
指数)が中期目標期					
間中は、毎年度 100					
を上回らない水準					
とし、給与水準の適					
正化に取り組むと					
ともに、検証結果や					
取組状況を公表す					
ప 。					

第2-3 調達方式の適正化

2. 主な経	2. 主な経年データ															
評価対象となる指標		達成目標	(参 平成 2 (2017		30 £ (2018	丰度 年度)	令和元 (2019	元年度 年度)	2£ (2020		3年 (2021	F度 年度)	4年 (2022			情報) 積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比		
一般競争	件数	I	8件	73%	17件	77%	22 件	76%	19 件	76%	9件	82%	14 件	67%	81 件	構成比 75%
等入札	金額(百万円)	l	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%	170	92%	1,650	95%	3,707 百万円	92%
随意契約	件数	I	3件	27%	5件	23%	7件	24%	6件	24%	2件	18%	7件	33%	27件	25%
随总关的	金額(百万円)	l	26	37%	27	12%	86	6%	112	25%	15	8%	83	5%	323 百万円	8%
合計	件数	I	11 件	100%	22 件	100%	29 件	100%	25 件	100%	11件	100%	21 件	100%	108 件	100%
口前	金額(百万円)	I	69	100%	224	100%	1,448	100%	440	100%	185	100%	1,733	100%	4,030百万円	100%

3. 各事業年度の業務は	- 係る目標、計画、業務実	禁稿、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
				法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
3 調達方式の適正	3 調達方式の適正	3 調達方式の適正	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>
化	化	化	なし	(1)調達等合理化計画	<mark>評定:A</mark>	
調達に係る契約	調達に係る契約	調達に係る契約		ア 令和4年6月に策定した	これまで1者応札・1者応募の	調達方式の適正化に向け、公
については、「独立	については、「独立	については、「独立	<その他の指標>	令和4年度調達等合理化計	改善に向けて様々な取組を行っ	正性・透明性をより一層確保し
行政法人における	行政法人における	行政法人における	なし	画に基づき、一般競争入札等	てきたが、より一層の競争性のあ	た調達を実現するため、入札方
調達等合理化の取	調達等合理化の取	調達等合理化の取		の着実な実施、1 者応札・1	る契約の締結を徹底するため、新	法について、複数の者の入札・
組の推進について」	組の推進について」	組の推進について」	<評価の視点>	者応募の改善の取組、合理的	たに令和4年度の調達等合理化	応募がなく、1者応札・1者応
(平成 27 年 5 月 25	(平成 27 年 5 月 25	(平成 27 年 5 月 25	調達に係る契約について	な調達の実施等に取組み、調	計画において、過去の類似業務に	募となった場合には手続きを中
日総務大臣決定)及	日総務大臣決定)及	日総務大臣決定)及	の政府の方針を踏まえて、	達方式の適正化を図った。	おける応札者や入札等関係資料	断し、再度公告を行うという法
び国における取組	び国における取組	び国における取組	適正な調達に向けた取組	令和4年度の一般競争入	を受領したが応札のなかった者	人独自の取組を引き続き徹底し
(「公共調達の適正	(「公共調達の適正	(「公共調達の適正	は行われているか	札等は 14 件、16 億 50 百万	などから、仕様書の作成などに必	たことはもとより、この取組の
化について」(平成	化について」(平成	化について」(平成		円で、契約全体に対する割合	要な情報を継続的に収集すると	徹底により、法人の調達事例に
18 年8月25日付け	18 年8月25日付け	18 年8月25日付け		は、件数で 67%、金額で 95%	ともに、信用基金の業務内容など	おいて、全入札案件の落札価格
財計第 2017 号財務	財計第 2017 号財務	財計第 2017 号財務		であった。	の情報を提供し、積極的な競争参	と最高入札価格との差の合計が
大臣通知))等を踏	大臣通知))等を踏	大臣通知))等を踏		なお、1 者応札・1 者応募	加者の掘り起こしに努めること	約56百万円生じるなど、複数名
まえ、以下の事項を	まえ、以下の事項を	まえ、以下の事項を		となった入札は、なかった	とし、この方針に沿って着実に取	による応札の効果が発現してい
着実に実施する。	着実に実施する。	着実に実施する。		(3年度 0件)。	組を行った結果、1 者応札・1 者	ると認められることから、
(1) 調達等合理化計	(1) 調達等合理化計	(1) 調達等合理化計		また、随意契約は7件、83	応募となった入札は、令和3年度	「A」評価が妥当である。
画	画	画		百万円で、契約全体に対する	に引き続き0件となったことか	, 12 51 11.00
ア 信用基金が毎	ア 信用基金が毎	ア 信用基金が策		割合は、件数で 33%、金額で	ら、Aとする。	<指摘事項、業務運営上の課題
年度策定する調	年度策定する調	定する調達等合		5%であった。		及び改善方策>
達等合理化計画	達等合理化計画	理化計画に基づ		イ 業務内容の把握や企画提	<課題と対応>	_
に基づき、一般競	に基づき、一般競	き、一般競争入札		案書・技術提案書の作成業務	_	
争入札等(競争入	争入札等(競争入	等(競争入札及び		等に必要な準備期間の十分		< その他事項 >
札及び企画競争・	札及び企画競争・	企画競争・公募)		な確保に努めるため、令和4		_
公募)を着実に実	公募)を着実に実	を着実に実施す		年度に発注予定の入札につ		

施する。

- イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。
- (2) 調達に係る推進 体制の整備

施する。

- イ 調達等合理化 計画を踏まえた 取組状況をウム ブサイトに公子 し、フォローア プを実施する。
- (2) 調達に係る推進 体制の整備

- ウ会りる理般にが法れ確約の、理般にが法れ確約の、理般にが法れ確約の表情が法れ確約の表情が法れ確約のる。

る。

- イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。
- (2) 調達に係る推進 体制の整備

いて、事前に信用基金ウェブ サイトにて公表するととも に、令和4年度に締結した契 約に係る情報について、契約 情報取扱公表要領に基づき、 信用基金ウェブサイトにて 公表した。

また、1者応札・1者応募 の改善のフォローアップと して、各調達案件について、 改善項目ごとに取組状況の 確認を行った。

○予定されている契約の事 前公表

https://www.jaffic.go.j
p/procurement/index.htm
|

- ○競争入札の公表

 https://www.jaffic.go.j

 p/procurement/procureme
 nt/competitive.html
- ○随意契約の公表 https://www.jaffic.go.j p/procurement/procureme nt/voluntary.html
- ア 令和4年度調達等合理化 計画(案)、令和3年度調達 等合理化計画の自己評価 (案)及び個々の契約案件の

(2) 調達に係る推進体制の整備

- 等合理化計画の自己評価 (案)及び個々の契約案件の 事後点検については、契約監 視委員会(令和4年5月10 日開催)で審議を受け承認さ れた。
- イ 総括理事(総務担当)を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会(令和4年5月10日開催)において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。

	その際委員より示された、	
	① 情報システム関係業務	
	の調達では、物品役務の調	
	達に比べ声がけ数を多く	
	しても、必ずしも入札参加	
	者は増えていないことか	
	ら、声がけを有効なものと	
	するため、声がけのタイミ	
	ングや周知する内容などし	
	具体策があるのか。	
	② 令和3年度の契約実績	
	のうち落札率が 50%未満	
	の契約案件について、予定	
	価格の設定は適切だった	
	か。	
	③ 総合評価落札方式で、評	
	価時において特にどのよ	
	うな点に留意したか。	
	④ 「重点的に取り組む分	
	野」の中の「1者応札・1	
	者応募の改善の取組状況」	
	において、「応募予定者が	
	ス札等の手続きや企画提	
	スれ寺の子続さや正画徒 案書等の作成に必要な準	
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	記載されているが、具体的	
	に取り組んだ内容はどの	
	ようなものか。	
	との意見について、総務課が	
	以下のことを指示すること	
	により対応した。	
	① 今後の調達においては、	
	信用基金での過去の類似	
	業務における応札者や入	
	札等関係資料を受領した	
	が応札のなかった業者な	
	どから、仕様書の作成・見	
	直しに当たり必要な情報	
	を継続的に収集するとと	
	もに、信用基金の業務内容	
	るに、信用基立の実務内容 などの情報を提供するな	
	ど、公正性・透明性の観点	
	を確保しつつ、積極的な競	
	争参加者の掘り起こしに	
	努めること。	
·	 1 -2	

② 予定価格については、市	
場価格のあるものはカタ	
ログ等を用いて設定して	
いること。また、中央官庁	
及び他の独立行政法人の	
調達仕様書と比較検討し	
た結果、競争を阻害してい	
た可能性があると考えら	
れる条件について、見直し	
を行うこと。	
③ 情報システム関係業務	
については、総合評価落札	
方式で調達を実施してお	
り、その評価にあたり、現	
行システムの理解度を求し	
める評価項目を削除する	
とともに、総合評価要領を	
中央官庁の総合評価基準	
と同レベルのものとし、か	
つ、評価項目を加点方式に	
することで、新規参入者に	
対し、既存業者が有利とな	
る評価項目にならないよ	
う、応札者の技術力を公平	
に判断すること。	
② 総務課が事前に調達ま	
でのスケジュールのチェ	
ックを行い、早期の声がけ	
等を行うことで、応募予定	
者が入札等の手続きや企	
画提案書等の作成を行う	
ために必要な準備期間を	
では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
唯体すること。	
点 却 约宗本至是众の宗本社	
ウ製約審査委員会の審査対	
象となる全ての随意契約案	
件について、随意契約とする	
理由が妥当か(「契約事務取	
扱細則第34条第1項なお書	
きの随意契約によることが	
できる具体的な事例」(平成	
30年1月31日制定) に該当	
しているか)等の審査を受け	
承認された。	
73 VDID € 1 V/C0	
エ 1者応札・1者応募の防止	

第2-4 電子化の推進

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

			L	L	I	
3. 各事業年度の業務は	に係る目標、計画、業務実	禁績、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
				法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
4 電子化の推進	4 電子化の推進	4 電子化の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>
業務の効率化及	業務の効率化及	業務の効率化及	なし	○ 業務の電子化について、以下	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>
び簡素化を図る観	び簡素化を図る観	び簡素化を図る観		に取り組んだ。	① 電子決裁やウェブ会議の最	IT化を組織的に推進するた
点から情報システ	点から情報システ	点から情報システ	<その他の指標>	・ 原則電子決裁にすること	大限の活用などの業務の電子	め、①令和4年7月に法人独自
ムの改善に努める	ムの改善に努める	ムの改善に努める	なし	や内部会議へのPC持込み	化に向けての取組の推進、情報	の取組としてIT化推進委員会
とともに、ICTの	とともに、ICTの	とともに、ICTの		等によるペーパーレス化の	システムの整備をしたことに	(委員会は、2か月ごとに開催
活用等による電子	活用等による電子	活用等による電子	<評価の視点>	取組を引き続き実施したほ	加え、	し、情報システムの整備、業務
決裁や情報デジタ	決裁や情報デジタ	決裁や情報デジタ	業務の効率化及び簡素化	か、令和4年10月から保存	計画を大きく上回る取組として、	の自動化・電子化に係る進捗管
ル化(ペーパーレス	ル化(ペーパーレス	ル化(ペーパーレス	を図る観点から、業務の電	文書の電子化の取組を開始	② 業務の自動化・電子化などを	理を実施)を設置、②中期目標
化)の取組など、業	化)の取組など、業	化)の取組など、業		した。(約41万枚の電子化)	推進するための体制整備の推	TIGHTIN DEED DEED TO THE
務の電子化を推進	務の電子化を推進	務の電子化を推進	は行われているか		進(令和5年4月PMO設置)	ているところ、法人は、担当部
する。	する。	する。		・ ウェブ会議サービス	は、第5期中期目標期間中に設	署・役割について検討をし、令
情報システムの	情報システムの	情報システムの		(Cisco Webex Meetings) や	置することとされていたとこ	和4年度内に必要な規定改正を
整備及び管理につ	整備及び管理につ	整備及び管理につ		テレワークシステムを最大	ろ、早期に検討を開始し、令和	実施した上で、前倒しで令和5
いては、デジタル庁	いては、デジタル庁	いては、デジタル庁		限活用し、新型コロナウイル	4年度中に必要な規程変更を	年4月1日付けでPMOを設置
が策定した「情報シ	が策定した「情報シ	が策定した「情報シ		ス感染症の影響にも対応し	実施し、令和5年4月1日にP	したことから、「A」評価が妥
ステムの整備及び	ステムの整備及び	ステムの整備及び		つつ、業務を円滑かつ効率的	MOを設置した。また、IT化 推進委員会を新たに設置し、よ	<mark>当である。</mark>
管理の基本的な方	管理の基本的な方	管理の基本的な方		に実施した。	り効果的な情報システム等の	
針」(令和3年 12	針」(令和3年 12	針」(令和3年 12		" , , , , , , , , , , , , , , , , ,	整備・管理等を推進し、IT化	<指摘事項、業務運営上の課題
月 24 日デジタル	月 24 日デジタル	月 24 日デジタル		・ IT化を組織的に推進す	の目指すべき姿、IT人材育成	及び改善方策>
大臣決定)に則り適	大臣決定)に則り適	大臣決定)に則り適		るため、令和4年7月にIT	方針等を盛り込んだIT化推	_
切に対応するとと	切に対応するとと	切に対応するとと		化推進委員会を設置した。	進中期計画等を策定した。な	
もに、PMOの設置	もに、PMOの設置	もに、PMOの設置		委員会は、2か月ごとに開	お、IT化を進めていく上で中	<その他事項>
等の体制整備を検	等の体制整備を検	等の体制整備を検		催し、情報システムの整備、	期目標期間と合わせた5年間	_
討する。	討する。	討する。		業務の自動化・電子化に係る	のIT化推進中期計画、これに	
		また、昨年度に導		進捗管理を実施した。	基づく年度計画を中期計画と	
		入したウェブ会議		PMOの設置については、	の整合性を図りつつ策定した	
		やテレワークのシュニルを見去明氏		担当部署、役割について検討	ことは、初めての取組である。	
		ステムを最大限活		の上、令和5年4月に設置するために必要な担告改正を	以上のとおり、従来の取組を超	
		用し、業務の電子化		るために必要な規程改正を	えて、IT化推進のための環境を	
		だけでなく、事務・		実施した。		

第3-1 財務運営の適正化

2. 主な経年データ		(
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A―B)		3, 431	2,878	3, 030	2,519	2, 607	2, 452	
収益合計(A)		5, 722	5, 272	5, 494	4, 532	4, 555	4, 223	
政府事業交付金収入		54	37	49	11	10	9	
事業収入		5, 669	5, 235	5, 445	4, 521	4, 545	4, 213	
保険料収入		2,947	2,840	2,764	2,610	2, 448	2,350	
回収金収入		2,722	2,395	2,681	1,911	2,097	1,863	
費用合計(B)		2, 291	2, 394	2, 464	2, 014	1,949	1,771	
政府事業交付金繰入		_	-	_	12	14	10	
事業費		2, 291	2, 394	2, 464	2,001	1,934	1, 761	
保険金		2, 291	2, 394	2, 464	2,001	1,934	1, 761	
林業信用保証業務								
業務収支(百万円) (A一B)		64	48	16	177	300	145	
収益合計(A)		737	574	659	595	416	405	
政府事業交付金収入		175	13	192	78	24	22	
事業収入		562	561	467	518	391	382	
保証料収入		293	279	309	301	257	240	
求償権回収収入		269	281	157	217	134	142	
費用合計(B)		673	525	642	419	116	260	
事業費		673	525	642	419	116	260	
代位弁済費		673	525	642	419	116	260	
漁業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A一B)		1, 161	1, 367	731	1, 297	1, 473	1, 258	
収益合計(A)		2, 524	2, 514	2,067	1,989	2, 152	1,653	
政府事業交付金収入		960	1,096	757	608	898	586	
事業収入		1,564	1, 418	1,310	1,381	1, 253	1,067	
保険料収入		793	736	710	725	692	625	
回収金収入		772	683	600	656	562	442	
費用合計(B)		1, 363	1, 147	1, 336	692	679	395	
事業費		1, 363	1, 147	1, 336	692	679	395	
保険金		1, 363	1, 147	1,336	692	679	395	

⁽注)政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

			評価及び主務大臣による評価 	法人の業務事	に	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	工初入圧にひる計画
第5 財務内容の改	第3 財務内容の改善	第3 財務内容の改善	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価B
善に関する事項	に関する目標を達成	に関する目標を達成	なし	○ 保険金及び代位弁済費の支	評定:B	<評定に至った理由>
	するためとるべき措	するためとるべき措		出が、中期計画策定時で想定し	勘定ごとに中期目標期間の業	中期目標及び中期計画に基づく
	置	置	<その他の指標>	たよりも大幅に減少している	務収支の黒字を目指して、財務運	取組を適確に実施していること
1 財務運営の適正	1 財務運営の適正	1 財務運営の適正	なし	ことを背景に、農業信用保険勘	営の適正化に取り組んだことか	から、「B」評価が妥当であ
化	化	化		定、林業信用保証勘定及び漁業	ら、Bとする。	る。
我が国農林漁業	我が国農林漁業	我が国農林漁業	<評価の視点>	信用保険勘定のいずれも令和		
の健全な発展を図	の健全な発展を図	の健全な発展を図	長期的に収支均衡とする	4年度の業務収支は黒字とな	<課題と対応>	<指摘事項、業務運営上の課題
るという政策的な	るという政策的な	るという政策的な	ことを旨として、勘定ごと	った。	_	及び改善方策>
見地から、信用基金	見地から、信用基金	見地から、信用基金	に中期目標期間の業務収			_
の業務が安定的か	の業務が安定的か	の業務が安定的か	支の黒字を目指す取組は	○ 業務ごとの状況は、以下のと		
つ継続的に実施さ	つ継続的に実施さ	つ継続的に実施さ	行われているか	おり。		<その他事項>
れることが重要で	れることが重要で	れることが重要で		(農業信用保険勘定)		_
あり、このため、信	あり、このため、信	あり、このため、信		農業信用保険業務について		
用基金の健全な財	用基金の健全な財	用基金の健全な財		は、第1-1-(3)に記したと		
務内容を確保する	務内容を確保する	務内容を確保する		おり、基金協会との事前協議、		
ことが必要不可欠	ことが必要不可欠	ことが必要不可欠		適正な引受・支払審査、大口保		
となる。	となる。	となる。		険引受先を中心とした期中管		
このような観点	このような観点	このような観点		理等の取組により、保険金支払		
から、信用基金は、	から、信用基金は、	から、信用基金は、		が抑制されたことから、令和4		
長期的に収支均衡	長期的に収支均衡	長期的に収支均衡		年度の業務収支は黒字となっ		
とすることを旨と	とすることを旨と	とすることを旨と		た。		
して、勘定ごとに中	して、勘定ごとに中	して、勘定ごとに中				
期目標期間の業務	期目標期間の業務	期目標期間の業務		(林業信用保証勘定)		
収支の黒字を目指	収支の黒字を目指	収支の黒字を目指		林業信用保証業務について		
すこととし、第3の	すこととし、第1の	すこととし、第1の		は、第1-2-(3)に記したと		
1から5までに掲	1から5までに掲	1から5までに掲		おり、適正な引受審査、期中管		
げる制度の普及推	げる制度の普及推	げる制度の普及推		理のための融資機関との情報		
進や利用促進、保険	進や利用促進、保険	進や利用促進、保険		共有、融資機関との適切なリス		
事故率・代位弁済率	事故率・代位弁済率	事故率・代位弁済率		ク分担等の取組により、代位弁		
の低減、求償権の回	の低減、求償権の回	の低減、求償権の回		済が抑制されたことから、令和		
収等の取組を着実	収等の取組を着実	収等の取組を着実		4年度の業務収支は黒字とな		
に実施するととも	に実施するととも	に実施するととも		った。		
に、効率的、自律的	に、効率的、自律的	に、効率的、自律的				
な業務運営を行う	な業務運営を行う	な業務運営を行う		(漁業信用保険勘定)		
ものとする。	ものとする。	ものとする。		漁業信用保険業務について		
特に、林業信用保	特に、林業信用保	特に、林業信用保		は、第1-3-(2)に記したと		
証業務については、	証業務については、	証業務については、		おり、基金協会との事前協議、		
前中期目標に掲げ	前中期目標に掲げ	前中期目標に掲げ		保険引受審査、保険金支払審査		
られた保証料の増	られた保証料の増	られた保証料の増		に係る情報の共有及び意見調		
加が未達成であっ	加が未達成であっ	加が未達成であっ		整等の取組により、保険金支払		
たことを踏まえ、業	たことを踏まえ、業	たことを踏まえ、業		が抑制されたことから、令和4		

			Г			
務収支の黒字化に	務収支の黒字化に	務収支の黒字化に		年度の業務収支は黒字となっ		
資するよう、第3の	資するよう、第1の	資するよう、第1の		た。		
2(1)の普及推進・	2(1)の普及推進・	2(1)の普及推進・				
利用促進に向けた	利用促進に向けた	利用促進に向けた				
取組を着実に実施	取組を着実に実施	取組を着実に実施				
することにより、林	することにより、林	することにより、林				
業・木材産業の成長	業・木材産業の成長	業・木材産業の成長				
産業化に向けた林	産業化に向けた林	産業化に向けた林				
業信用保証制度の	業信用保証制度の	業信用保証制度の				
利用拡大と保証料	利用拡大と保証料	利用拡大と保証料				
収入の確保を行う	収入の確保を行う	収入の確保を行う				
ものとする。	ものとする。	ものとする。				
<想定される外部要	0072930	0072930				
因>						
・業務収支は、経						
済情勢、国際環境						
の変化、災害の発						
生、法令の変更等						
の影響を受ける						
ものであるため、						
評価において考						
慮するものとす						
న <u>.</u>						
•						
					II	1

第3-2 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

2. 主な経年データ	2. 主な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
農業信用保険勘定(百万円])										
収入合計		24, 836	24, 194	24, 252	23, 360	23, 329	23,013				
支出合計		21,513	21,652	21, 755	21,564	21,682	21,458				
林業信用保証勘定(百万円])										
収入合計		7, 612	7, 789	7,899	9,068	8,475	8,366				
支出合計		8, 127	7, 370	9, 142	6,780	6,546	6,579				
漁業信用保険勘定(百万円])										
収入合計		15, 761	18, 485	14, 996	19,068	14, 083	11,754				
支出合計		14, 175	17, 701	14, 159	16,990	13, 247	11, 299				
農業保険関係勘定(百万円])										
収入合計		535	385	1, 346	1,553	14	15				
支出合計		313	404	1, 016	1,553	15	517				
漁業災害補償関係勘定(百万円)											
収入合計		6	6	6	10,582	67, 277	68, 284				
支出合計		19	14	17	15, 528	67, 230	68,308				

3. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業務実	議議、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中州日信	中期計画	平 反司四	土は評価指標	業務実績	自己評価	
	2 予算(人件費の見	2 予算(人件費の見	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	積りを含む。)、収支	積りを含む。)、収支	なし	〇 予算(人件費の見積りを含	評定:B	<評定に至った理由>
	計画及び資金計画	計画及び資金計画		む。)、収支計画及び資金計画に	適正な業務運営を確保するた	中期計画に基づく取組を適確に
	予算(人件費の見	予算(人件費の見	<その他の指標>	対する決算の状況は、別紙のと	め、年度計画における予算に基づ	実施していることから、「B」
	積りを含む。)、収支	積りを含む。)、収支	なし	おりである。	き、適正な業務運営を実施したこ	評価が妥当である。
	計画及び資金計画	計画及び資金計画			とから、Bとする。	
	については、別紙の	については、別紙の	<評価の視点>	○予算に対する決算の状況		<指摘事項、業務運営上の課題
	とおり。	とおり。	適正な業務運営を確保す	(農業信用保険勘定)	<課題と対応>	及び改善方策>
			るものであるか	保険金支払額並びに基金協	_	_
				会の保証債務の履行を円滑に		
				するために必要な資金の貸付		<その他事項>
				額及び償還額が当初の見込み		_
				より下回ったこと等から、収入		
				及び支出の決算額は予算額を		
				下回った。		
				(林業信用保証勘定)		

木材産業等高度化推進資金 の原資となる信用基金からの 都道府県に対する貸付額及び 償還額が当初の見込みより下 回ったこと等から、収入及び支 出の決算額は予算額を下回っ た。 (漁業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行 を円滑にするために必要な資 金の貸付額及び償還額が当初 の見込みより下回ったこと等 から、収入及び支出の決算額は 予算額を下回った。 (農業保険関係勘定、漁業災害補 償関係勘定) 予算では、セーフティネット という業務の特性上、大災害が 発生した場合に共済金支払原 資を供給できるよう、最大規模 の貸付実績を勘案して、貸付計 画・借入計画を設定している。 令和4年度においては、農業 保険関係勘定及び漁業災害補 償関係勘定において、災害の発 生が見込みを下回ったこと等 により、収入及び支出の決算額 は予算額を下回った。 ○ 収支計画に対する決算の状 況 (農業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が 保険金の支払いよりも多かっ たこと等により、17億79百万 円の当期総利益を計上した。 (林業信用保証勘定) 求償権化懸念先の保証残高 が前年度より減少したことに 連動して、当該区分の引当額が 減少したこと等から、保証債務 損失引当金戻入が生じたこと 等により、2億3百万円の当期

	総利益を計上した。 (漁業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、8億45百万円の当期総利益を計上した。	
	(農業保険関係勘定) 貸付けによる事業収入が増加したが、一般管理費も増加したが、一般管理費も増加したこと等により、2百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。	
	(漁業災害補償関係勘定) 貸付けによる貸付金利息収 入が費用を上回ったこと等に より、49 百万円の当期総利益 を計上した。	

第3-3 決算情報・セグメント情報の開示

2.	主な経年データ

2. 工物性十分									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

2 タ車業年度の	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
				法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標 	業務実績	自己評価	±335 (E120 · 0) III						
中期 算メ 中 決グの信務層確か報容適基ン示金等明る決業応区セ報底 が はなく情徹 が はいがい が いっか になく で が いっか になく で が いっか になく で が いっか にない で が いっか に いっ	中期計画 現外の は では できない は に ない は に は に ない	年度 算メリアの信務層確か報容適基ンテートでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	主な評価指標 <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な区分に基づく 情報の開示は行われ ているか	業務実績 <主要な業務実績> ○ 令和4年8月に、勘定区分に応じた令和3年度財務諸表(8月15日主務大臣承認)を信用基金ウェブサイトに掲載した。 財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関	自己評価 <自己評価> 評定: B 決算情報・業務内容に 応じた情報の開示を行ったことから、Bとする。 <課題と対応>	評価 B < 評定に至った理由 > 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > - < その他事項 > -						
				https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html		_						

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3-4 長期借入金の条件

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	貴、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務	実績・自己評価	主務大臣による評価
中知口伝	中叛司回	千尺可凹	上で計画記点	業務実績	自己評価	
3 長期借入金の条件	4 長期借入金の条件	4 長期借入金の条件	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価
			なし	(実績は、なし)	評定:-	<評定に至った理由>
基金法第 17 条(漁	基金法第 17 条(漁	基金法第17条(漁				_
業災害補償法(昭和	業災害補償法(昭和	業災害補償法(昭和	<その他の指標>		<課題と対応>	
39 年法律第 158 号)	39 年法律第 158 号)	39 年法律第 158 号)	なし		_	<指摘事項、業務運営上の課題
第196条の11第1項	第196条の11第1項	第196条の11第1項				及び改善方策>
又は暫定措置法第7	又は暫定措置法第7	又は暫定措置法第7	<評価の視点>			_
条の規定により読み	条の規定により読み	条の規定により読み	極力有利な条件で借入			
替えて適用する場合	替えて適用する場合	替えて適用する場合	れを行っているか			<その他事項>
を含む。)の規定に基	を含む。)の規定に基	を含む。)の規定に基				_
づき、信用基金が長	づき、信用基金が長	づき、信用基金が長				
期借入金をするに当	期借入金をするに当	期借入金をするに当				
たっては、市中の金	たっては、市中の金	たっては、市中の金				
利情勢等を考慮し、	利情勢等を考慮し、	利情勢等を考慮し、				
極力有利な条件での	極力有利な条件での	極力有利な条件での				
借入れを図る。	借入れを図る。	借入れを図る。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3-5 短期借入金の限度額

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	 主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価					
.1.201日1水	.1.2010	十尺日画	工・6日間間帯	業務実績	自己評価						
	5 短期借入金の限	5 短期借入金の限	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B					
	度額	度額	なし	(農業保険関係業務)	評定:B	<評定に至った理由>					
	農業保険関係勘	農業保険関係勘		(実績は、なし)	令和4年度は、令和3年度にお	中期計画に基づく取組を適確に					
	定及び漁業災害補	定及び漁業災害補	<その他の指標>		いて、中期計画に定めた借入限度	実施していることから、「B」					
	償関係勘定におけ	償関係勘定におけ	なし	(漁業災害補償関係業務)	額を超過する借入れ(上限 110 億	評価が妥当である。					
	る一時的に不足す	る一時的に不足す		○ 漁業共済団体に対する貸付	円→227 億円) を行うことについ						
	る貸付原資を調達	る貸付原資を調達	<評価の視点>	原資とするため、令和4年4月	て認可を受け、その範囲内におい	<指摘事項、業務運営上の課題					
	するための短期借	するための短期借	限度額の範囲内で行われ	以降、毎月短期借入れを行った	て借入れを行った(令和5年3月	及び改善方策>					
	入金は、農業保険関	入金は、農業保険関	たか	(令和4年度の最大借入残高	末の借入残高 36 億円) ことから、	_					
	係勘定において 782	係勘定において		は 140 億円。)。	Bとする。						
	億円、漁業災害補償 	782 億円、漁業災害		令和3年度に、中期計画に定		<その他事項>					
	関係勘定において	補償関係勘定にお		めた借入限度額を超過する借	<課題と対応>	_					
	110 億円を限度とす	いて 227 億円(注)		入れを行う(上限 110 億円	_						
	る。	を限度とする。		→227 億円)ことについて、主							
		/>>>		務大臣の認可を受けたことか							
		(注)独立行政法人通		ら、その範囲内において円滑に							
		則法第 45 条第1項		借入れを行うことができた。							
		ただし書きの規定		なお、借換えのための主務大							
		に基づき、中期計画		臣の認可を受け、令和5年3月							
		に規定する短期借		末に全額借り換えを行った(令							
		入金の限度額(110		和5年3月末の借入残高は 36							
		億円)を超える借入		億円。)。							
		について農林水産									
		大臣の認可を得て いる。		○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も							
		いる。									
				有利な金利提示を行った金融機関に決定した。							
				機関に決定した。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3-6 不要財産の処分に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

L #5 = 1 =	1 40-1-		> / -= - IE	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
	6 不要財産又は不	6 不要財産又は不	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 –
	要財産となること	要財産となること	なし	(措置済みのため、業務実績	評定:-	<評定に至った理由>
	が見込まれる財産	が見込まれる財産		は、なし)		_
	がある場合には、当	がある場合には、当	<その他の指標>		<課題と対応>	
	該財産の処分に関	該財産の処分に関	なし		_	<指摘事項、業務運営上の課題
	する計画	する計画				及び改善方策>
	漁業信用保険業		<評価の視点>			_
	務における漁業信	(措置済みのため、	なし			
	用基金協会に対す	予定なし。)				<その他事項>
	る貸付けについて					_
	は、「独立行政法人					
	農林漁業信用基金					
	が行う漁業信用基					
	金協会に対する貸					
	付業務の改善につ					
	いて」(令和2年1					
	月 10 日付け元水漁					
	第 1203 号)を踏ま					
	え、国からの出資金					
	88 億 6,947 万円に					
	ついて、令和2年度					
	中に 50 億 617 万 6					
	千円、令和3年度中					
	に 38 億 6,329 万4					
	千円を国庫に納付					
	する。					
	また、漁業信用基					
	金協会からの出資					
	金3億4,020万円に					
	ついても、令和2年					
	度中に漁業信用基					

金協会に払い戻す。			

第3-7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の	法人の業務実績・自己評価		
中州口际	中期計画	一 	土は計画指標	業務実績	自己評価		
	7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	<その他の指標>	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定:- (課題と対応>	評価	
	予定なし。	予定なし。	《評価の視点》 なし			<指摘事項、業務運営上の記 及び改善方策> - - <その他事項>	

1. 当事務及び事業に関す	する基本情報
第3-8	剰余金の使途

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実	3績、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中州口1示	中规司凹	千皮可凹	土み計画追続	業務実績	自己評価	
	8 剰余金の使途	8 剰余金の使途	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 –
	農林漁業金融の	農林漁業金融の	なし	(目的積立金を積み立てていな	評定:-	<評定に至った理由>
	セーフティネット	セーフティネット		いことから、実績なし)		-
	機関としての役割	機関としての役割	<その他の指標>		<課題と対応>	
	の向上のため、人材	の向上のため、人材	なし		_	<指摘事項、業務運営上の課題
	の育成・研修、情報	の育成・研修、情報				及び改善方策>
	システムの充実等	システムの充実等	<評価の視点>			_
	の使途に使用する。	の使途に使用する。	目的積立金は、中期計画で			スのル末ない
			定めた使途に使用されて いるか			<その他事項>
			いるか			_

年度評価 項目別評定調書(その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
第4-1	施設及び設備に関する計画					

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業務実	ミ績、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期目標中期計画		 主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中州口标	上 約51回	年度計画	土は評価指標業務実績業務実績		自己評価	
第6 その他業務運	第4 その他主務省	第4 その他業務運	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 -
営に関する重要事項	令で定める業務運	営に関する事項	なし	(実績は、なし)	評定: -	<評定に至った理由>
	営に関する事項					_
	1 施設及び設備に関	1 施設及び設備に関	<その他の指標>		<課題と対応>	
	する計画	する計画	なし		_	<指摘事項、業務運営上の課題
	予定なし。	予定なし。				及び改善方策>
			<評価の視点>			_
			なし			
						<その他事項>
						_

第4-2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員数								
定員	113名	113名	113名	113名	113名	113名	113名	
実員 (期初。 再雇用を 含む。)	_	108名	110名	108名	110名	111名	108名	期初は、各年度の4月1日現在である。
実員(期末。再雇用を 含む。)	-	99 名 (106 名)	101名 (105名)	97名 (102名)	102名 (108名)	102名 (107名)	95名 (102名)	期末は、各年度の3月 31 日現在である。カッコ内は、期末の退職者を含む常勤職員数である。

3. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業務実	こしては、 には、<	評価及び主務大臣による評価			
	中和計画	生典計画	→ t>==/年七冊	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
1 職員の人事	2 職員の人事に関す	2 職員の人事に関す	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	る計画(人員及び人件	る計画(人員及び人件	〇 定員及び実員の推移	(1) 人員	評定:B	<評定に至った理由>
	費の効率化に関する	費の効率化に関する		○ 業務体制、退職者数及びそ	新卒及び金融機関経験者を採	中期目標及び中期計画に基づく
	目標を含む。)	目標を含む。)	<その他の指標>	れを補う新規採用者数等を	用し定員の範囲内で人材の確保	取組を適確に実施していること
(1) 人員	(1) 人員	(1) 人員	なし	勘案して人員配置を行った。	を行った。	から、「B」評価が妥当であ
業務の質や量に	業務の質や量に	業務の質や量に		令和4年度には2名を新	また、組織体制の見直し、人事	る。
対応した組織体制・	対応した組織体制・	対応した組織体制・	<評価の視点>	規採用し、この結果、令和4	評価の適正化及び研修の確実な	
人事配置の見直し	人事配置の見直し	人事配置の見直し		年4月1日時点で108名、令	実施並びにフォローアップを行	<指摘事項、業務運営上の課題
を通じて、業務運営	を通じて、業務運営	を通じて、業務運営	化、人事評価及び人材の確	和5年3月31日時点で95名	い、人材の育成に取り組んだ。	及び改善方策>
の効率化を行うこ	の効率化を行うこ	の効率化を行うこ	保・養成に向けた取組は行	(令和5年3月末の退職者	給与水準については、対国家公	_
とにより、人員の抑	とにより、期末の常	とにより、令和5年	われているか	を含めると 102 名) となっ	務員地域・学歴別指数で100を上	
制を図る。	勤職員数が期初の	3月31日の常勤職		た。	回らなかった。	<その他事項>
(2) 人事評価	常勤職員数(113名)	員数が平成 30 年4				_
役職員に対して、	を上回らないよう	月1日の常勤職員		〇 令和4年度に、「独立行政	<課題と対応>	
目標管理を取り入	にする。	数(113 名)を上回		法人農林漁業信用基金組織	_	
れた適切な人事評	(2) 人件費の効率化	らないようにする。		規程」の変更し、以下のとお		
価を着実に実施し、	人件費(退職手当	(2) 人件費の効率化		り組織体制を見直し、横断的		
その業績及び勤務	及び法定福利費を	人件費(退職手当		な人事管理と、人材の育成に		
成績等を給与・退職	除く。また、人事院	及び法定福利費を		資する取組みを実施した。		
金等に確実に反映	勧告を踏まえた給	除く。また、人事院		・ 「システム管理課」の名称		
させることにより、	与改定部分を除	勧告を踏まえた給		を「IT活用課」に変更し、シ		
業務遂行へのイン	く。)については、	与改定部分を除		ステム整備に関する組織を		
センティブを向上	政府の方針を踏ま	く。) については、政		見直し。		
させる。	えつつ、適切に対応	府の方針を踏まえ		・ 部室の統合や、一部の課の		
(3) 人材の確保、人材	する。	つつ、適切に対応す		廃止などを実施(令和5年4		
の養成	また、給与水準に	る。		月から)。		

- う。 イ 人材の養成 個々の職員の 専門性の向上に 配慮した人事管 理を行うととも に、職員に対する 研修制度の充実 等により、民間企 業等から採用し た人材の専門的 な知見を速やか に共有させるな ど、専門性の高い 人材の早期育成 を図る。
- ついては、国家公務 員の給与水準を十 分考慮し、手当を含 め役職員給与の在 り方について厳し く検証した上で、対 国家公務員地域・学 歴別指数(地域・学 歴別法人基準年齢 階層ラスパイレス 指数) が中期目標期 間中は、毎年度 100 を上回らない水準 とし、給与水準の適 正化に取り組むと ともに、検証結果や 取組状況を公表す る。
- (参考)期中の人件費 総額(見込み) 5,569百万円 ただし、上記の 額は、役員報酬が びに職員基本給、 職員勤勤務能 超過する範囲 費用である。
- (4) 人材の確保、人材 の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務 等の分野におい て高度な専門性

- また、給与水準に ついては、国家公務 員の給与水準を十 分考慮し、手当を含 め役職員給与の在 り方について厳し く検証した上で、対 国家公務員地域・学 歴別指数(地域・学 歴別法人基準年齢 階層ラスパイレス 指数) が中期目標期 間中は、毎年度 100 を上回らない水準 とし、給与水準の適 正化に取り組むと ともに、検証結果や 取組状況を公表す
- (3) 人事評価 役職員に対して、 目標管理を入れた適切なり期末 価及び期首・期末の 面談を有業績及・期末の 形成績等を確実し、 務成績等を確実に 映させることの り、業務遂行への
- 上させる。 (4) 人材の確保、人材 の養成

ンセンティブを向

- (2) 人件費の効率化
- 人事院勧告を受けた国家 公務員の給与改定を基礎と して、関係規程等を改正し た。
- 給与水準について、令和4 年度の対国家公務員地域・学 歴別指数は令和5年6月に確定見込。
- (3) 人事評価
- 能力評価、業績評価により、人事評価を行い、期首・ 期末面談を行った。
- 職員の人材育成の観点から、「独立行政法人農林漁業信用基金人事評価実施規程」を変更し、管理職による職員の進捗管理が機能するよう見直しを図った。
- 人事評価の結果について は、職員の勤勉手当、昇格・ 昇給に反映させた。
- 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案して支給した。
- (4) 人材の確保、人材の養成ア 人材の確保
- 外部から登用した金融機 関勤務経験者、再任用した定 年退職職員を適所に配置し、 その専門知識や経験を業務 に生かした。
- 「独立行政法人農林漁業信用基金非常勤職員就業規則」 を変更し、経験豊富なシニア層の人材の就業機会の確保

を有する民間企	う。	 を図った。	
業等の人材を採	イの様成		
用する。また、適	個々の職員の	イの養成	
切な人事管理の	専門性の向上に	○ 各職員の在籍状況を把握	
構築等を通じた	配慮しつつ横断	しつつ、日常の業務及び研修	
魅力ある就業環	的な人事管理を	により能力向上を図るとと	
境の形成により、	行う。	もに、人事評価結果等により	
人材の確保を行	研修制度につ	適性を見極め、適材適所の配	
う。	いては、若手職員	置を行った。	
イ 人材の養成	の能力と意欲の		
個々の職員の	増進に資するよ	〇 「独立行政法人農林漁業信	
専門性の向上に	う、内容を体系的	用基金研修規程」に基づき職	
配慮した人事管	に見直し、その充	員研修を行い、専門知識を有	
理を行うととも	実を図るととも	する人材の育成に取り組ん	
に、職員に対する	に、引き続き、専	だ。	
研修制度の充実	門性の高い人材		
等により、民間企	の早期育成を図	○ 令和4年度に、以下のとお	
業等から採用し	るよう実施する。	り見直した研修計画に基づ	
た人材の専門的		き研修を実施するとともに、	
な知見を速やか		研修内容の振り返りや改善	
に共有させるな		点に関するフォローアップ	
ど、専門性の高い		を行い、令和5年度の研修の	
人材の早期育成		実施計画の策定に反映した。	
を図る。		・ 階層、職位、業務に応じた	
		研修の充実	
		・ 職員の能力を向上させる	
		研修の充実	

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第4-3 積立金の処分に関する事項

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業務実	震績、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中州口标	中知可凹	十尺可凹	土み計画出示	業務実績	自己評価	
	3 積立金の処分に	3 積立金の処分に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	関する事項	関する事項	なし	農業保険関係勘定に計上し	評定:B	<評定に至った理由>
	農業信用保険業	農業信用保険業		てある前中期目標期間繰越積	前中期目標期間繰越積立金を	中期計画に基づく取組を適確に
	務、林業信用保証業	務、林業信用保証業	<その他の指標>	立金は、同勘定における当期純	当期純損失の補てんに充てたこ	実施していることから、「B」
	務、漁業信用保険業	務、漁業信用保険業	なし	損失2百万円の補てんに充て	とから、Bとする。	評価が妥当である。
	務、農業保険関係業	務、農業保険関係業		た。		
	務及び漁業災害補	務及び漁業災害補	<評価の視点>	なお、農業信用保険勘定、林	<課題と対応>	<指摘事項、業務運営上の課題
	償関係業務の各勘	償関係業務の各勘	各勘定の前中期目標期間	業信用保証勘定、漁業信用保険	_	及び改善方策>
	定において前中期	定において前中期	繰越積立金は、各業務に充	勘定及び漁業災害補償関係勘		_
	目標期間からの繰	目標期間からの繰	てられているか	定に計上の同積立金は、各勘定		
	越積立金があると	越積立金があると		において当期純利益を計上し		<その他事項>
	きは、それぞれの業	きは、それぞれの業		たことから、同積立金の取崩し		_
	務の財源に充てる	務の財源に充てる		を行っていない。		
	こととする。	こととする。				

年度評価 項目別評定調書 (その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第4-4 その他中期目標を達成するために必要な事項

2. 主要な経年データ

その他の中期目標を達成するために必要な事項

- (1) ガバナンスの高度化 (第4-4-(1)参照)
- (2) 情報セキュリティ対策 (第4-4-(2)参照)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による詞	平価		
中地口 標	h#라프	左连急索	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項2 ガバナンスの高度化 (第4-4-(1)参照)3 情報セキュリティ対策 (第4-4-(2)参照)	第4-4-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評定: A 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「4 その他中期目標を達成するために必要な業務」についてはA評価とする。	2つの小項目のうち、1項目

第4-4-(1) ガバナンスの高度化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

		<u>.</u>	·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業務実	議議、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中别日信	中期計画	十 反 司四	土は評価指標	業務実績	自己評価	
2 ガバナンスの高	4 その他中期目標	4 その他	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 <mark>A</mark>
度化	を達成するために		なし	ア 運営委員会	<mark>評定:A</mark>	<評定に至った理由>
	必要な事項			○ 令和4年9月から10月に	運営委員会について、法定審議	中期目標及び中期計画に基づ
(1)運営委員会	(1) ガバナンスの高	(1) ガバナンスの高	<その他の指標>	開催した運営委員会におい	事項に加えて、各業務の重要課題	く取組を適確に実施することは
政府以外の出資	度化	度化	なし	て、中期計画及び令和4年度	の検討状況について報告を行う	<mark>もとより、ガバナンスの高度化</mark>
者や外部有識者を	ア 運営委員会	ア 運営委員会		年度計画の変更について審	など、業務運営の透明性を高め、	の取組として、法人が独自に、
委員とする運営委	政府以外の出	政府以外の出	<評価の視点>	議を行ったほか、業務実績評	実質のある議論を促進し、委員か	マニュアルコンテストを実施
員会を適時に開催	資者や外部有識	資者や外部有識	ガバナンスの高度化に向	価書、決算等について報告を	らの意見等を業務運営に反映さ	し、役員・幹部職員が適切な業
して、これらの委員	者を委員とする	者を委員とする	けた取組は行われている	行った。	せるように取り組んだほか、役員	務の実施について適確に確認す
から示された意見	運営委員会を適	運営委員会を適	か	また、令和5年2月に開催	会や内部統制委員会の開催、監査	ることが可能となる業務マニュ
等を信用基金の業	時に開催して、こ	時に開催して、こ		した運営委員会において、業	の実施等を通じて内部統制の強	アル作成の動機付けや優良事例
務運営に的確に反	れらの委員から	れらの委員から		務方法書の変更、第5期中期	化に取り組んだ。	の表彰・横展開を行ったことか
映させる。	示された意見等	示された意見等		計画及び令和5年度年度計	上記に加え、	<mark>ら、「A」評価が妥当である</mark> 。
(2) 内部統制機能の	を信用基金の業	を信用基金の業		画の作成について審議を行	計画を上回る取組として、	
強化	務運営に的確に	務運営に的確に		った。	① 企画部会では、各部門の独自	<指摘事項、業務運営上の課題
アー役員会	反映させる。	反映させる。			の業務目標の設定、進捗管理及	及び改善方策>
理事長の意思	イ 内部統制機能	イ 内部統制機能		○ 運営委員会において、法定	び業務達成状況の振り返りを	_
決定を補佐する	の強化	の強化		審議事項の審議に加え、「料	実施し、業務運営上、改善すべ	
ため、役員会を定	(ア)役員会	(ア)役員会		率算定委員会」や「業務運営	き点等を部門横断的に共有す	<その他事項>
期的に開催して、	理事長の意	理事長の意		の検証委員会」の結果の報告	るなど、次年度以降の業務運営	_
業務に関する重	思決定を補佐	思決定を補佐		や、業務の概況などについて	の参考になるようにPDCA	
要事項について	するため、役員	するため、役員		情報提供を行うなど、幅広く	サイクルを強化したほか、業務	
意見交換を行う。	会を定期的に	会を定期的に		意見を聞き、今後の業務運営	のマニュアル化の推進のため	
イ 内部統制委員	開催して、業務	開催して、業務		に反映されるよう取り組ん	マニュアルコンテスト等の取	
会	に関する重要	に関する重要		だ。	組を実施、	
理事長をトップ	事項について	事項について			② リスク管理委員会では、リス	
とする内部統制委	意見交換を行	意見交換を行		○ 令和4年度は、新型コロナ	クマネジメント機能を強化す	
員会を開催して、	う。	う。		ウイルスの感染拡大を踏ま	るため、部室課単位で作成して	
各種委員会におけ	(イ)内部統制委員	(イ)内部統制委員		え、ウェブ会議での開催とし	いたリスク対応方針を部門単	
る取組状況をモニ	会	会		た。	位で作成し、部門統一的にリス	
タリングするな	理事長をト	理事長をト			クを把握するように見直した。	

- ど、内部統制を推 進する。 ウ リスク管理委 員会 外部有識者を委 員として含むリス ク管理委員会を開 催して、金融業務 に固有のリスクに ついて統合的なリ スク管理を実施す る。 エ コンプライア ンス 業務の適正な 執行を図るため、 コンプライアン ス委員会におい て外部有識者の 知見を活用する など、コンプライ アンス(法令等導 守) に着実に取り

組む。

- (ウ) リスク管理委 員会

(外委む委しにク合管などのでは、) できる理催務ス統クする できょう できゅう できゅう できる できる できる できる できる できる できる できる できません おく 管開業リてス 施者で管開業リてス 施

(エ) コンプライア ンス

(オ)事務リスク自

主事顕するとは、というでは、これでは、自施、のようでは、自施、というでは、というでは、いいのでは

(力) 監査

- (ウ) リスク管理委 員会

を含理催務ス統クす外委む委しにク合管る有とス会金有つなを調しります。 動にの理。 おった を融のいり実

(エ) コンプライア ンス

業執め、アに有をどア遵取のをンスい者用コス(においる)組のでは、ションのは、カーリのでは、カールのでは、カーリのでは、カーには、カーリのでは、カーのでは

(オ)事務リスク自主 主点検

事頭すり検と結て討ち 事頭すり検と結て討ち の止務点るのをと果改する 検とにいい 検とにいい 検にいい がいまする。 (力)

- イ 内部統制機能の強化
- (ア)役員会
- 役員会を13回開催した。 役員会においては、各業務実 績の報告を受けて年度計画 の進捗管理を行うほか、業務 方法書の変更や運営委員会 の開催など業務運営に関す る重要事項について意見交 換を行い、理事長の意思決定 を補佐した。
- (イ) 内部統制委員会
- 四半期ごとに開催し、各種 委員会の取組状況に係るモニタリング等を実施し、内部 統制を推進した。
- また、企画部会において、中期目標・中期計画の実現に 寄与する業務目標の設定 業務の進捗管理を行うこ業 に加え、各部門においり 己評価の他に法人ともに、業務 の他に法人ともに、業務 の他に法人ともに、業務 において改善すべき でで で、業務等 において改が部門横断的以降の業務の参考になるとど、次年度いになるとともに、新年度の一番の参考になるが、次年度の一番の参考になるが、次年度の一番の参考になる。
- 内部統制委員会における 事故報告を受け、事故発生の 防止について全職員に向け て周知徹底を図った。
- (ウ) リスク管理委員会
- 令和5年3月に開催し、リスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果等について、報告した。

③ 更に、法人統一的に情報システム策定整備・進捗管理を実施するため、計画にはなかった I T化推進委員会を新たに設置し、内部統制委員会にて、その取組状況等に係るモニタリング及び改善策の検討を審議した。

以上のとおり、計画を上回る水 準の取組を行ったことから、Aと する。

<課題と対応>

l —

営が確保される	各部署から	夕如思わら		
		各部署から	O 113 6 7 7 7 1	
ようにする。	独立した内部	独立した内部	○ リスク管理については、	
	監査担当部署	監査担当部署	従来、部室課単位で作成し	
	による内部監	による内部監	ていたリスク対応方針を部	
	査を通じて、ま	査を通じて、ま	門ごとに作成するよう見直	
	た、信用基金か	た、信用基金か	し、部門全体で統一的にリ	
	ら独立した監	ら独立した監	スクを把握可能とすること	
	事及び会計監	事及び会計監	により、リスクマネジメン	
	査人による監	査人による監	ト機能を強化した。	
	査を通じて、法	査を通じて、法		
	令等に則った	令等に則った	(エ)コンプライアンス推進のた	
	適切かつ健全	適切かつ健全	めの取組	
	な業務運営が	な業務運営が	〇 「ハラスメント研修(管理	
	確保されるよ	確保されるよ	職等向け)」・「ハラスメント	
	うにする。	うにする。	研修(一般職員向け)」・「コン	
			プライアンス研修(管理職等	
			向け)」・「コンプライアンス	
			研修(一般職員向け)」と内容	
			ごとに分離し、対象者が重点	
			的に学ぶべき内容を効率的	
			に習得できる形式で実施し	
			た。	
			ー た。 また、信用基金の監理室長	
			等を講師とし、業務の実情に	
			即した研修を実施した。	
			0 /- 57 + 4 - 1/4 75 - 57 - /	
			○ 信用基金の業務に即した	
			設問を役職員より募集し、コ	
			ンプライアンス理解度テス	
			トを実施したほか、コンプラ	
			イアンス・マニュアルやQ&	
			Aの見直し等を行った。	
			,3=0 3 213 7760	
			○ 令和5年2月に、コンプラ	
			イアンス委員会を(書面に	
			て)開催し、令和5年度のコ	
			ンプライアンス・プログラム	
			等の策定や、コンプライアン	
			ス理解度テストの実施結果	
			等について審議を行った。	
			(オ)事務リスク自主点検の実施	
			○ 令和4年8月の業務改善	
			委員会で、事務リスク自主点	
			検の実施方針について審議	
			をした上で、過去の監査等に	
			て ひた工 C、 廻広の 監直寺に	

│ よる指摘事項等を踏まえた │	
事務ミスを点検項目として、	
9月に自主点検を実施した。	
その点検結果を踏まえ、11	
月の業務改善委員会におい	
て、例えば、メール施行にお	
いて、何い漏れ、件名に文書	
番号記載漏れ等の散見され	
たミスに対して、文書管理シ	
ステムを改修し、システム上	
同様のミスが起こらないよ	
うにするなどの改善策を検	
討し、実施した。	
○ 年度内に発生した事故に	
ついて、理事長に対して速や	
かに報告をするとともに、再	
発防止策等を検討し、内部統一	
制委員会に報告を行った。そ	
の後、再発防止の取組実施状	
プログラス ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン	
り随時確認を行った。	
0.054555450045	
○ 令和4年度中にのべ4回 CONTRACT CON	
開催した業務改善委員会に	
おいて、業務改善提案2件の	
審議及び事務リスク自主点	
検の点検結果報告等を行っ	
た。	
(力)監査を通じた適切かつ健全	
な業務運営	
○ 内部監査の実施	
令和4年5月に主務省検	
査を受検したことから、6月	
日本文献のためにある。 「で会和4年度内部監査計画」	
を変更し、変更後の計画に基	
で変更し、変更後の計画に基 で変更し、変更後の計画に基 で変更し、変更後の計画に基	
ての個別内部監査を完遂す	
るとともに、理事長等への実	
施方針や監査結果の報告も	
年度内に実施した。	
また、内部監査における指	
摘事項等のフォローアップ	
について、指摘事項の即時フ	
オローを実施した。	
	1

	○ 各部室課に対し、主務省検査を受検したことにより分かった課題をしっかりと認識させるとともに、課題解決に向けた検討を行わせ、年度末までに全ての部室課に対して、改善措置を終了させた。	
	監事監査の実施 令和4年度監事監査計画 に基づき、監事監査が行わ れ、指摘はなかった。	
	○ 会計監査人による監査の 実施 令和4年11月、令和5年 2月~3月に会計監査人監 査(期中往査)が行われ、指 摘はなかった。	

第4-4-(2) 情報セキュリティ対策

2. 主な経年データ	7
------------	---

と・エで性干ノ ノ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	- 係る目標、計画、業務実	震績、年度評価に係る自己	評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中期日信	中期計画	平 反司四	土は計画指標	業務実績	自己評価	
3 情報セキュリテ	(2) 情報セキュリテ	(2) 情報セキュリテ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
ィ対策	ィ対策	ィ対策	なし	○ サイバー攻撃等の脅威への	評定:B	<評定に至った理由>
「サイバーセキ	「サイバーセキ	「サイバーセキ		対処に万全を期するため、以下	情報セキュリティの強化のた	中期目標及び中期計画に基づ
ュリティ戦略」(平	ュリティ戦略」(平	ュリティ戦略」(平	<その他の指標>	の事項を実施した。	めのセキュリティ機器の安定稼	く取組を適確に実施しているこ
成 27 年9月4日閣	成 27 年9月4日閣	成 27 年9月4日閣	なし	・ 政府機関等の情報セキュリ	働を図り、不正な通信等の監視を	とから、「B」評価が妥当であ
議決定)、「政府機関	議決定)、「政府機関	議決定)、「政府機関		ティ対策のための統一基準や	行った。また、CISOアドバイ	る。
の情報セキュリテ	の情報セキュリテ	等のサイバーセキ	<評価の視点>	個人情報保護法の改正を踏ま	ザーの助言を踏まえ整備した「シ	
ィ対策のための統	ィ対策のための統	ュリティ対策のた	政府の方針等を踏まえ、適	えて、関係規程類の改正等を行	ステム資産管理台帳」、「情報資	<指摘事項、業務運営上の課題
一基準」(平成 28 年	一基準」(平成 28 年	めの統一基準」(令	切な情報セキュリティ対	った。	産管理台帳」の内容を適切に更新	及び改善方策>
8月 31 日サイバー	8月 31 日サイバー	和3年7月7日サ	策の推進に向けた取組は	NISC等から提供される	することで、適切な情報セキュリ	_
セキュリティ戦略	セキュリティ戦略	イバーセキュリテ	行われているか	情報セキュリティ対策に関す	ティ対策の推進を図った。これら	
本部決定) 等の政府	本部決定) 等の政府	ィ戦略本部決定)等		る情報等を基に、システム上で	のことから、Bとする。	<その他事項>
の方針等を踏まえ、	の方針等を踏まえ、	の政府の方針等を		不正な通信等を監視するなど		_
サイバー攻撃等の	サイバー攻撃等の	踏まえ、サイバー攻		の対策を行った。	<課題と対応>	
脅威への対処に万	脅威への対処に万	撃等の脅威への対		・ オンラインによるNISC	_	
全を期するととも	全を期するととも	処に万全を期する		等主催の情報セキュリティ対		
に、情報セキュリテ	に、情報セキュリテ	とともに、平成 29		策のための統一基準群に関す		
ィに関する知識や	ィに関する知識や	年度に設置したC		る勉強会等に参加し、セキュリ		
経験を有する専門	経験を有する専門	ISOアドバイザ		ティ対策に対する知識の向上		
家の活用を通じて	家の活用を通じて	ーの専門的な知見		に取り組んだ。		
体制を整備し、個人	体制を整備し、個人	の活用を通じて体		・ CISOアドバイザーの助		
情報の保護を含む	情報の保護を含む	制を整備し、個人情		言を踏まえ整備した「システム		
適切な情報セキュ	適切な情報セキュ	報の保護を含む適		資産管理台帳」と「情報資産管		
リティ対策を推進	リティ対策を推進	切な情報セキュリ		理台帳」を、機器更新等の都度		
する。	する。	ティ対策を推進す		適切に更新したほか、情報資産		
		る。		毎のリスク分析を実施し、適切		
				に情報セキュリティ対策の推		
				進を図った。		
				・ 役職員の情報セキュリティ		
				意識の向上を図るため、全役職		
				員を対象とする情報セキュリ		

した。			ティ研修を実施するとともに、 標的型攻撃メール訓練を実施 した。	
-----	--	--	--	--

1. 令和4事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位:百万円)

	科目		総	計	農業信田	保険勘定	林業信田	保証勘定	漁業信用	保 除勘定	農業促除	関係勘定	渔業災宝補		
科 日 		1	 予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
受	入 事	業 交	付 金		717	33	51	440	440	448	226	_	-	-	-
民	間	出	資 金	80	9	-	_	80	9	0	_	_	-	_	-
事	業	収	入	182, 869	73, 454	25, 469	22, 769	10,878	7, 791	13, 837	11, 379	81, 185	-	51, 501	31, 515
運	用	収	入	464	472	187	193	119	119	138	138	14	15	5	5
借		入	金	102, 099	36, 763	-	-	1	1	ı	1	79, 399	1	22, 700	36, 763
そ	の他	の	収 入	4	17	3	0	1	6	0	11	ı	0	0	0
	合	計	ŀ	286, 437	111, 432	25, 692	23, 013	11, 518	8, 366	14, 423	11, 754	160, 598	15	74, 206	68, 284

(2) 支出

(単位:百万円)

	彩	1	目		目		目		目		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
	·						予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算				
	民	間	出資	金	100	49	-	-	100	49	_	-	ı	ı	_	-						
運	事		業	費	281, 335	106, 505	25, 419	20, 747	10, 954	6, 029	14, 470	10, 943	161, 324	500	69, 168	68, 286						
営		般	管理	里 費	2, 107	1,607	953	711	637	500	476	356	21	17	20	22						
経費		直挂	妾 業 🤻	務 費	346	73	215	46	55	15	72	12	4	0	1	0						
賃		管耳	里業	務 費	433	418	203	207	138	123	81	81	7	4	5	4						
		人	件	費	1, 328	1, 116	536	459	445	362	323	263	10	13	14	18						
	숨	Ì	計		283, 543	108, 161	26, 372	21, 458	11,692	6, 579	14, 946	11, 299	161, 345	517	69, 188	68, 308						

2. 令和4事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位:百万円)

						-1										
	科		目		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
					計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
∜ ∀	政府	守事業3	で付金収	入	875	670	27	9	417	75	432	586	_	-	_	_
経常	事	業	収	入	6, 525	5, 649	4, 907	4, 202	329	306	1, 148	1,076	65	1	75	65
1[17	財	務	収	益	456	467	186	191	120	118	131	137	14	16	5	6
益	引	当 金	等 戻	入	-	849	_	344	-	413	-	91	-	ı	_	0
	雑			益	4	2	3	0	1	2	0	0	-	0	0	0
前中	期目標	票期間繰越	植立金取崩	額	1	2	_	-			_		_	2	_	_
当	期	総	損	失	1, 591	-	712	-	400	-	540	1	-	ı	_	_
	合	•	計		9, 451	7,639	5, 835	4, 747	1, 266	913	2, 251	1,890	79	18	81	71

(2)費用

(単位:百万円)

漁業災害補償	関係勘定 実績
計画	実績
_	_
0	_
20	17
1	0
5	3
15	14
0	0
23	3
-	-
-	0
-	0
-	_
37	49
81	71
	0 20 1 5 15 0 23 - - - - 37

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 令和4事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位:百万円)

科目	総	計	農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	184, 263	74, 658	25, 700	23, 022	11, 439	8, 357	14, 419	11, 743	81, 199	15	51, 506	31, 521
投資活動による収入	7	2	0	ı	0	0	6	2	ı	ı	ı	-
財務活動による収入	102, 179	36, 783	_	ı	80	9	0	11	79, 399	1	22, 700	36, 763
前年度からの繰越金	160, 534	168, 913	60, 391	63, 891	42, 388	43, 987	52, 874	56, 097	3, 847	3, 853	1,034	1,085
合 計	446, 982	280, 357	86, 091	86, 913	53, 908	52, 353	67, 299	67, 853	164, 445	3, 869	75, 240	69, 369

(2) 支出

(単位:百万円)

	(4)	÷1										
科目	総	計	農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	161, 892	61,031	26, 365	21, 531	11, 592	6, 516	14, 945	11, 290	81, 945	517	27, 044	21, 176
投資活動による支出	17	56	15	33	1	14	1	9	0	0	0	0
財務活動による支出	121, 643	47, 180	-	-	100	49	-	-	79, 399	-	42, 144	47, 131
翌年度への繰越金	163, 430	172, 089	59, 711	65, 349	42, 215	45, 773	52, 352	56, 553	3, 100	3, 351	6, 052	1,061
合 計	446, 982	280, 357	86, 091	86, 913	53, 908	52, 353	67, 299	67, 853	164, 445	3, 869	75, 240	69, 369

⁽注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

令和4年度業務収支

(単位:百万円)

科目	総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	T	(質関係勘定
科目	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	824	617	33	9	360	22	432	586	_	1	_	_
事業収入	6, 748	5, 743	4, 907	4, 213	489	382	1, 144	1,067	63	ı	144	80
保険料収入	3, 322	2,975	2, 673	2, 350	-	ı	648	625	-	ı	-	-
回収金収入	2, 730	2, 305	2, 234	1,863	-		496	442	-	1	-	_
保証料収入	296	240	_	ı	296	240	-	ı	ı	ı	1	ı
求償権回収収入	193	142	_	-	193	142	_	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	207	80	_	-	-	-	-	-	63	_	144	80
収益合計	7, 572	6, 360	4, 939	4, 223	849	405	1,576	1,653	63	-	144	80
政府事業交付金繰入	_	10	_	10	_	_	_	_	_	_	_	_
事業費	7, 024	2,540	4, 557	1, 761	806	260	1,662	519	_	1	-	-
保険金	6, 070	2, 156	4, 557	1, 761	-	_	1, 513	395	-	_	-	-
保険料払戻金	26	25	_	-	-	-	26	25	-	-	-	-
代位弁済費	806	260	_	-	806	260	-	-	-	_	-	-
国庫納付金	123	99	_	-	-	_	123	99	-	_	-	-
財務費用												
支払利息	57	3	-	-	-	-	-	-	34	-	23	3
費用合計	7, 082	2, 553	4, 557	1, 771	806	260	1,662	519	34	_	23	3
収 支 差	490	3,807	383	2, 452	43	145	△86	1, 134	29	_	121	76